

介護保険における 福祉用具・住宅改修の現状

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険制度における福祉用具サービス

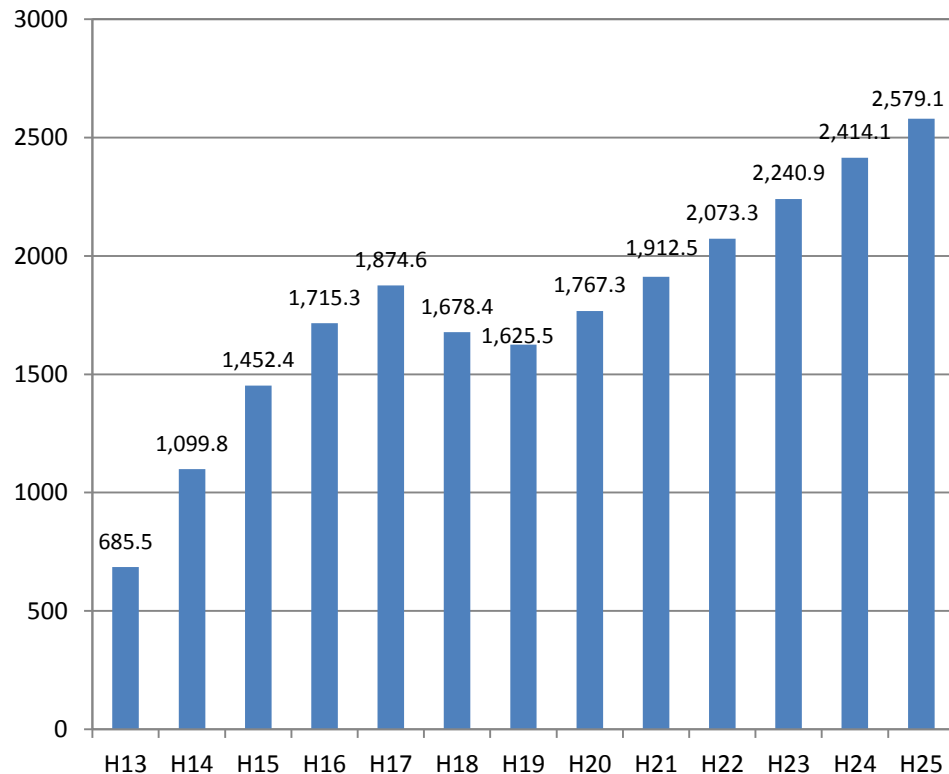
	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)の購入(償還払い)
対象種目	・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) ・自動排泄処理装置	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内(4/1～3/31の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

福祉用具貸与の保険給付の状況（１）

- 平成25年度の福祉用具貸与費は約2,580億円（対前年比約7%増）である
- 貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額は、近年、対前年度約3%増である

福祉用具貸与の費用額の推移（介護予防を含む）

（単位：億円）

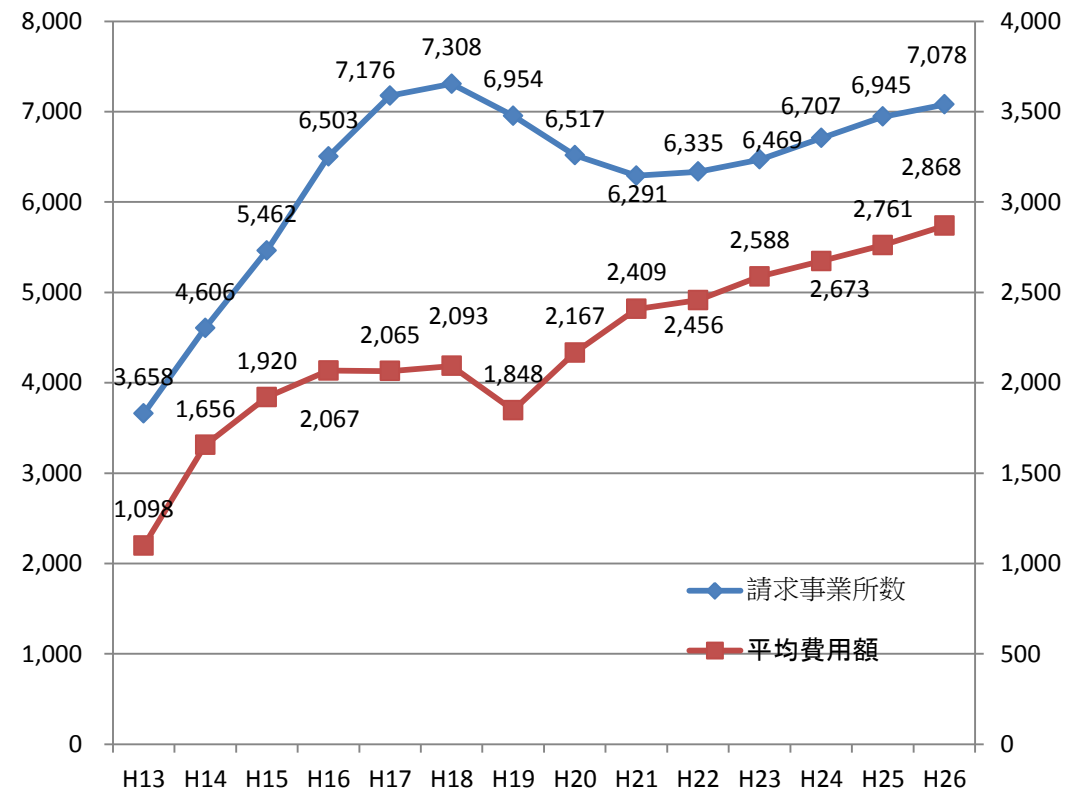


出典：平成25年度 介護給付費実態調査の概況

福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額の推移

（単位：か所）

（単位：千円）

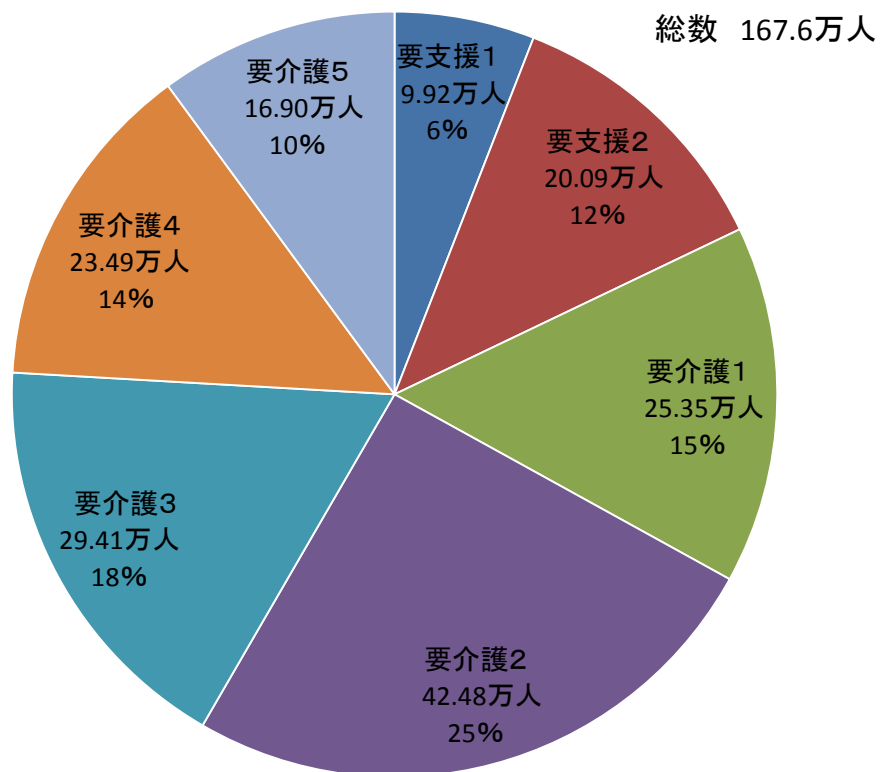


出典：介護給付費実態調査月報（各年4月現在）

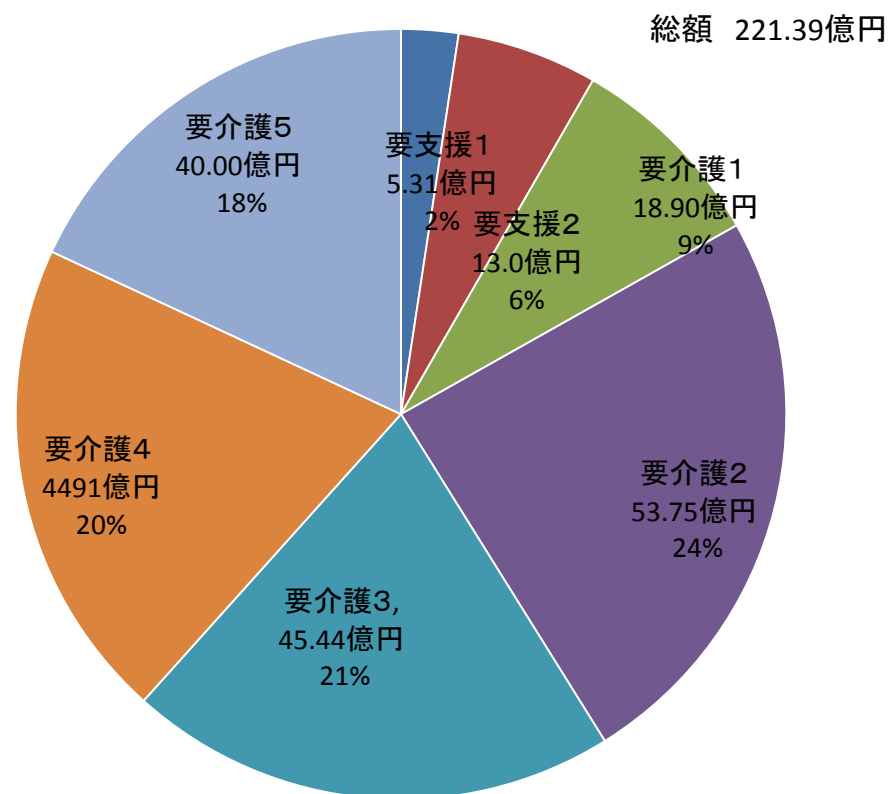
福祉用具貸与の保険給付の状況（２）

- 福祉用具貸与費の受給者数は、全体で167.6万人である。（H26.4サービス提供分）
- 福祉用具貸与費の費用額は、全体で約221.39億円である（同）

福祉用具貸与の要介護度別受給者数



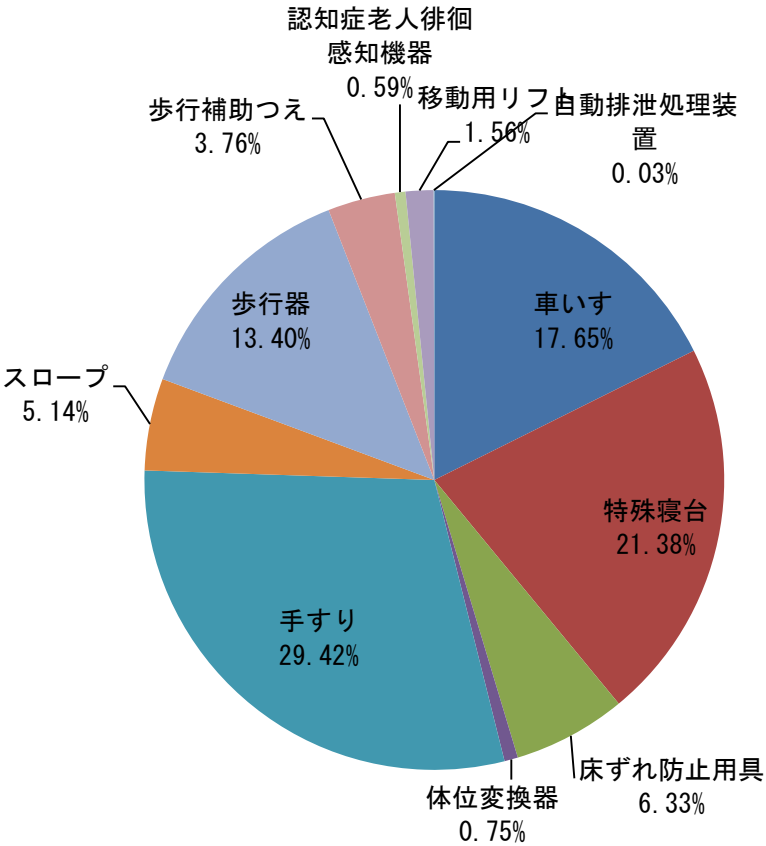
福祉用具貸与の要介護度別費用額



福祉用具貸与の保険給付の状況（3）

○ 福祉用具貸与の種目別の利用割合(件数)は、手すり(29.42%)、特殊寝台(22.38%)、車いす(17.65%)の順に多く、全体の約7割を占める。

福祉用具貸与費種目別（車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く）
（平成26年8月審査分）



出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合(件数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
総数	4.0%	9.3%	13.0%	24.6%	19.2%	16.9%	13.1%	100%
車いす	1.3%	3.9%	7.0%	22.1%	22.5%	24.3%	18.9%	100%
特殊寝台	0.7%	2.6%	5.6%	29.4%	23.7%	21.3%	16.9%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.6%	2.0%	10.3%	14.1%	28.4%	44.5%	100%
体位変換器	0.0%	0.4%	0.7%	4.3%	6.8%	22.7%	65.1%	100%
手すり	7.0%	14.9%	21.6%	26.5%	17.1%	9.8%	3.1%	100%
スロープ	1.6%	4.9%	7.6%	16.0%	20.2%	26.9%	22.9%	100%
歩行器	9.1%	20.0%	21.5%	26.5%	14.2%	6.9%	1.8%	100%
歩行補助つえ	6.4%	17.4%	18.9%	28.7%	17.5%	9.0%	2.2%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	3.7%	15.1%	33.3%	34.7%	13.7%	100%
移動用リフト	0.7%	3.5%	5.6%	23.7%	23.0%	22.3%	21.3%	100%
自動排泄処理装置	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	25.0%	33.3%	92%

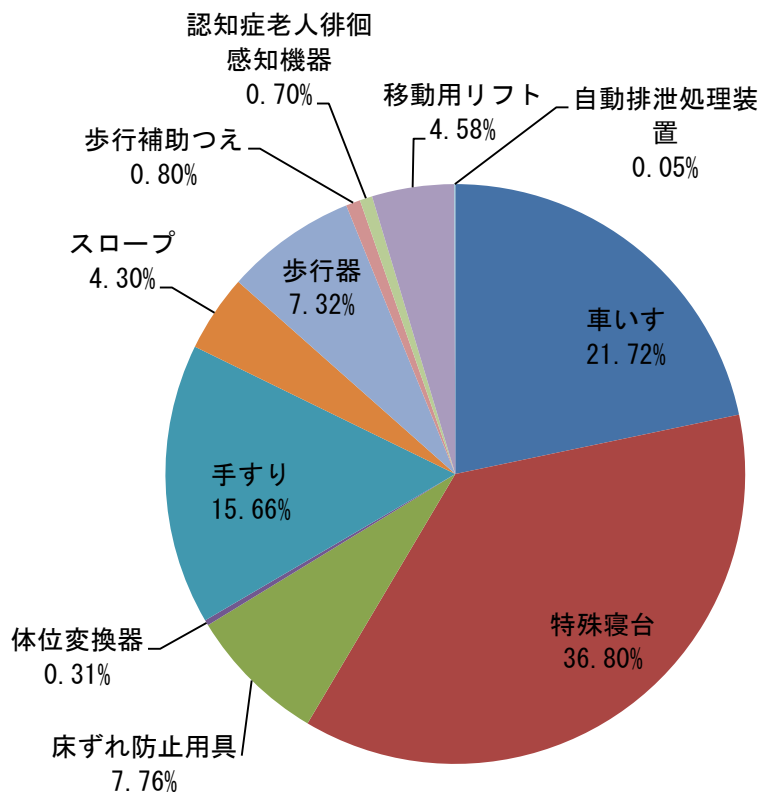
注：自動排泄処理装置については、給付件数が少数であり、統計数値が千件単位であることから、要介護度別利用割合に誤差が含まれる。

出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

福祉用具貸与の保険給付の状況（４）

○ 福祉用具貸与の種目別の利用割合(単位数)は、特殊寝台(36.80%)、車いす(21.72%)、手すり(15.66%)の順に多く、全体の約7.5割を占める。

福祉用具貸与費種目別(車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く)
(平成26年8月審査分)



出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

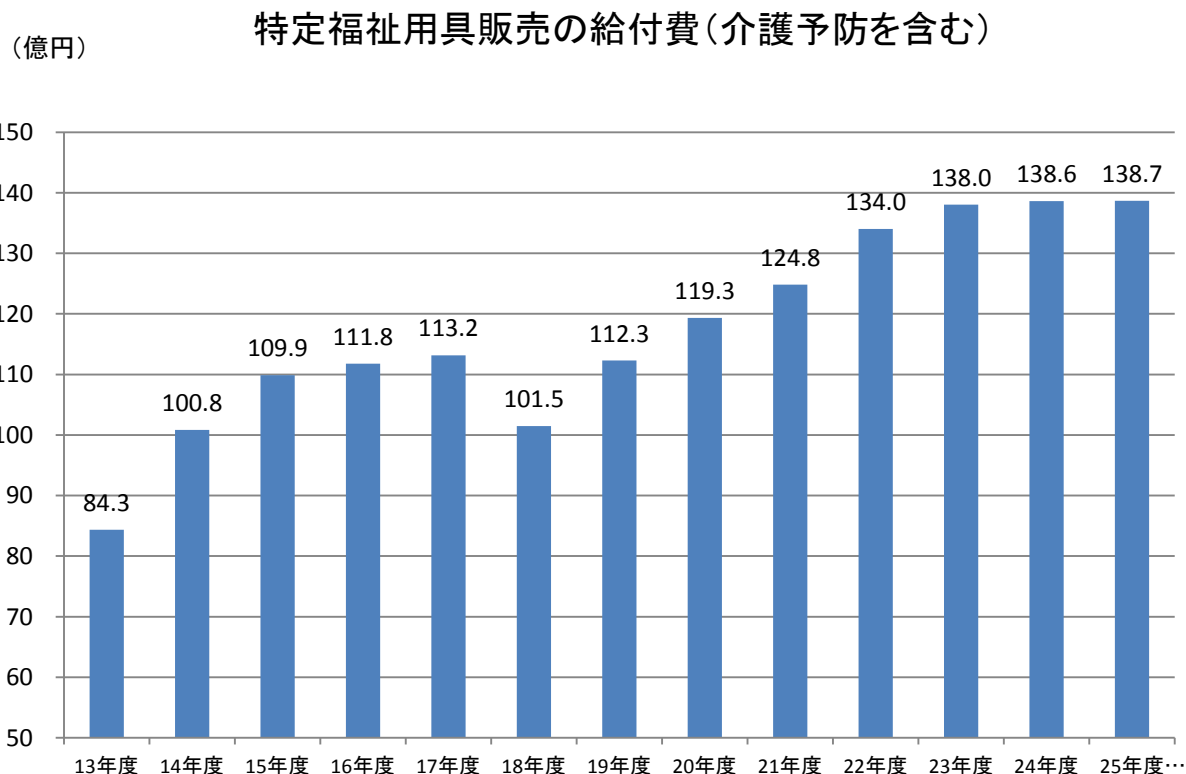
福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合(単位数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
総数	2.8%	6.7%	9.3%	23.8%	19.8%	19.6%	18.0%	100%
車いす	3.3%	7.4%	8.0%	21.9%	19.7%	21.0%	18.8%	100%
特殊寝台	0.7%	2.5%	5.4%	28.4%	23.2%	21.6%	18.2%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.5%	1.7%	8.6%	12.3%	27.4%	49.4%	100%
体位変換器	0.1%	0.4%	0.9%	4.6%	6.6%	22.0%	65.3%	100%
手すり	7.0%	14.8%	21.5%	26.8%	17.2%	9.7%	3.0%	100%
スロープ	0.4%	1.5%	3.5%	11.7%	20.4%	32.3%	30.2%	100%
歩行器	9.1%	20.2%	21.6%	26.5%	14.1%	6.8%	1.8%	100%
歩行補助つえ	6.4%	17.5%	19.0%	28.7%	17.4%	8.9%	2.2%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	3.5%	14.9%	33.3%	34.5%	13.8%	100%
移動用リフト	0.5%	2.8%	4.6%	20.3%	21.7%	24.3%	25.8%	100%
自動排泄処理装置	0.3%	0.8%	3.9%	14.9%	18.2%	28.9%	32.9%	100%

出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

(参考) 特定福祉用具購入費の状況

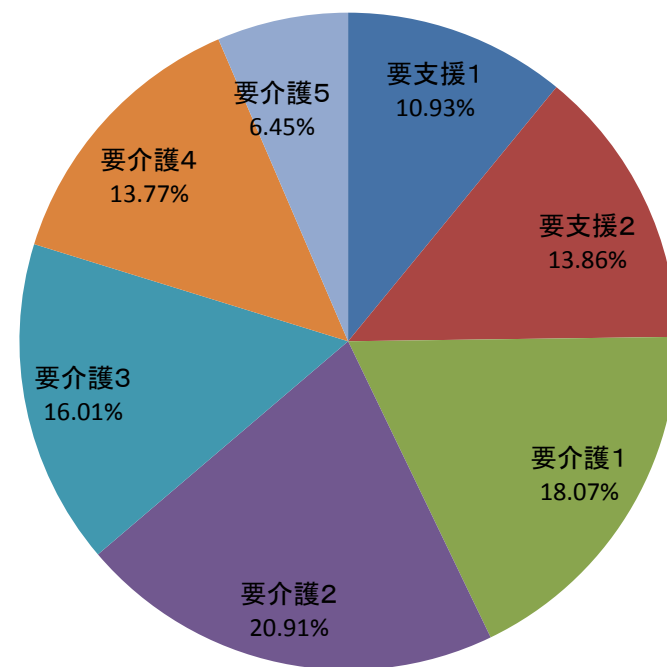
- 特定福祉用具購入に係る給付費は、年間約139億円である(平成25年度暫定)
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の6割以上を占めている。



出典:介護保険事業状況報告 平成24年度年報
平成25年度は25年4月から26年3月暫定版の積算

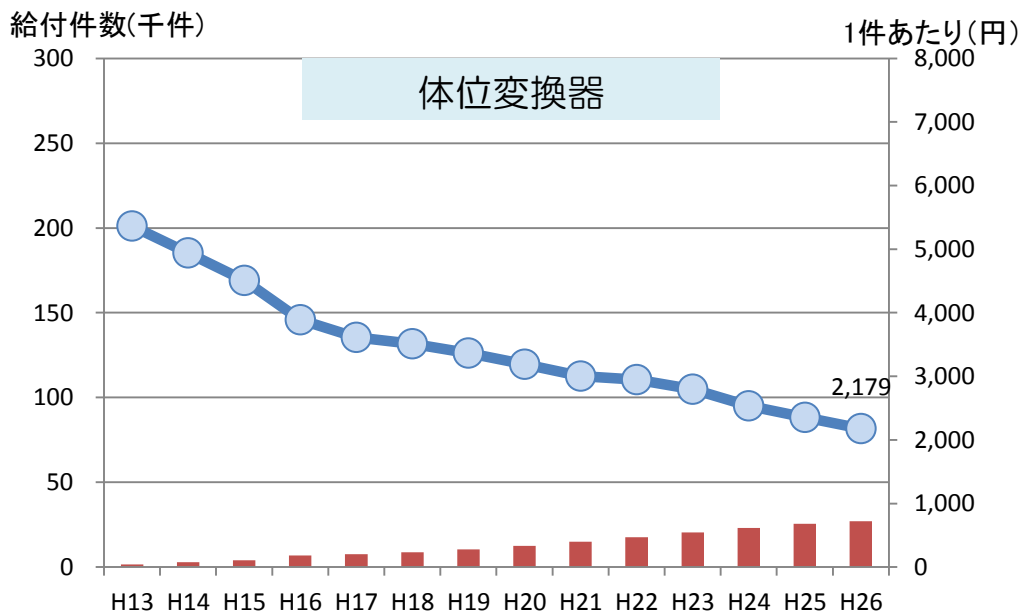
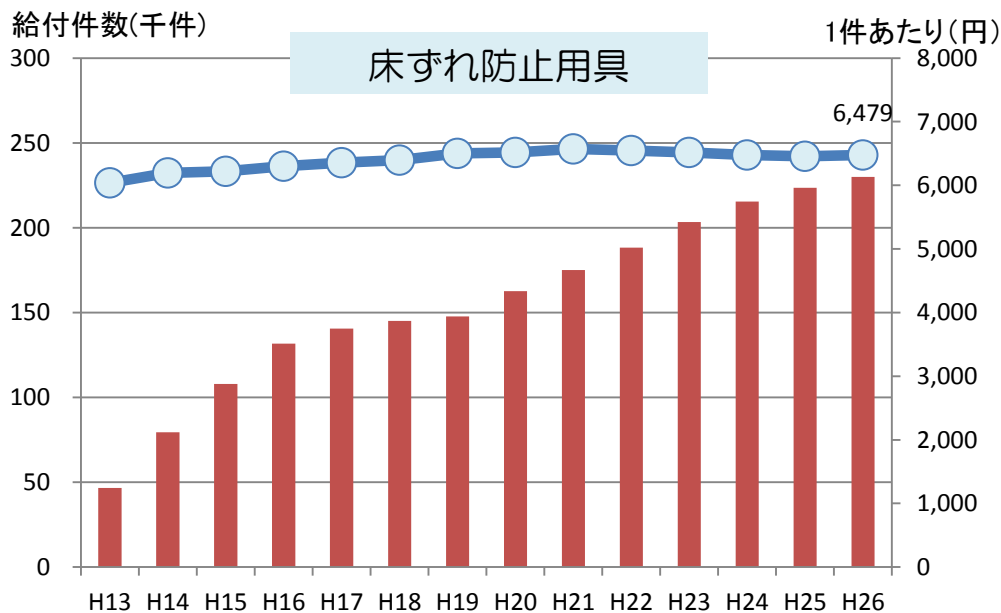
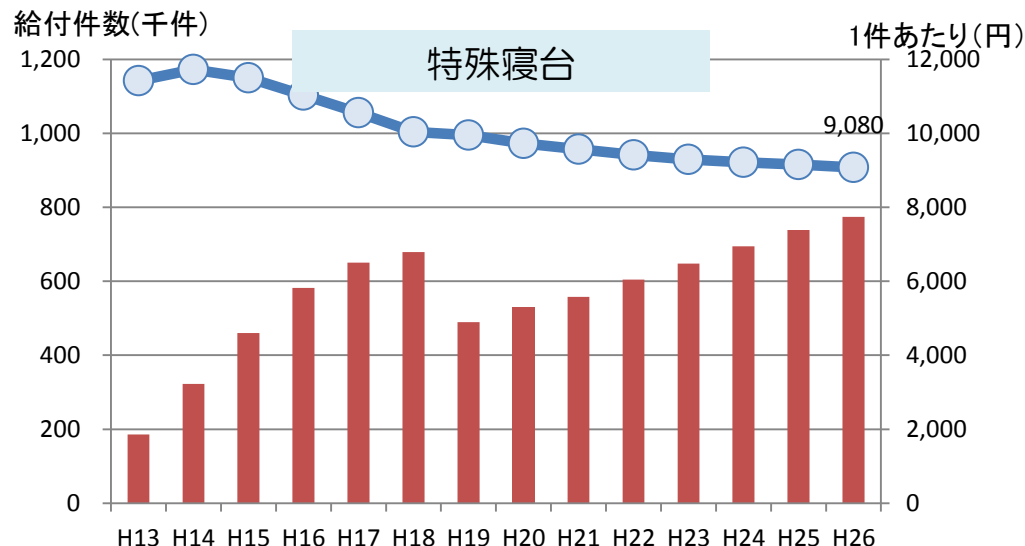
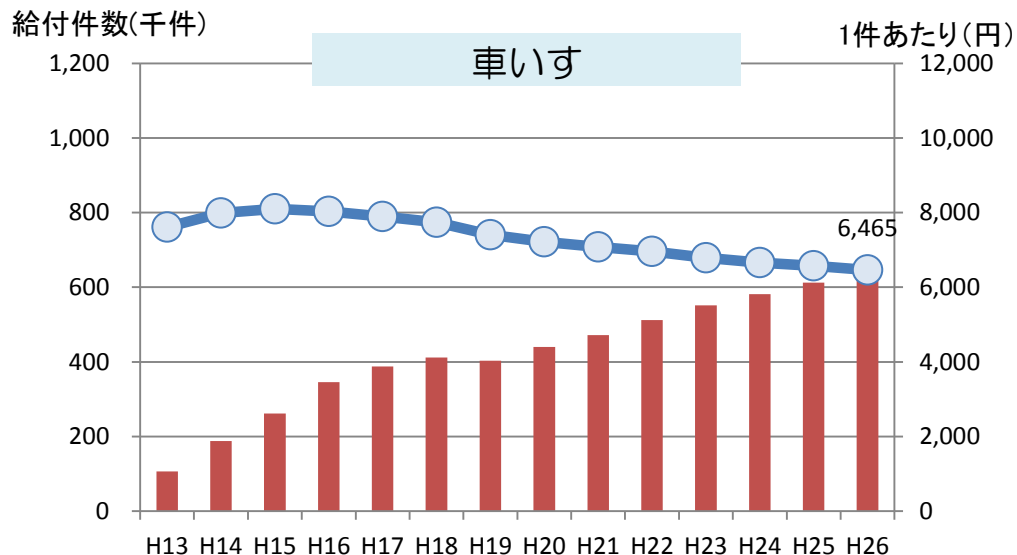
※ 給付費＝自己負担分を除く。

特定福祉用具販売の給付費
(平成26年8月支出決定分)

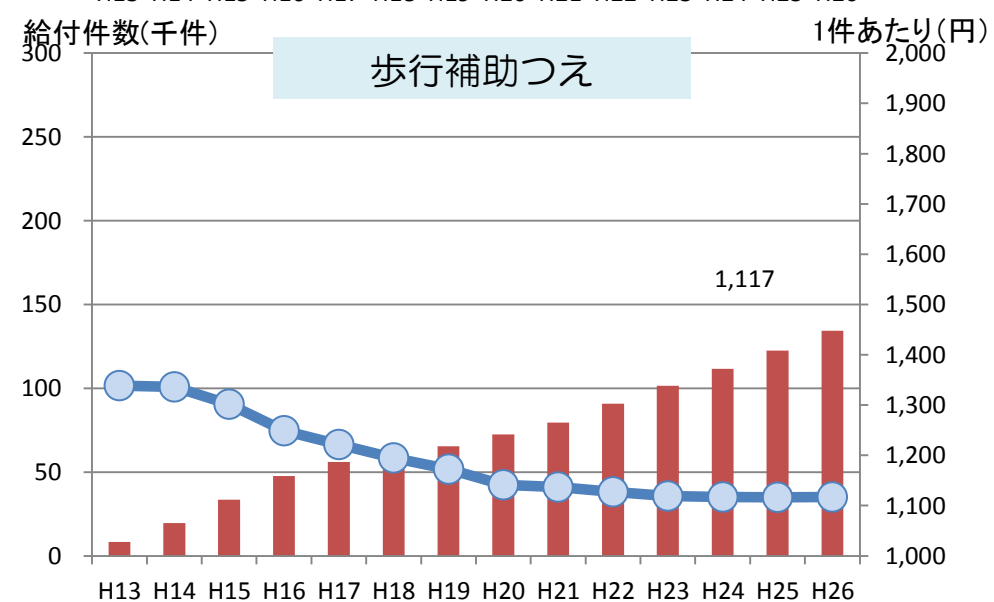
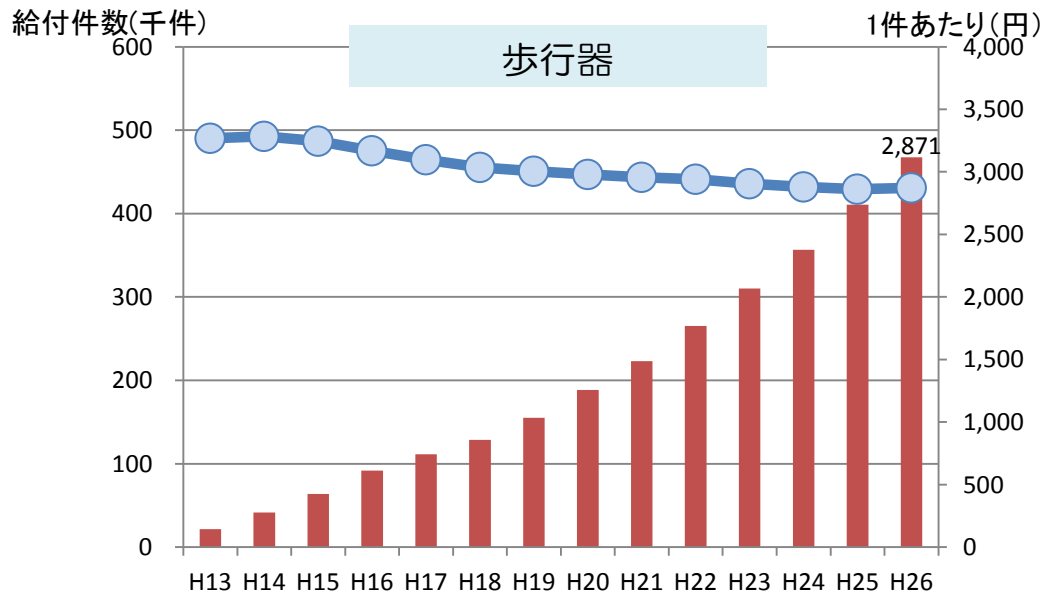
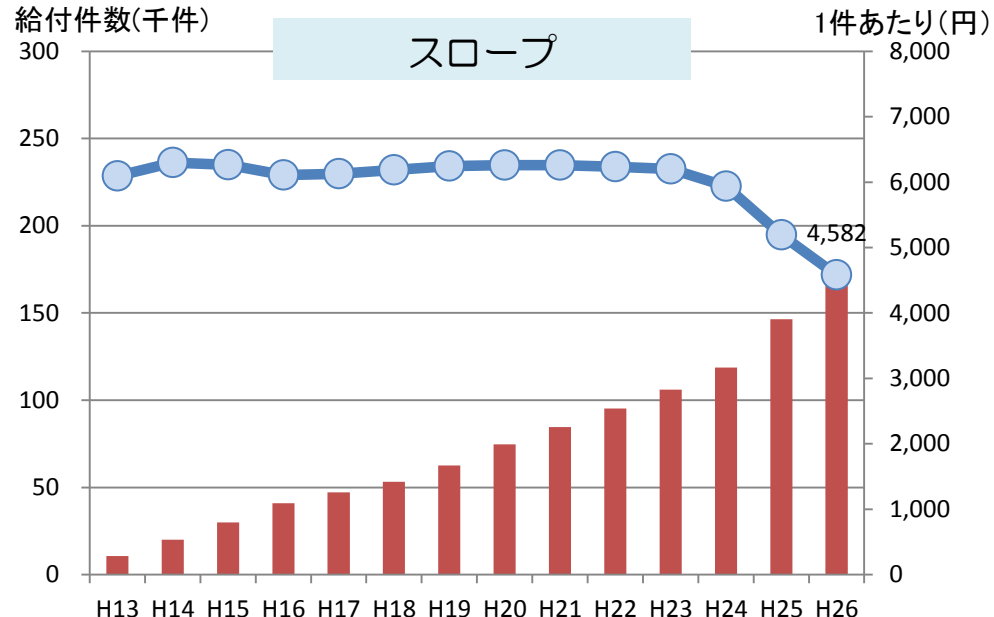
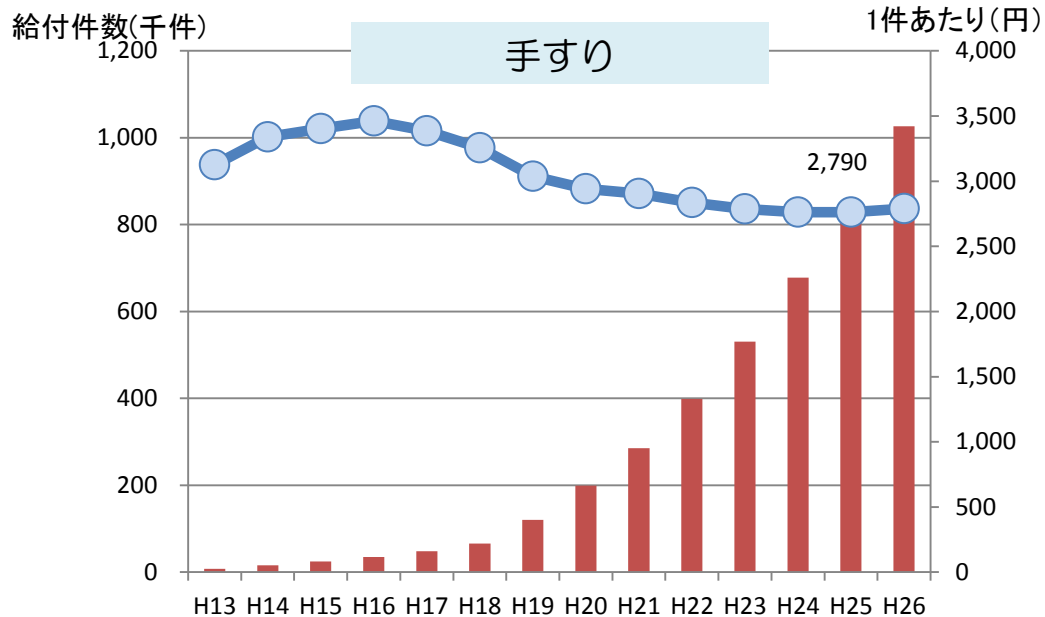


出典:介護保健事業状況報告月報(暫定版)
平成26年8月

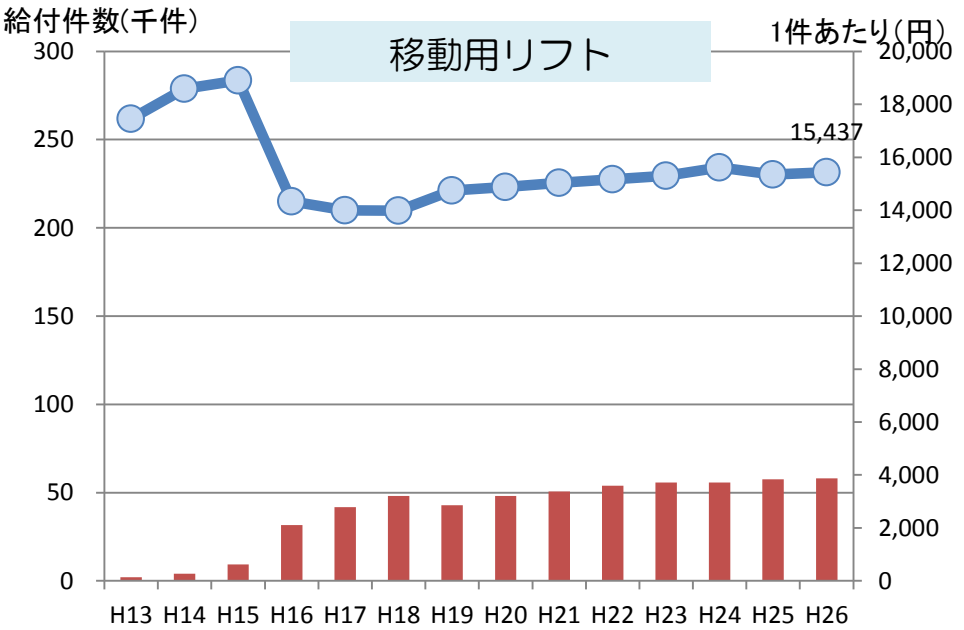
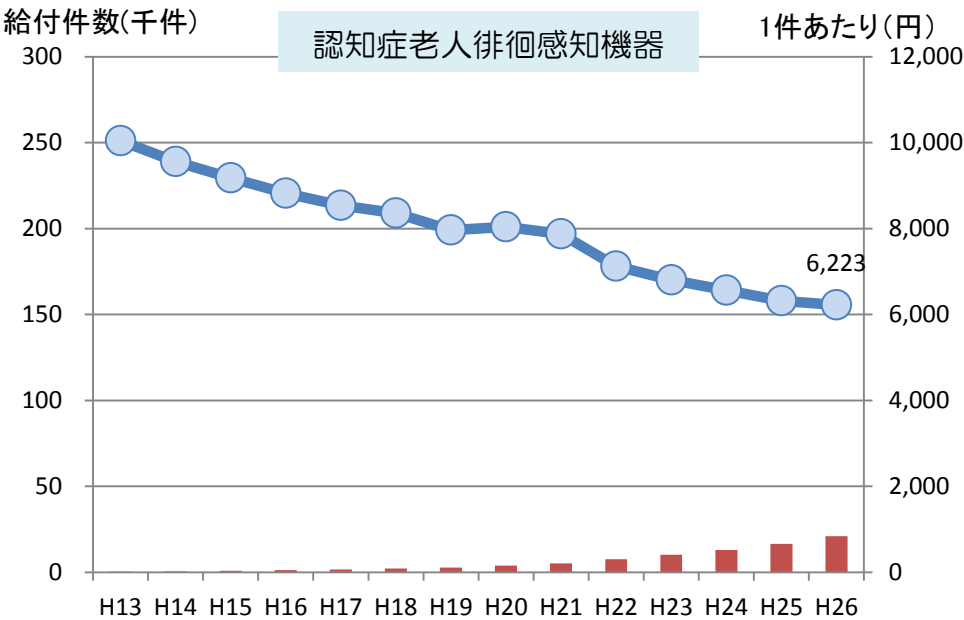
福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ①



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ②



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ③



出典:介護給付費実態調査月報(各年4月サービス提供分)

介護保険における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき(*)は、必要な書類(住宅改修が必要な理由書等)を添えて、申請書を提出し、工事完成后、領収書等の費用発生の実態がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額(20万円)の9割(18万円)が上限となる。

(*)やむを得ない事情がある場合には、工事完成后に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- (1)手すりの取付け
- (2)段差の解消
- (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(*)
- (4)引き戸等への扉の取替え
- (5)洋式便器等への便器の取替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

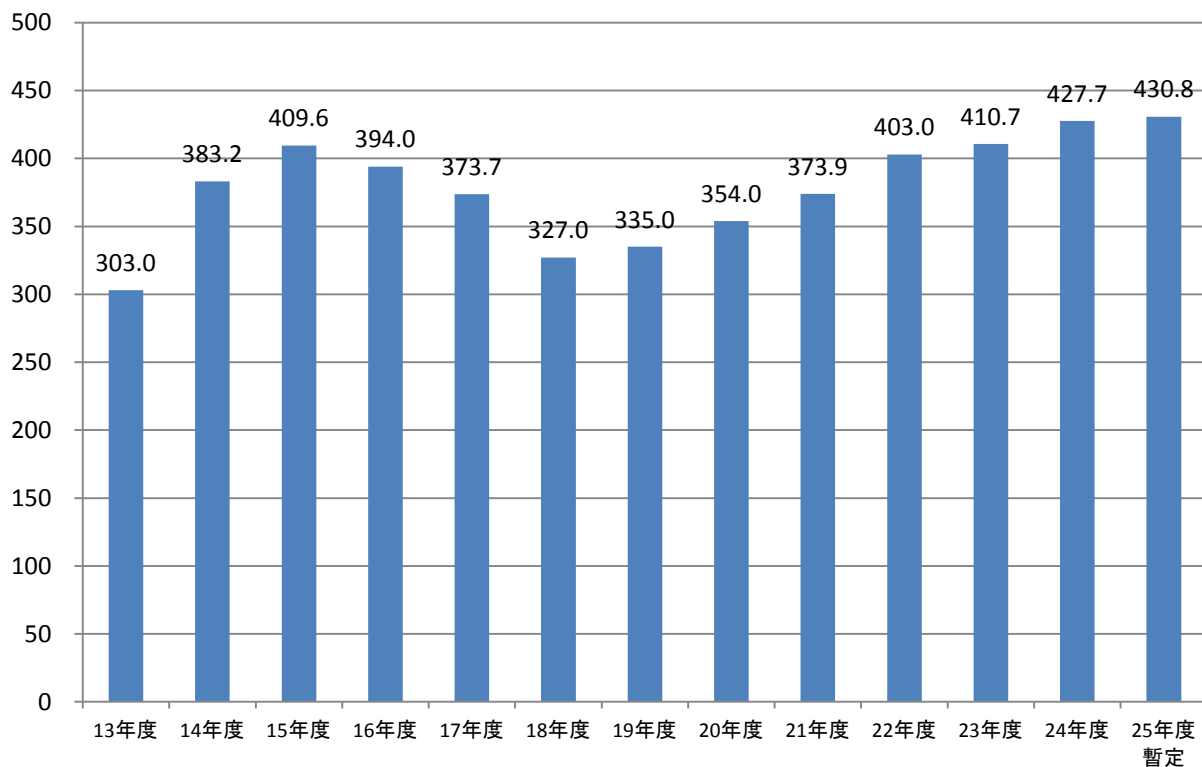
20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき(3段階上昇時)、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

介護保険制度における住宅改修費の状況

- 住宅改修に係る給付費は、年間430.8億円である(平成25年度暫定)。
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の約4分の3である。

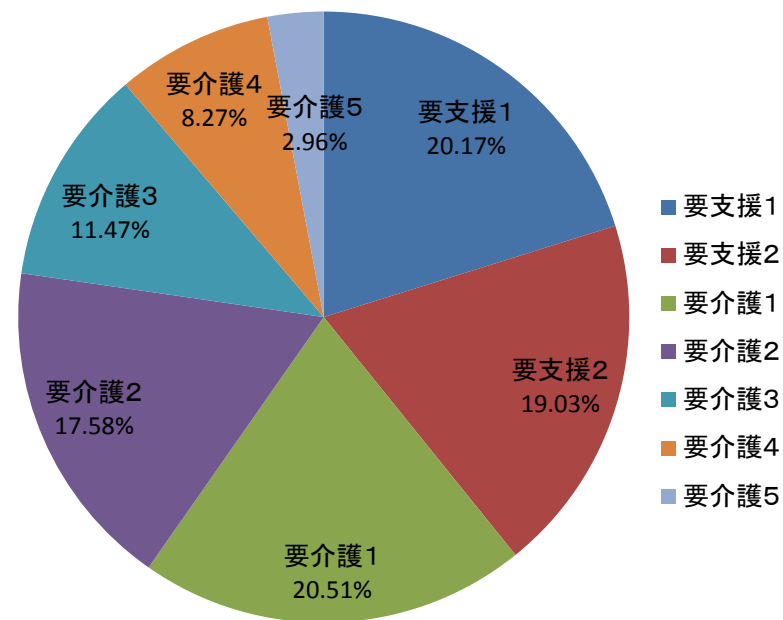
(億円) 住宅改修費の給付費(介護予防を含む)



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
平成25年度は25年4月から26年3月暫定版の積算

※ 給付費＝自己負担分を除く。

住宅改修費の給付費
(平成26年7月支出決定分)



出典:介護保健事業状況報告月報(暫定版)平成26年8月分

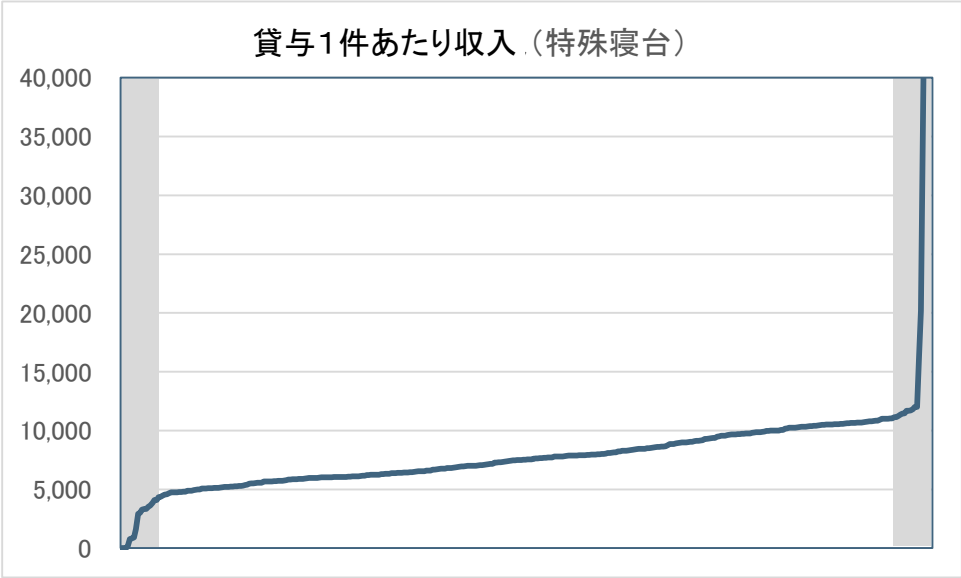
福祉用具の種類別にみた貸与1件あたり収入、機器仕入コスト

◆グラフ・数値の見方

- 各設問に解答した事業所の回答を、数値の小さいものから順に左から並べてグラフを作成。
- 最小値、最大値の付近は、はずれ値が生じるため、有効回答のうち、上下5%に含まれる回答をエラー値とみなし、集計対象から除外して平均値、中央値を算出。
- グラフは、この除外された部分をグレーに表記し、その処理が適正であることを確認するために作成。
- 上下5%を除外した補正後の平均値が、中央値と近いほど、回答に偏りがないと見なすことができる。
- また、グラフの形状が寝ているほど、事業所による回答数値に差が少ないことを、グラフが立っているほど回答数値に差があることを示す。
- 本分析では、このような形でデータクリーニング及び補正を行った後の「平均値(補正後)」を用いて各種目別の1件・1月あたりの金額に換算して、価格構造の分析を行う。

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 475.4件

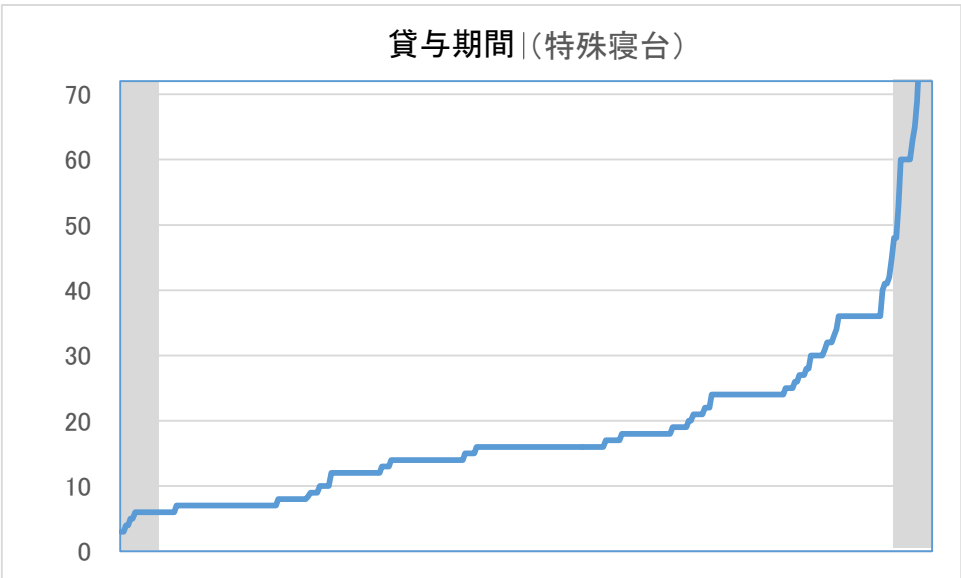
最大 78,744.6
(補正後) 11,021.8

最小 0.0
(補正後) 4,474.7

平均値 8,244.3
(補正後) 7,667.1

中央値 7,533.5

貸与期間(月)



最大 138
(補正後) 42

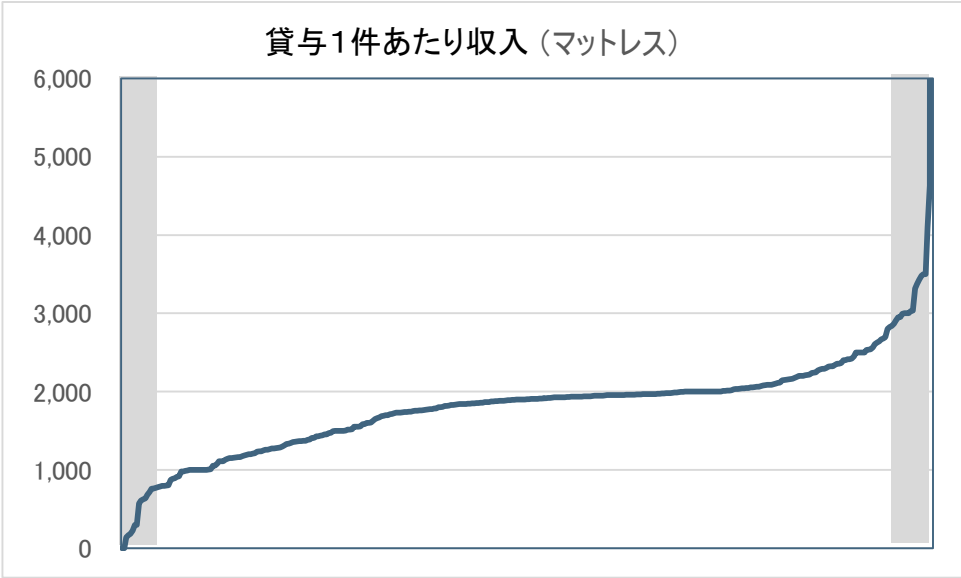
最小 3
(補正後) 6

平均値 19.4
(補正後) 17.2

中央値 16

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

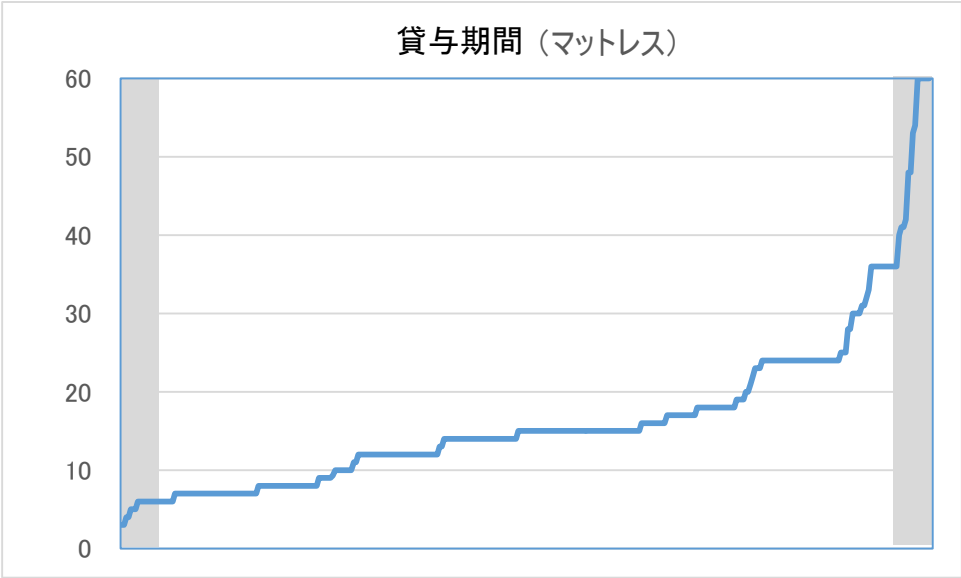
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 351.3件 (特殊寝台に対し73.9%)

最大	45,187.1
(補正後)	2,865.4
最小	1.5
(補正後)	796.1
平均値	1,912.2
(補正後)	<u>1,795.1</u>
中央値	1,902.0

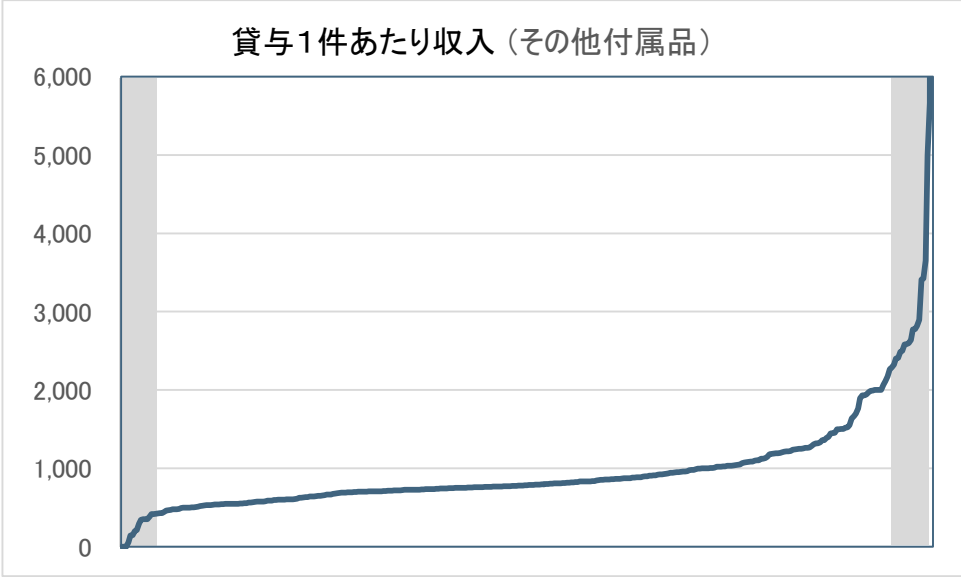
貸与期間(月)



最大	63
(補正後)	36
最小	3
(補正後)	6
平均値	16.5
(補正後)	<u>15.3</u>
中央値	15

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

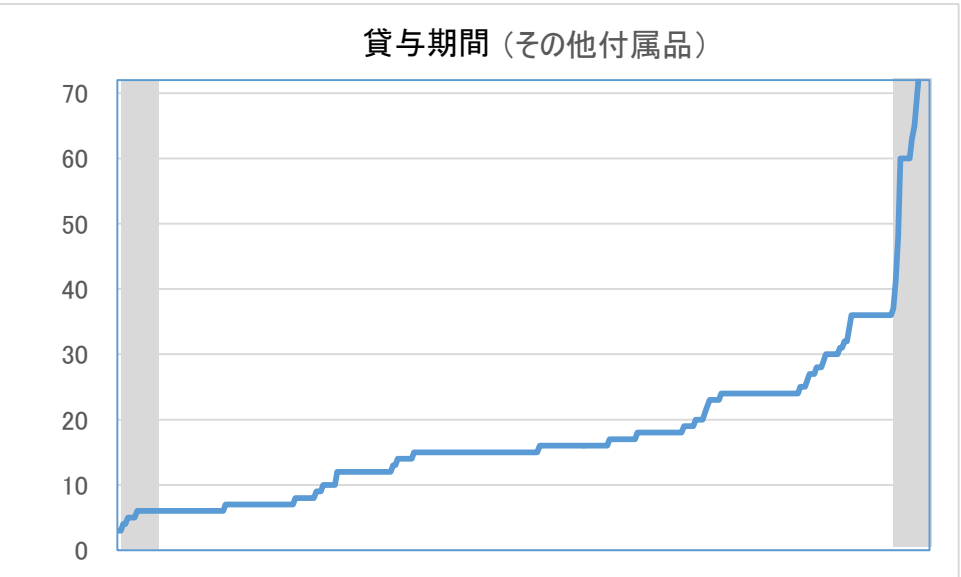
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 863.6件 (特殊寝台に対し181.7%)

最大	28,163.1
(補正後)	2,285.7
最小	0.2
(補正後)	430.0
平均値	1,035.0
(補正後)	<u>894.6</u>
中央値	789.6

貸与期間(月)



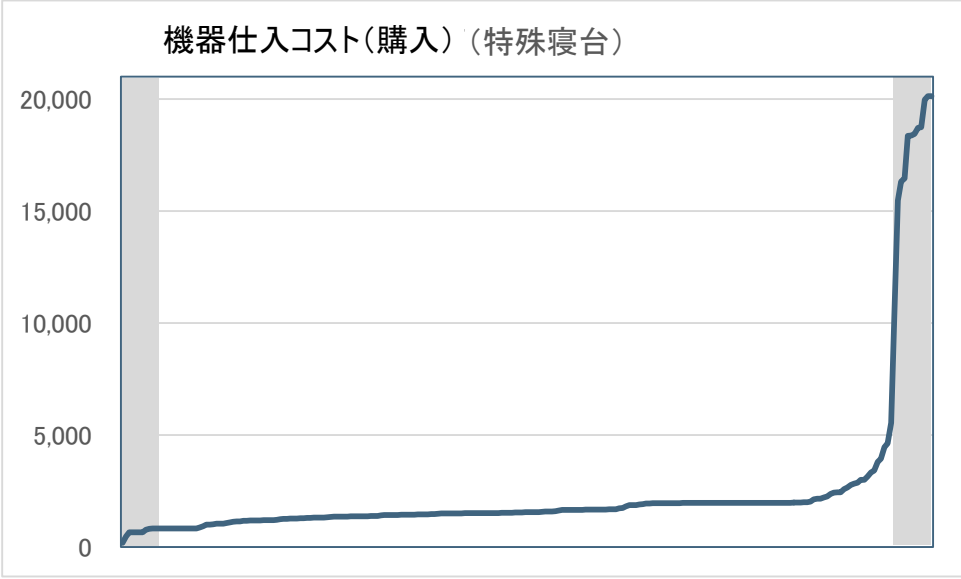
最大	104
(補正後)	36
最小	3
(補正後)	6
平均値	18.3
(補正後)	<u>16.5</u>
中央値	15

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

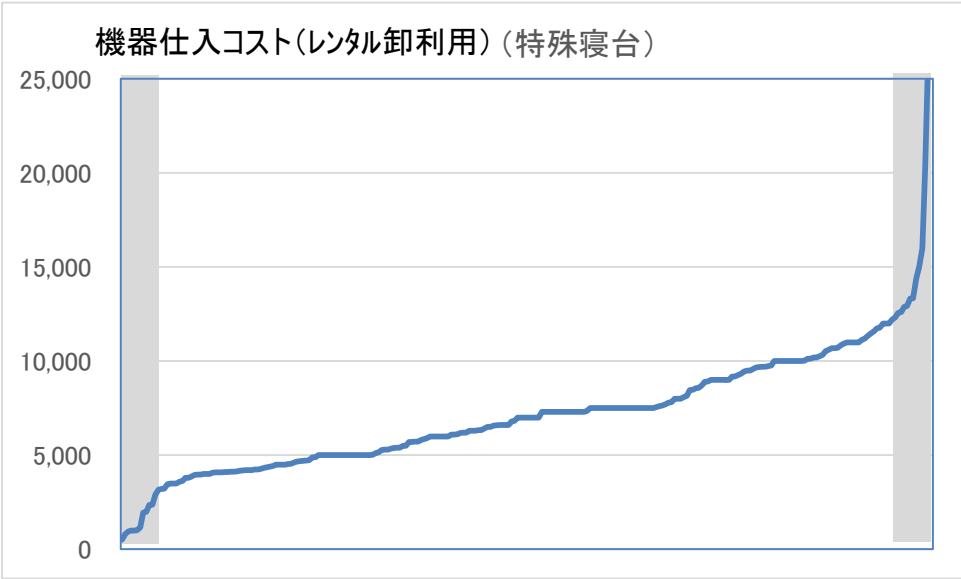
= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 475.4件	
最大	20,139.3
(補正後)	5,555.6
最小	196.7
(補正後)	833.3
平均値	2,446.3
(補正後)	<u>1,708.2</u>
中央値	1,559.5

参考; 機器単価	
平均値	117,321.1
(補正後)	117,016.4
中央値	114,137.5

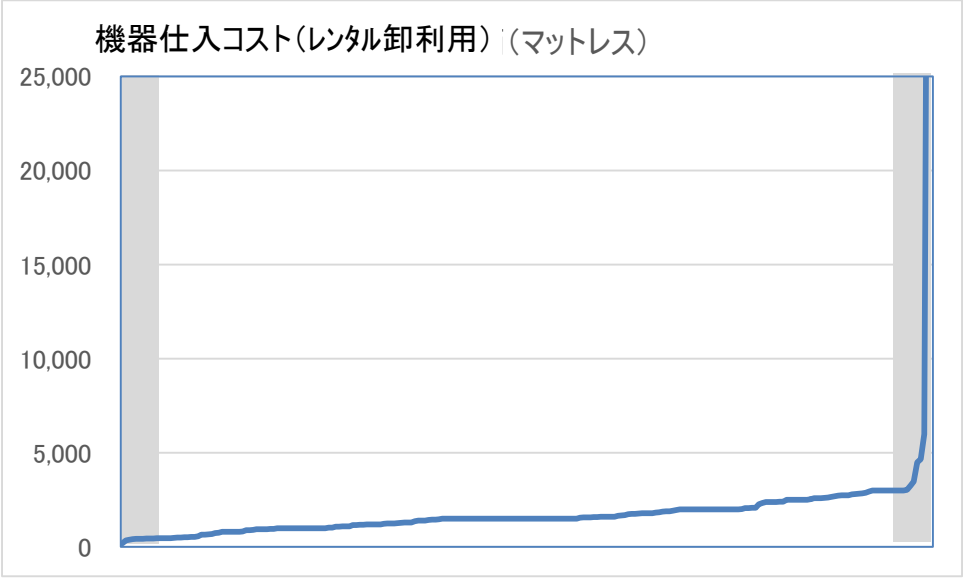
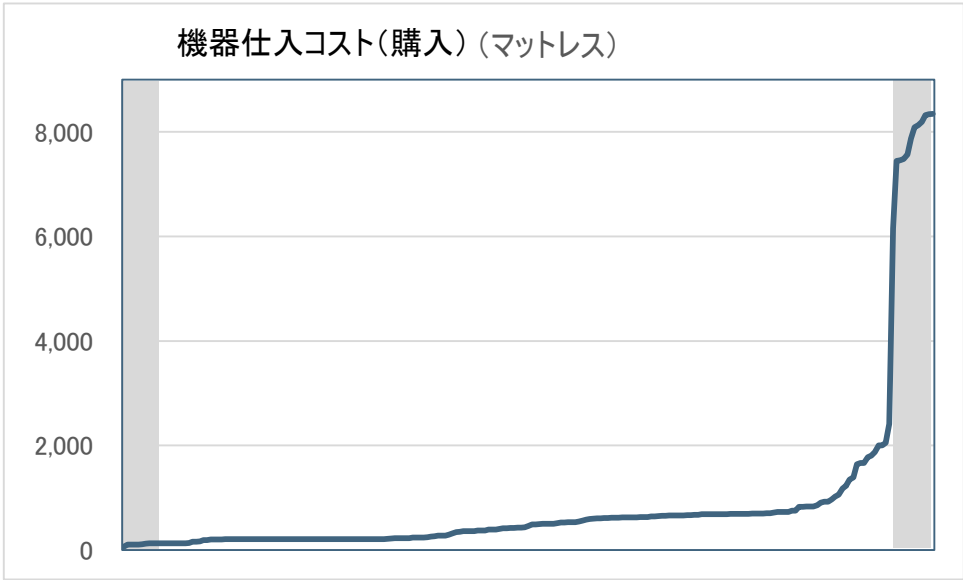


1事業所あたり 475.4件	
最大	40,209
(補正後)	12,200
最小	520
(補正後)	3,208
平均値	7,238.8
(補正後)	<u>7,012.2</u>
中央値	7,000.0

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 351.3件(特殊寝台に対し73.9%)

最大 8,342.8
(補正後) 6,152.4
最小 69.4
(補正後) 125.0
平均値 895.3
(補正後) 556.6
中央値 458.3

参考; 機器単価

平均値 15,510.0
(補正後) 14,834.8
中央値 15,140.7

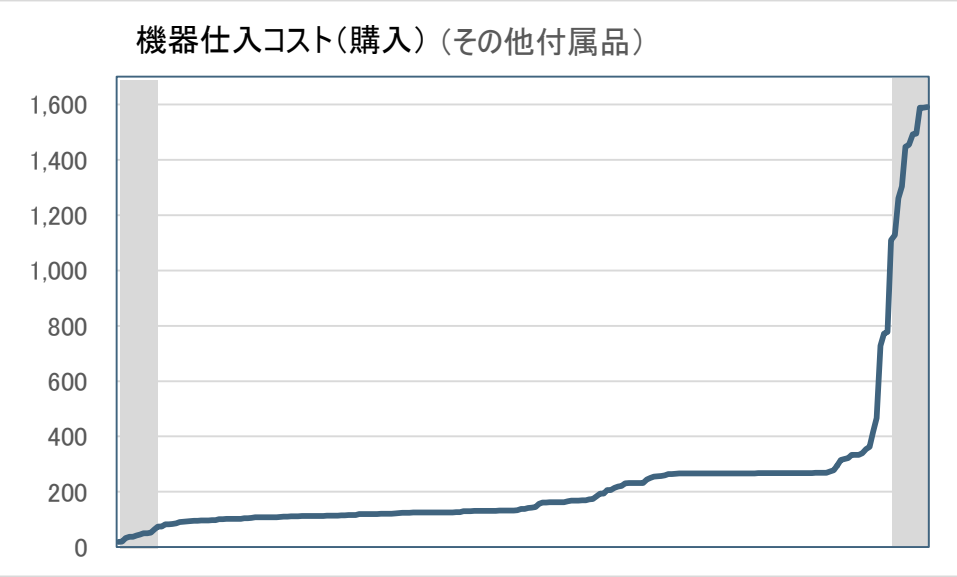
1事業所あたり 351.3件(特殊寝台に対し73.9%)

最大 84,789
(補正後) 3,000
最小 200
(補正後) 467
平均値 2,068.9
(補正後) 1,601.3
中央値 1,500.0

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 863.6件(特殊寝台に対し181.7%)

最大	1,590.7
(補正後)	777.8
最小	19.4
(補正後)	74.4
平均値	180.7
(補正後)	<u>188.2</u>
中央値	131.7

参考; 機器単価

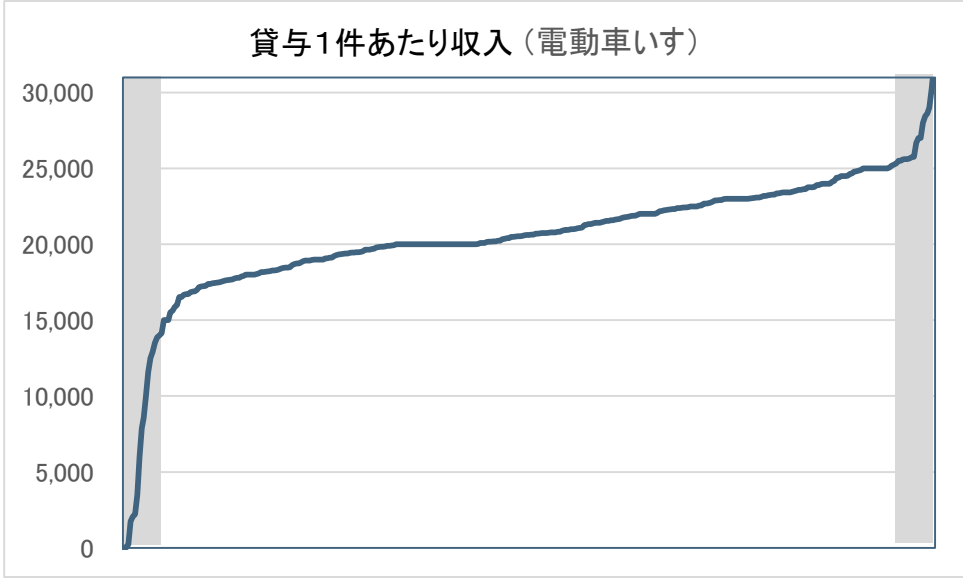
平均値	10,413.2
(補正後)	10,195.8
中央値	10,000.0

1事業所あたり 863.6件(特殊寝台に対し181.7%)

最大	4,445
(補正後)	1,700
最小	50
(補正後)	200
平均値	746.3
(補正後)	<u>671.3</u>
中央値	540.0

(2)車いす・車いす付属品

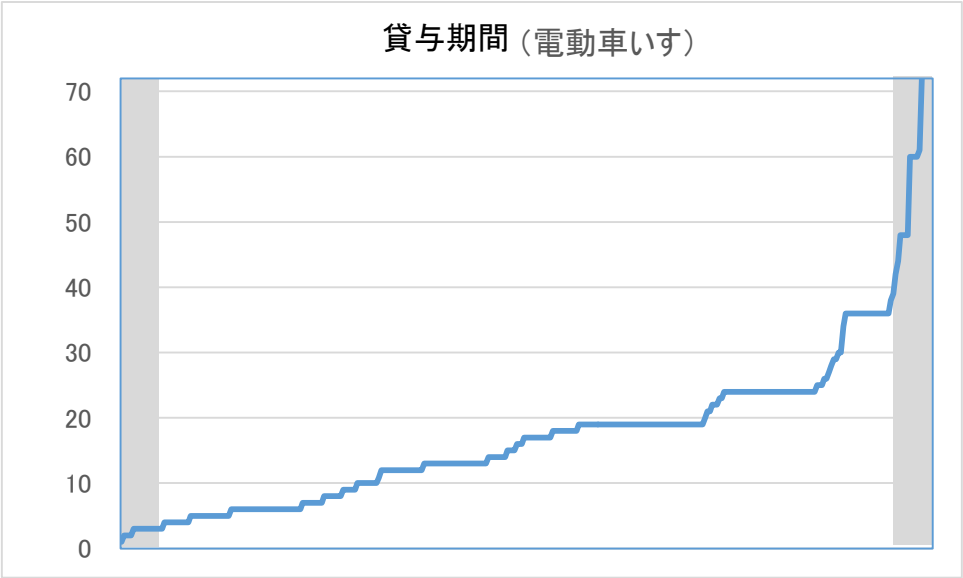
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 15.6件

最大	31,625.0
(補正後)	25,250.0
最小	22.2
(補正後)	15,000.0
平均値	20,501.5
(補正後)	<u>20,853.2</u>
中央値	20,625.0

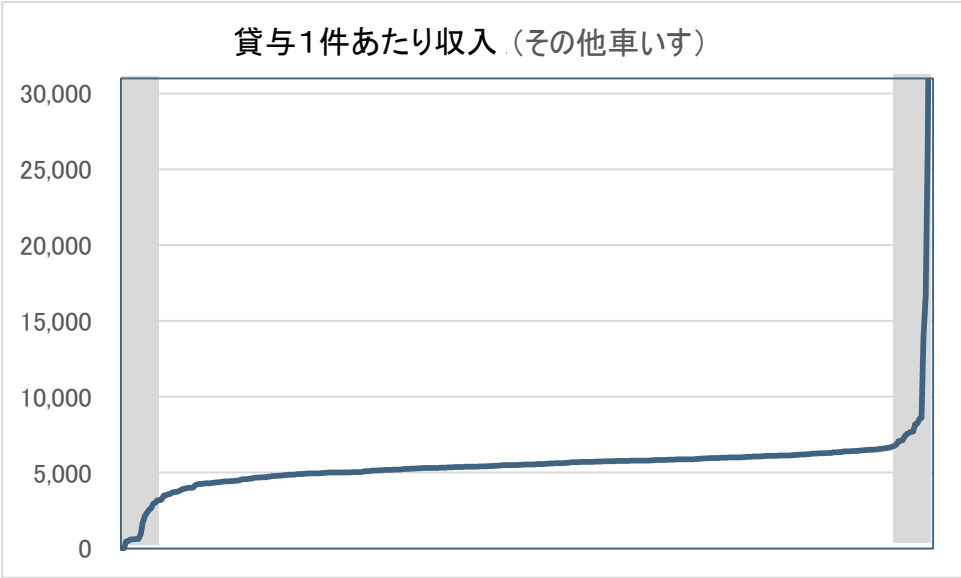
貸与期間(月)



最大	139
(補正後)	38
最小	1
(補正後)	3
平均値	17.9
(補正後)	<u>16.1</u>
中央値	17.0

(2)車いす・車いす付属品

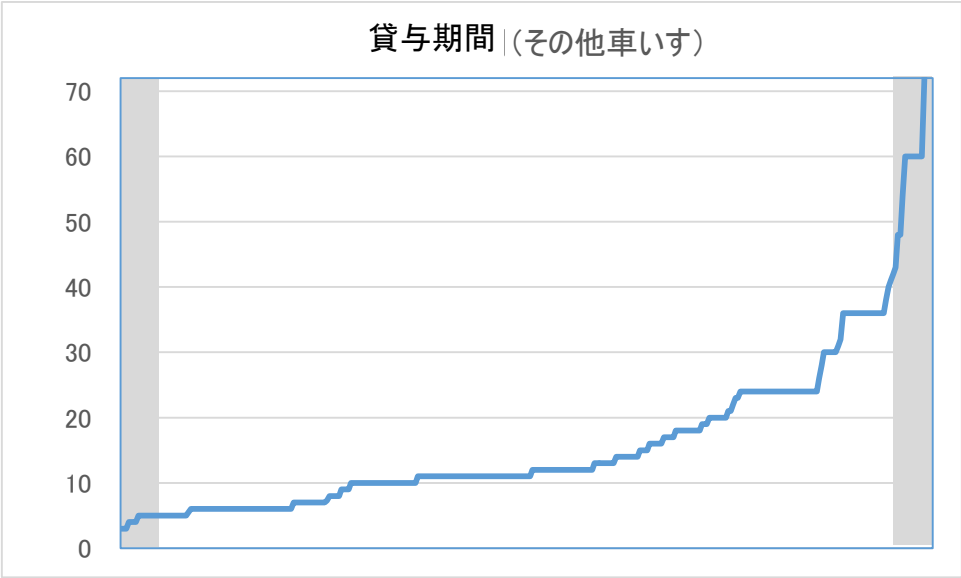
貸与1件あたり収入(円)



1 事業所あたり 282.8件

最大	47,558.6
(補正後)	6,714.1
最小	5.9
(補正後)	3,225.8
平均値	5,636.5
(補正後)	<u>5,447.2</u>
中央値	5,536.5

貸与期間(月)

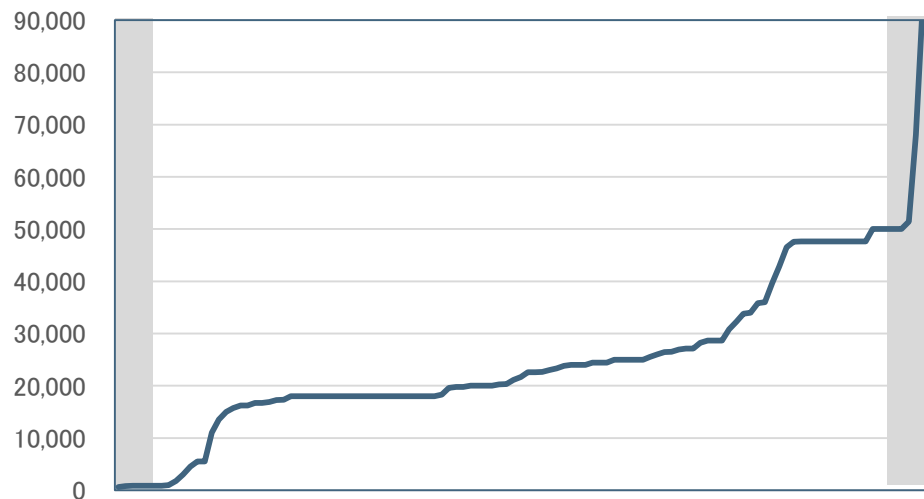


最大	132
(補正後)	41
最小	3
(補正後)	5
平均値	16.9
(補正後)	<u>14.7</u>
中央値	11

(2)車いす・車いす付属品

貸与1件あたり収入(円)

貸与1件あたり収入(電動補助装置)



1事業所あたり 0.8件 ※出現率が極めて低いことから、以降では計算に含めない

最大 95,000.0
(補正後) 50,000.0

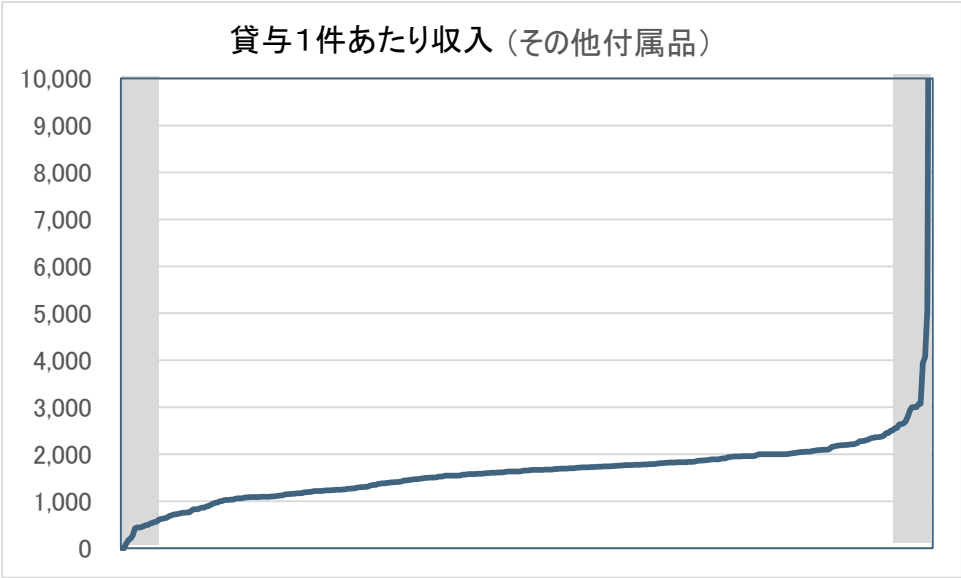
最小 585.0
(補正後) 860.0

平均値 25,189.9
(補正後) 24,526.7

中央値 21,666.7

(2)車いす・車いす付属品

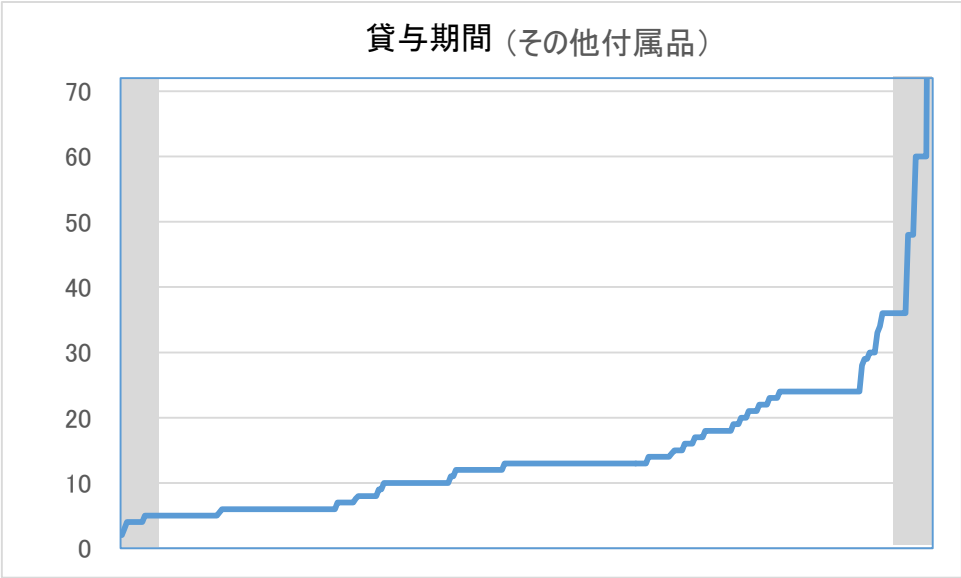
貸与1件あたり収入(円)



1 事業所あたり 0.8件

最大	95,000.0
(補正後)	50,000.0
最小	585.0
(補正後)	860.0
平均値	25,189.9
(補正後)	<u>24,526.7</u>
中央値	21,666.7

貸与期間(月)



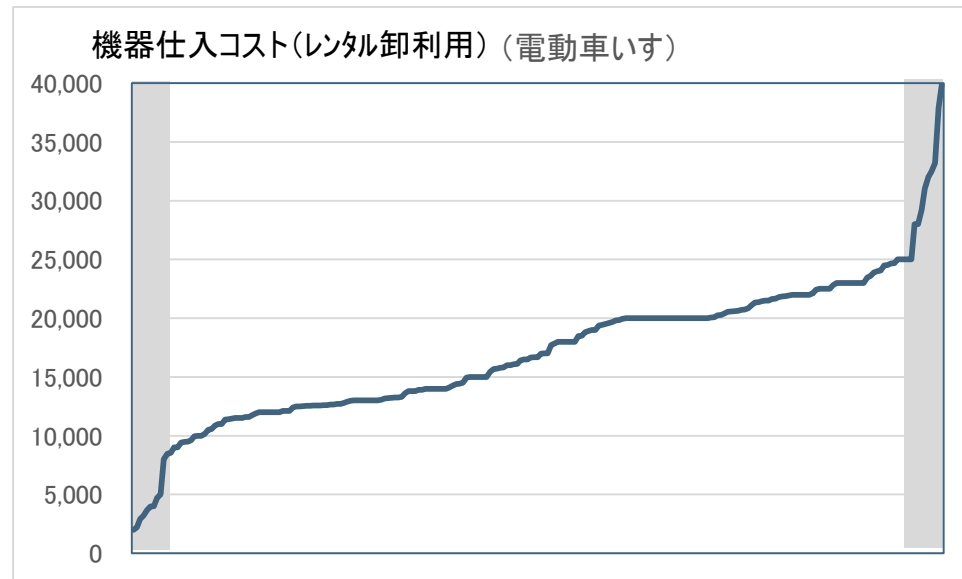
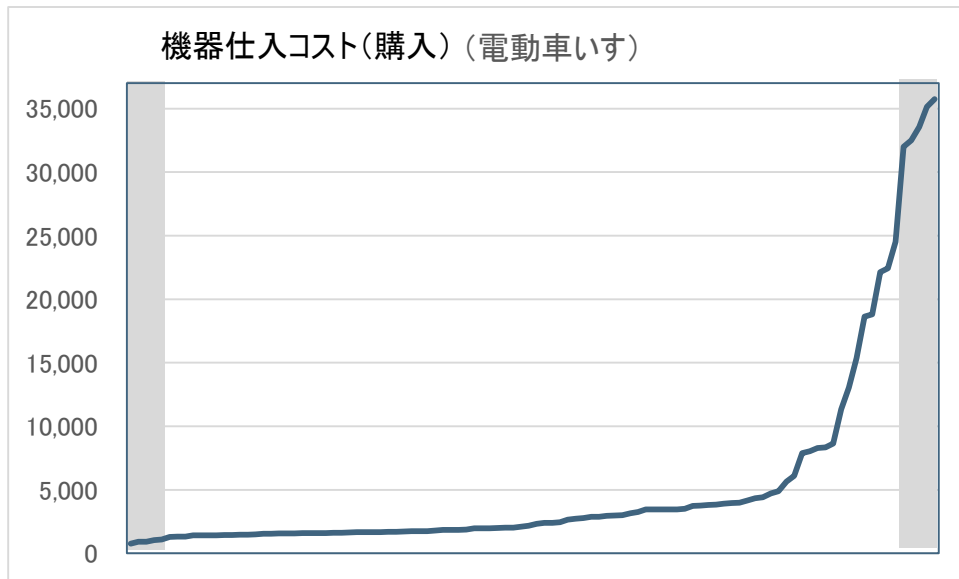
最大	120
(補正後)	36
最小	2
(補正後)	5
平均値	15.2
(補正後)	<u>13.5</u>
中央値	13

(2)車いす・車いす付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 15.6件

最大 35,742.6
(補正後) 24,513.5

最小 7627
(補正後) 1,292.8

平均値 5,587.7
(補正後) 4,113.3

中央値 2,242.9

参考; 機器単価

平均値 164,566.8
(補正後) 156,625.2

中央値 121,252.6

1事業所あたり 15.6件

最大 39,875
(補正後) 25,000

最小 2,000
(補正後) 9,000

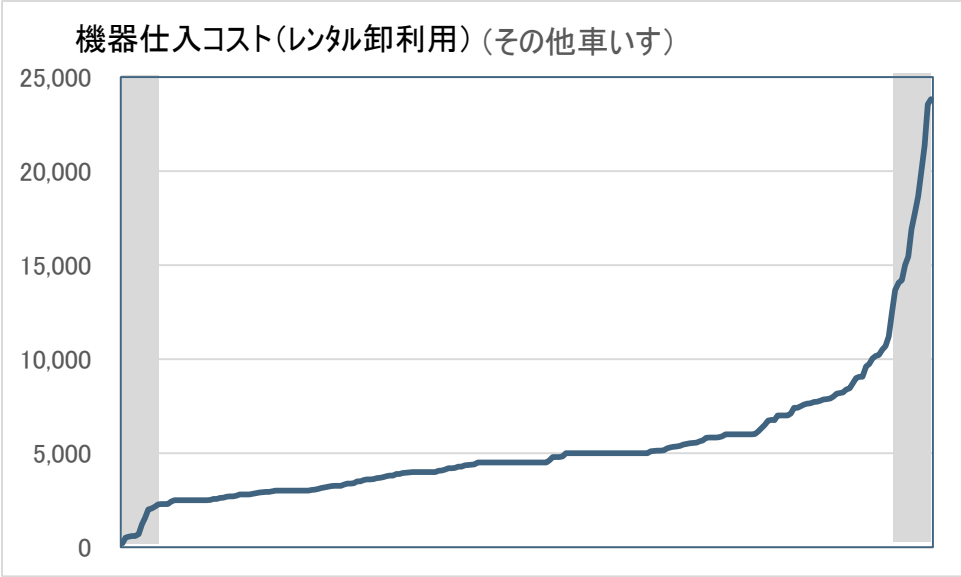
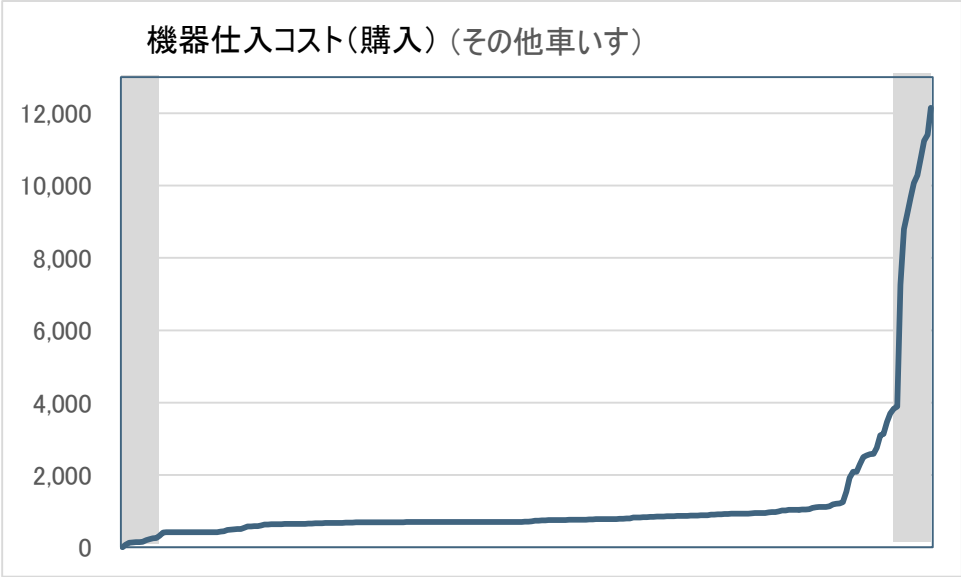
平均値 17,009.2
(補正後) 16,938.9

中央値 16,682.0

(2)車いす・車いす付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 282.8件

最大 12,147.7
(補正後) 3,698.4

最小 19.4
(補正後) 74.4

平均値 1,240.3
(補正後) 866.1

中央値 708.1

参考; 機器単価

平均値 42,806.1
(補正後) 42,472.7
中央値 40,364.4

1事業所あたり 282.8件

最大 23,821
(補正後) 12,474

最小 199
(補正後) 2,300

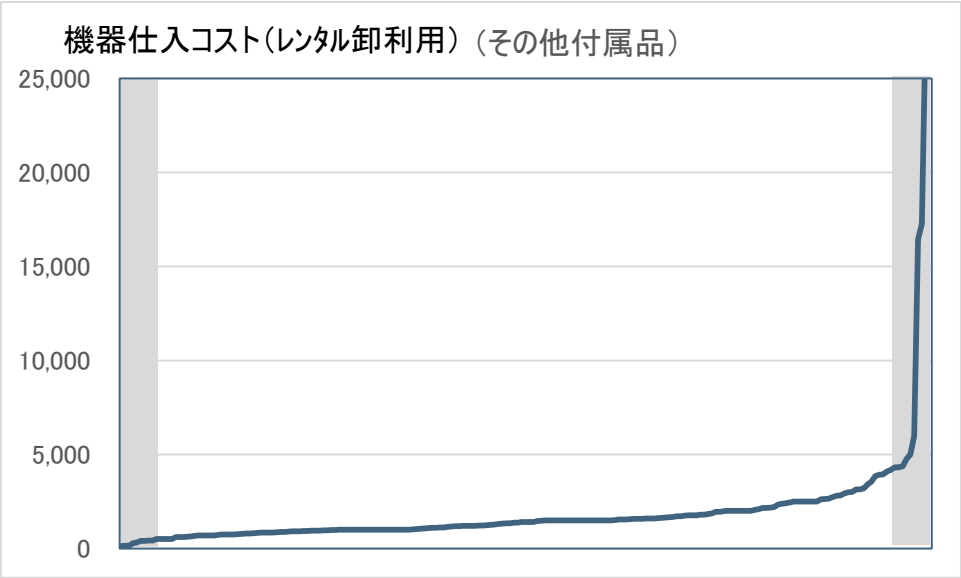
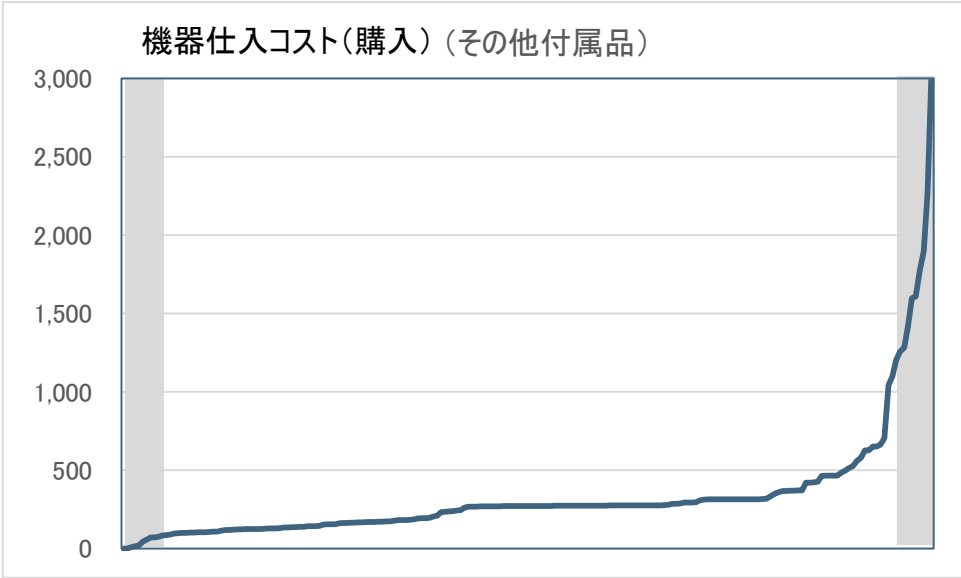
平均値 5,346.0
(補正後) 4,899.0

中央値 4,500.0

(2)車いす・車いす付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



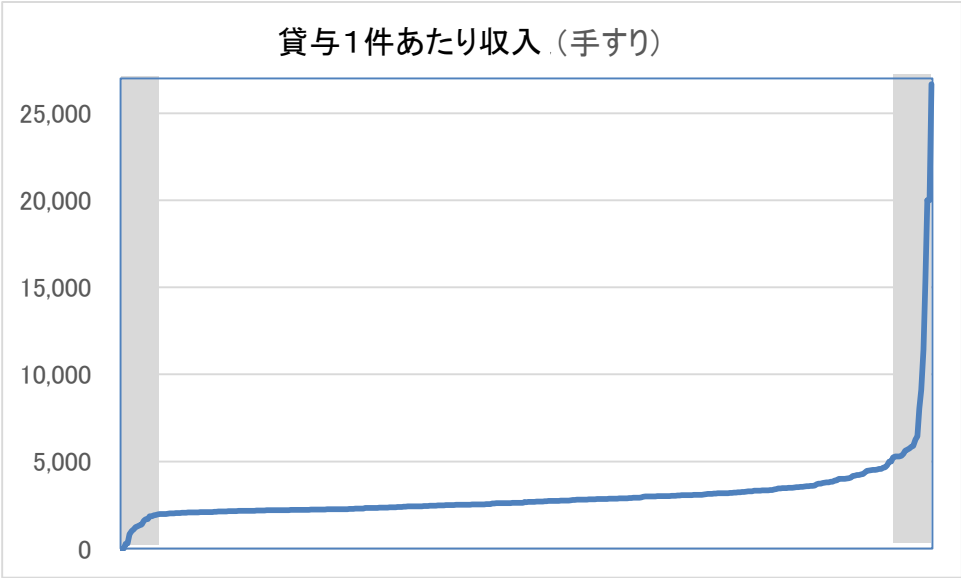
1事業所あたり 111.4件(その他車椅子に対し39.4%)

1事業所あたり 111.4件(その他車椅子に対し39.4%)

参考; 機器単価	
平均値	10,272.6
(補正後)	9,698.3
中央値	9,949.6

(3)手すり

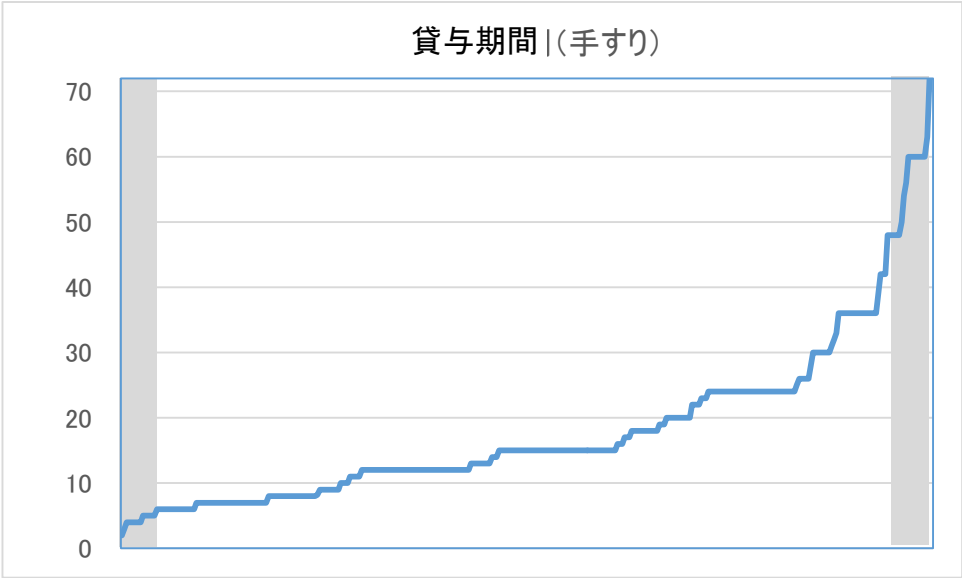
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 626.5件

最大	26,666.7
(補正後)	5,000.0
最小	3.1
(補正後)	1,983.9
平均値	3,043.7
(補正後)	<u>2,803.1</u>
中央値	2,668.2

貸与期間(月)



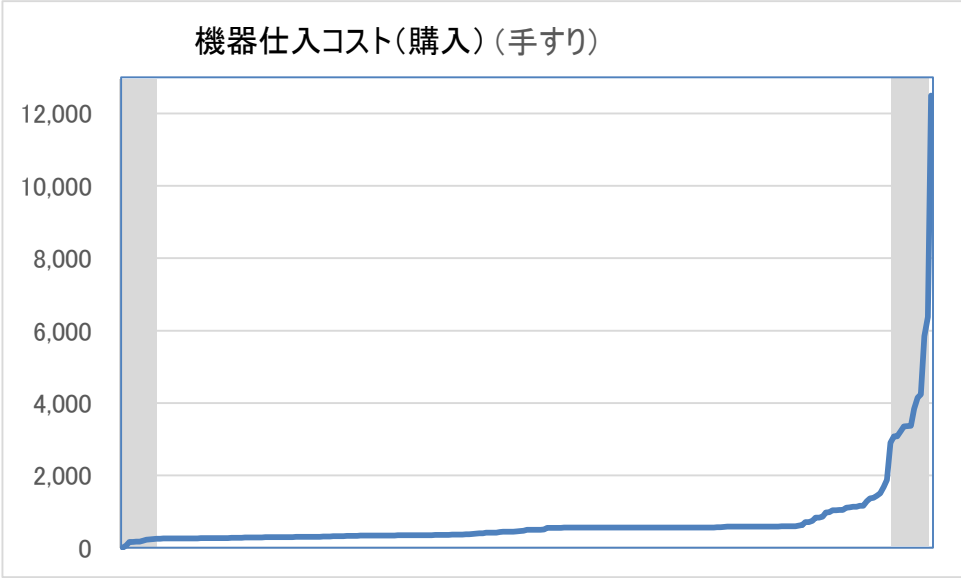
最大	334
(補正後)	48
最小	2
(補正後)	6
平均値	18.8
(補正後)	<u>16.7</u>
中央値	15

(3)手すり

機器仕入コスト(自社保有の場合)

＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大	12,500.0
(補正後)	2,902.7
最小	4.2
(補正後)	253.3
平均値	713.2
(補正後)	<u>520.7</u>
中央値	496.7

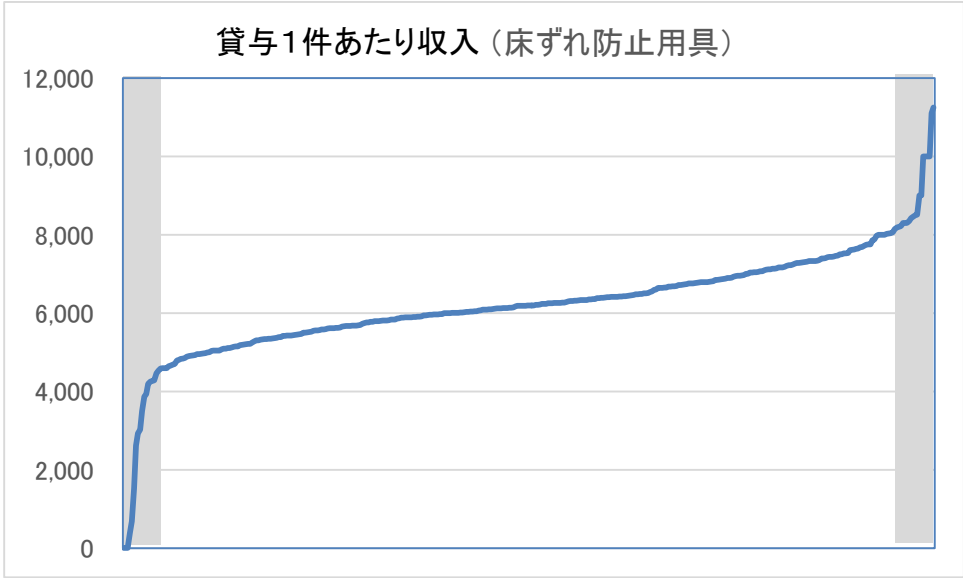
参考; 機器単価	
平均値	25,784.4
(補正後)	24,058.8
中央値	22,000.0



最大	25,000.0
(補正後)	5,232.0
最小	0.0
(補正後)	1,200.0
平均値	2,806.3
(補正後)	<u>2,414.4</u>
中央値	2,337.0

(4)床ずれ防止用具

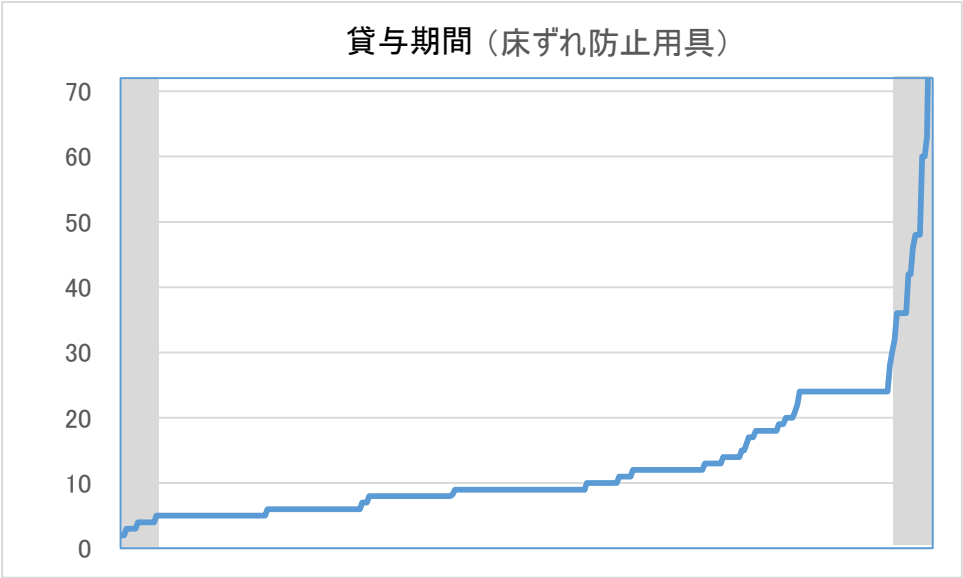
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 107.3件

最大	11,250.0
(補正後)	8,066.7
最小	6.5
(補正後)	4,596.1
平均値	6,217.5
(補正後)	<u>6,248.2</u>
中央値	6,192.3

貸与期間(月)

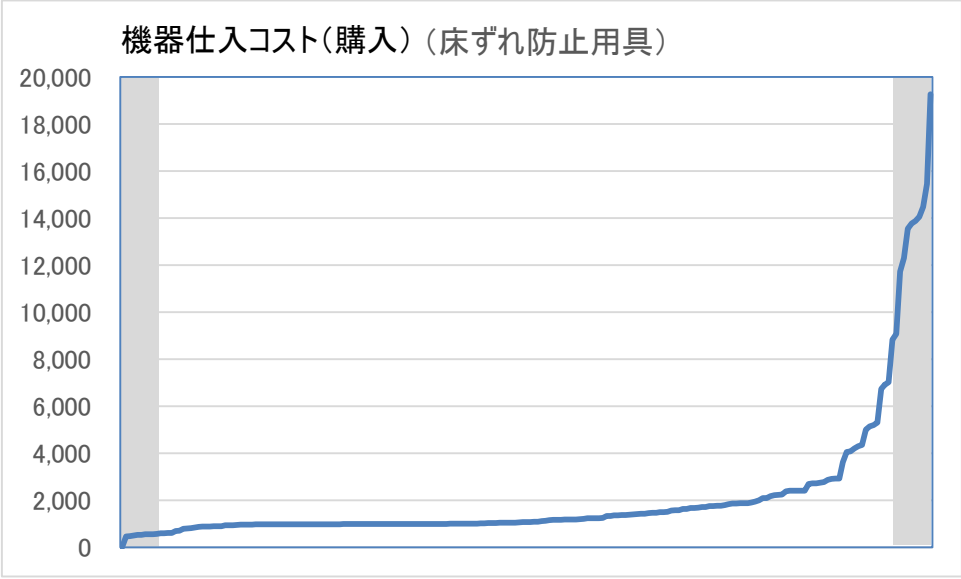


最大	96
(補正後)	28
最小	2
(補正後)	5
平均値	12.7
(補正後)	<u>11.2</u>
中央値	9

(4)床ずれ防止用具

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 19,225.3
(補正後) 7,014.7
最小 6.4
(補正後) 597.8
平均値 2,119.8
(補正後) 1,570.1
中央値 1,075.6

参考; 機器単価

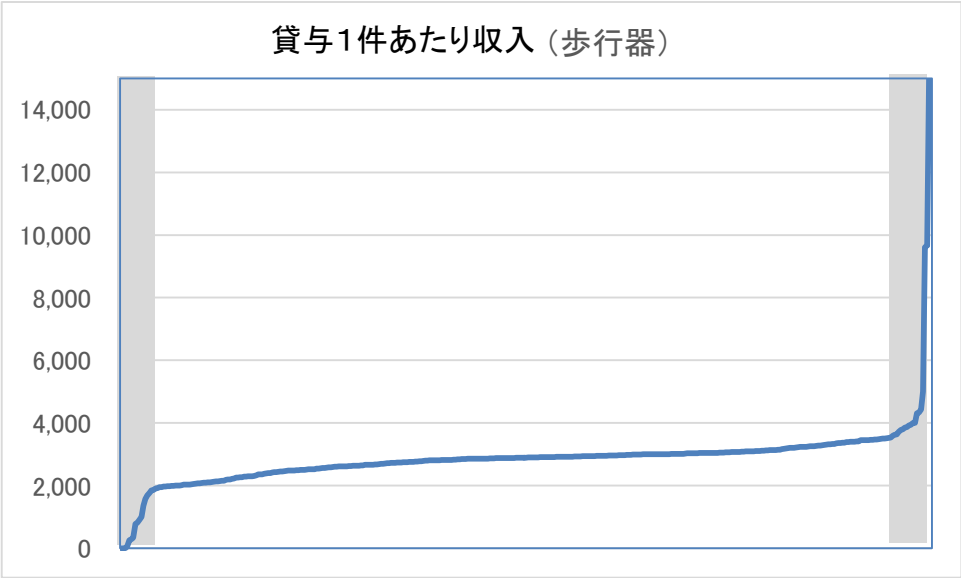
平均値	54,133.2
(補正後)	52,545.6
中央値	50,075.3



最大 73,484.0
(補正後) 9,017.0
最小 680.0
(補正後) 2,368.0
平均値 6,234.9
(補正後) 5,793.4
中央値 6,000.0

(5)歩行器

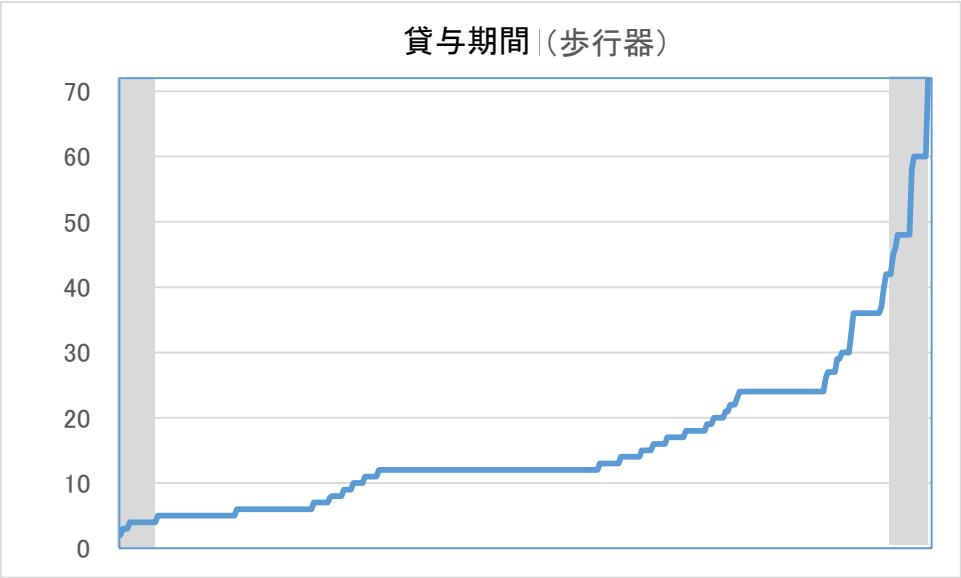
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 258.6件

最大	36,363.6
(補正後)	3,532.5
最小	2.6
(補正後)	1,956.2
平均値	2,930.5
(補正後)	<u>2,826.5</u>
中央値	2,897.3

貸与期間(月)



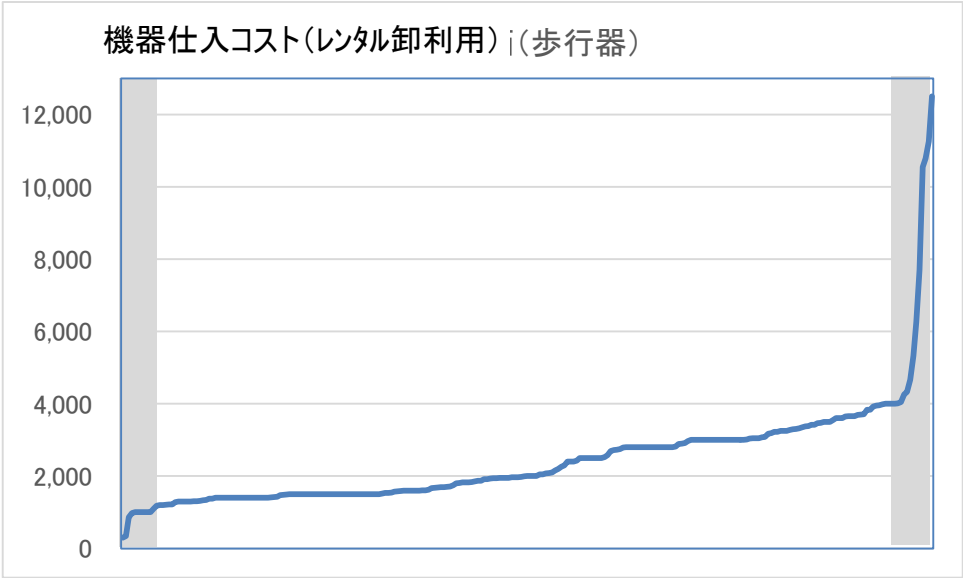
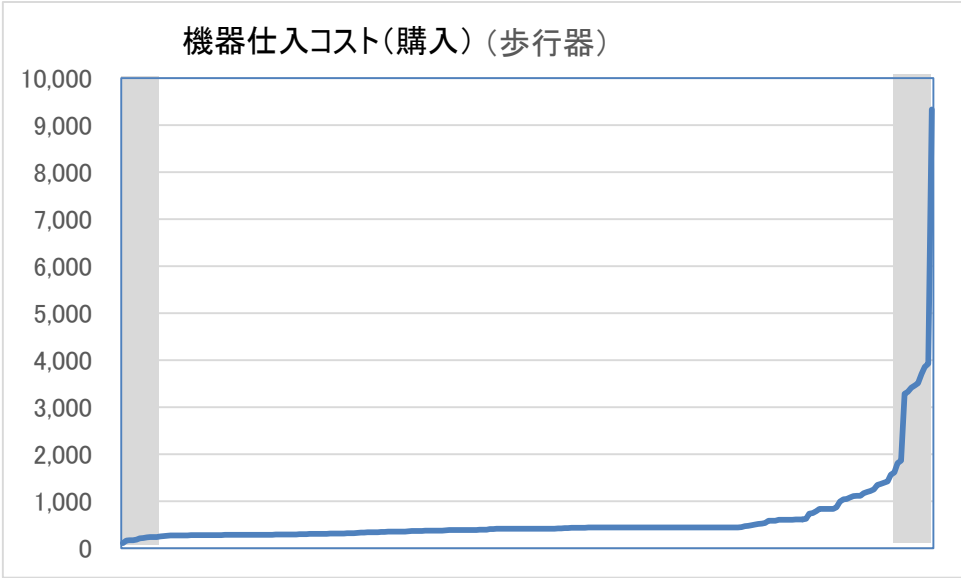
最大	334
(補正後)	42
最小	2
(補正後)	5
平均値	16.9
(補正後)	<u>14.7</u>
中央値	12

(5)歩行器

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



参考; 機器単価	
平均値	19,307.8
(補正後)	19,138.6
中央値	19,941.8

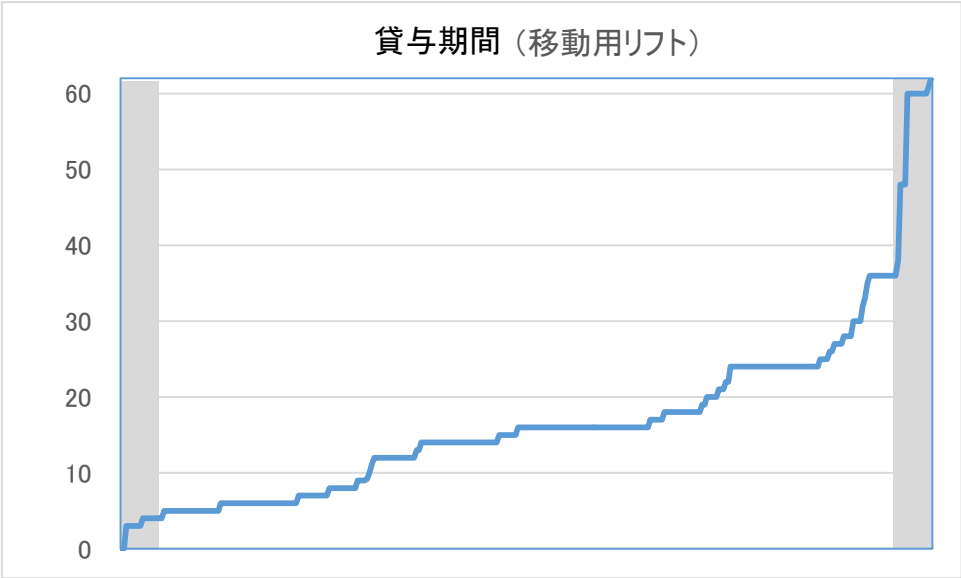
(6)移動用リフト

貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり	26.8件
最大	97,500.0
(補正後)	20,24.0
最小	15.6
(補正後)	8,033.9
平均値	14,725.3
(補正後)	<u>14,432.4</u>
中央値	14,675.5

貸与期間(月)



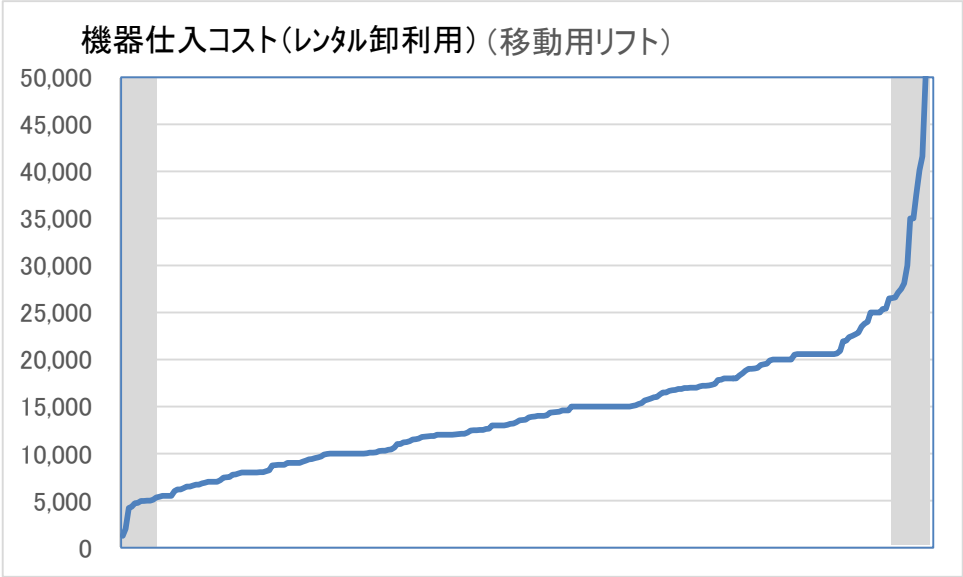
最大	62
(補正後)	36
最小	0
(補正後)	4
平均値	16.8
(補正後)	<u>15.5</u>
中央値	16

(6)移動用リフト

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



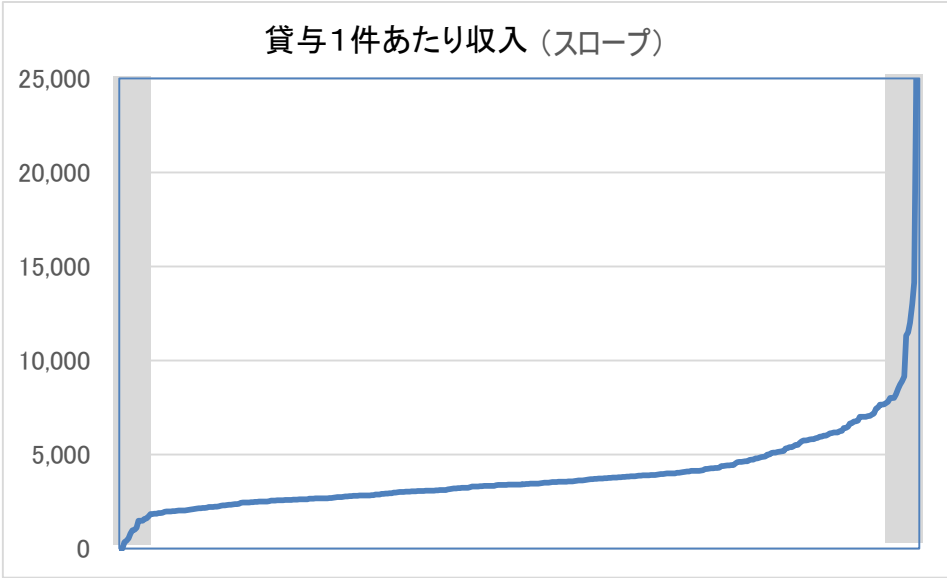
最大	20,072.5
(補正後)	11,447.4
最小	133.1
(補正後)	510.8
平均値	3,021.7
(補正後)	<u>2,412.5</u>
中央値	1,415.7

参考; 機器単価	
平均値	123,372.0
(補正後)	114,758.4
中央値	82,200.0

最大	153,484.0
(補正後)	26,534.0
最小	1,250.0
(補正後)	5,500.0
平均値	15,056.3
(補正後)	<u>13,982.6</u>
中央値	13,722.0

(7)スロープ

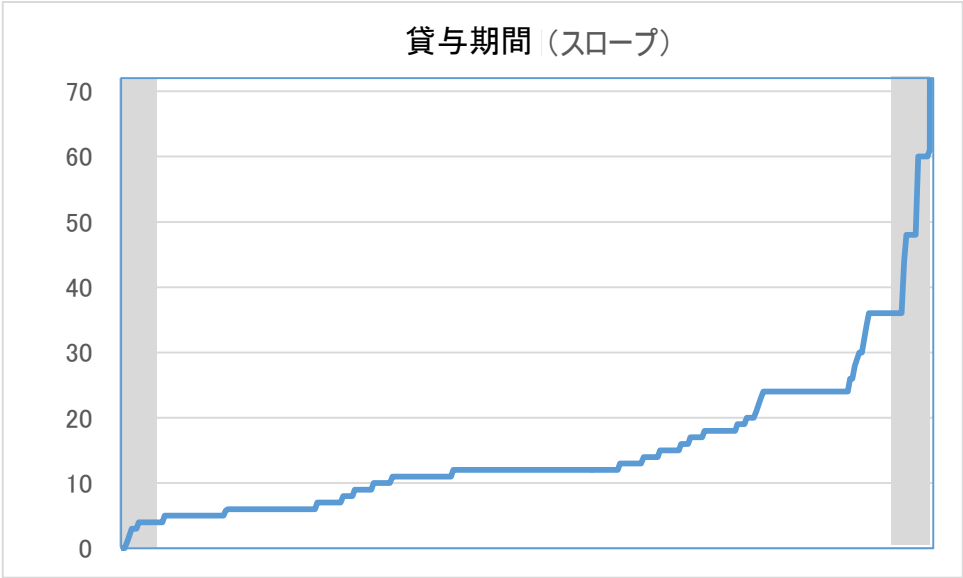
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 104.1件

最大	44,947.4
(補正後)	7,500.0
最小	3.1
(補正後)	1,887.0
平均値	3,969.0
(補正後)	<u>3,679.2</u>
中央値	3,403.2

貸与期間(月)

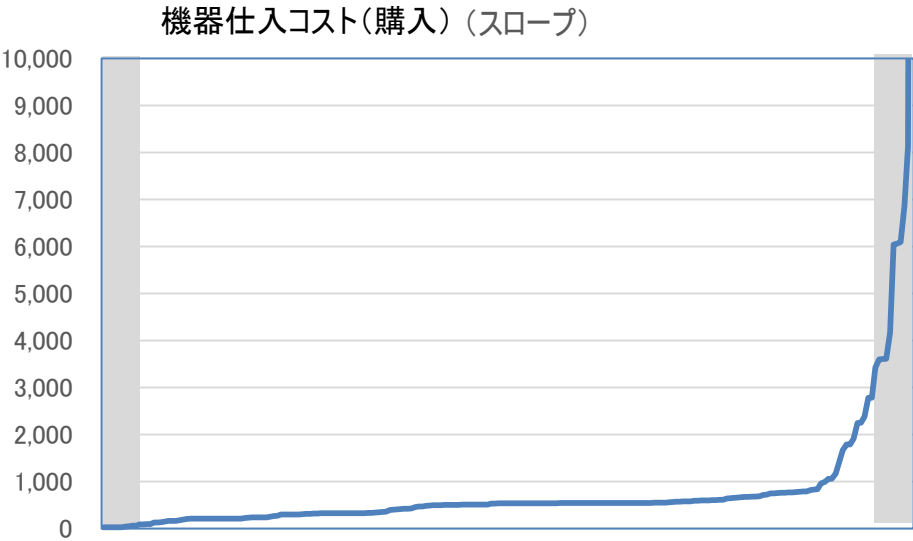


最大	334
(補正後)	36
最小	0
(補正後)	4
平均値	15.8
(補正後)	<u>13.8</u>
中央値	12

(7)スロープ

機器仕入コスト(自社保有の場合)
= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

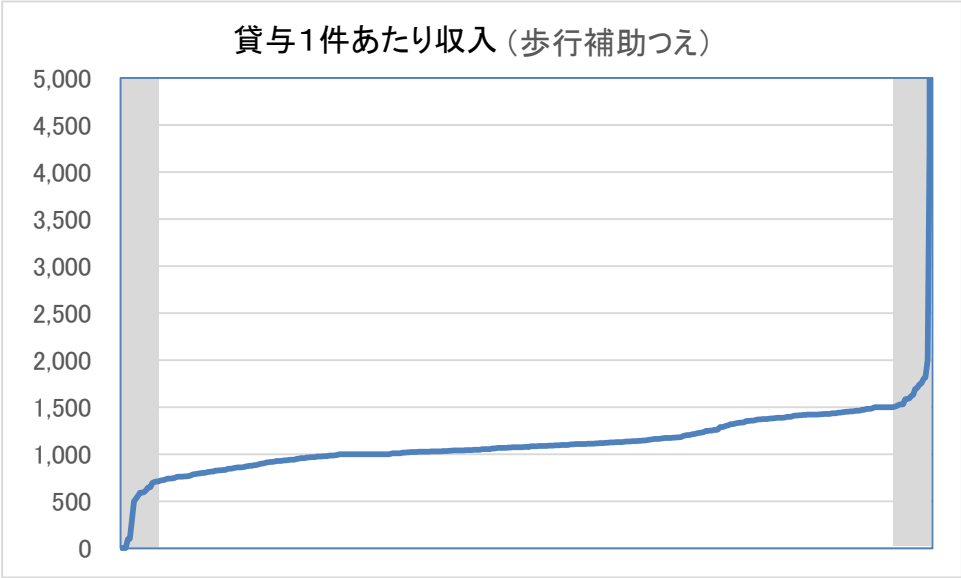
機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



参考; 機器単価	
平均値	21,602.1
(補正後)	19,846.8
中央値	20,613.8

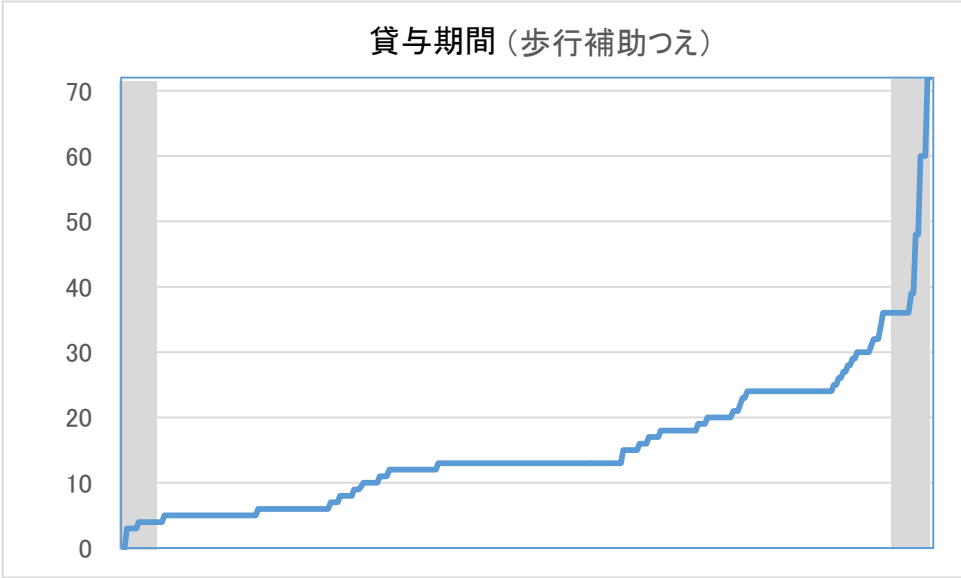
(8)歩行補助つえ

貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり	73.6件
最大	43,605.3
(補正後)	1,500.0
最小	1.1
(補正後)	722.2
平均値	1,218.3
(補正後)	<u>1,112.2</u>
中央値	1,077.4

貸与期間(月)



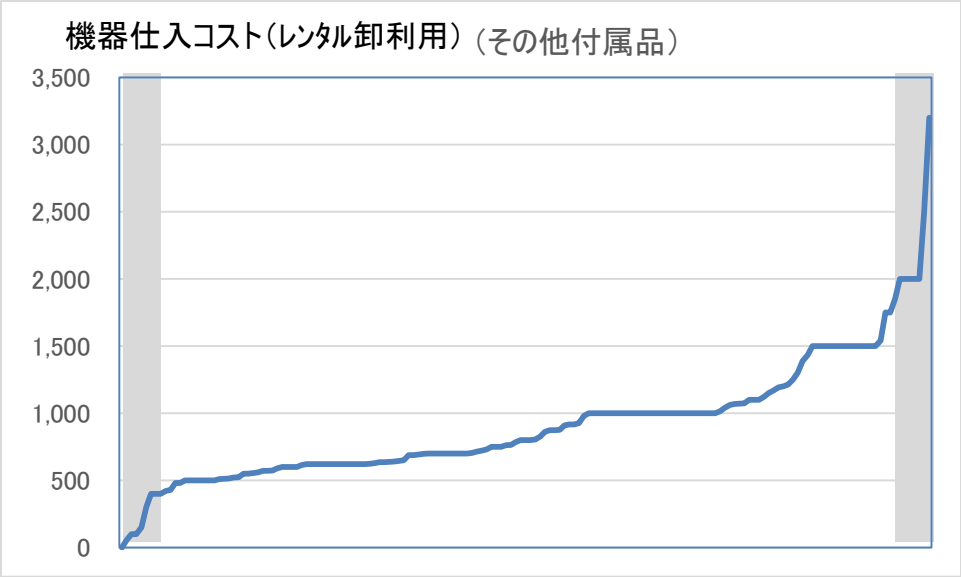
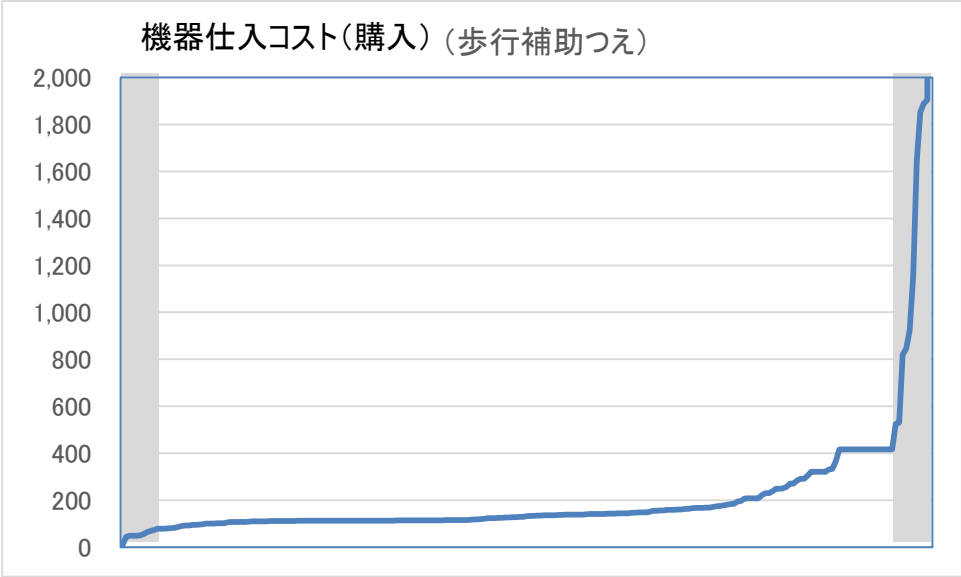
最大	334
(補正後)	36
最小	0
(補正後)	4
平均値	16.4
(補正後)	<u>14.5</u>
中央値	13

(8)歩行補助つえ

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大	6,000.0
(補正後)	416.7
最小	9.4
(補正後)	80.1
平均値	232.7
(補正後)	<u>167.0</u>
中央値	133.0

参考; 機器単価	
平均値	5,567.5
(補正後)	5,492.2
中央値	5,555.4

最大	3,200.0
(補正後)	1,750.0
最小	0.0
(補正後)	400.0
平均値	908.6
(補正後)	<u>878.7</u>
中央値	800.0

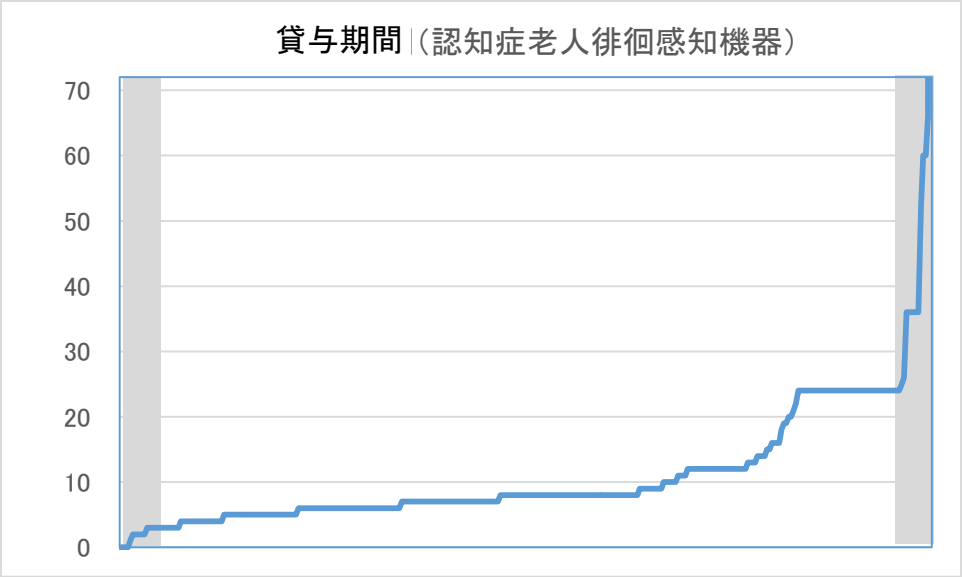
(9)認知症老人徘徊感知機器

貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり	9.8件
最大	20,220.0
(補正後)	9,111.1
最小	6.5
(補正後)	2,400.0
平均値	5,919.8
(補正後)	<u>5,842.6</u>
中央値	6,000.0

貸与期間(月)

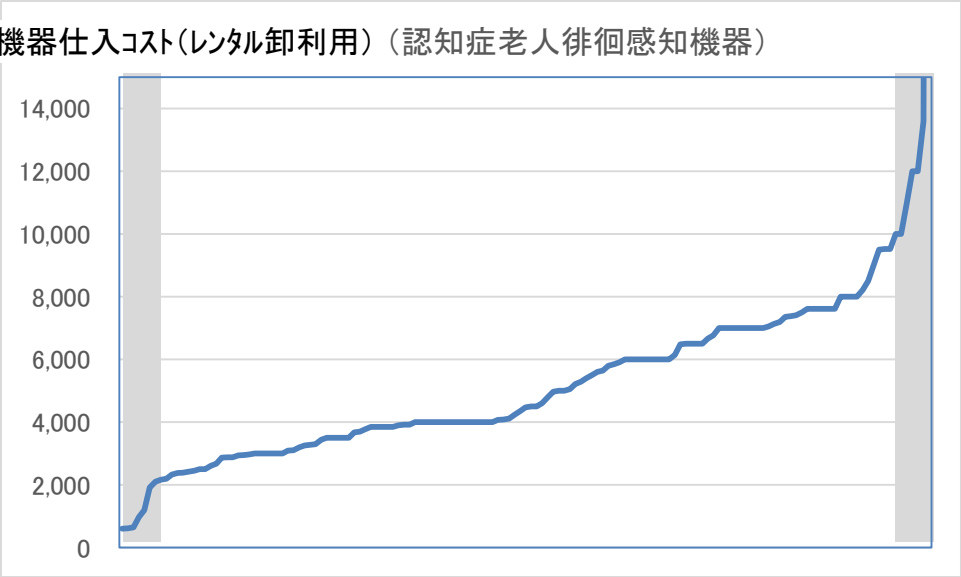
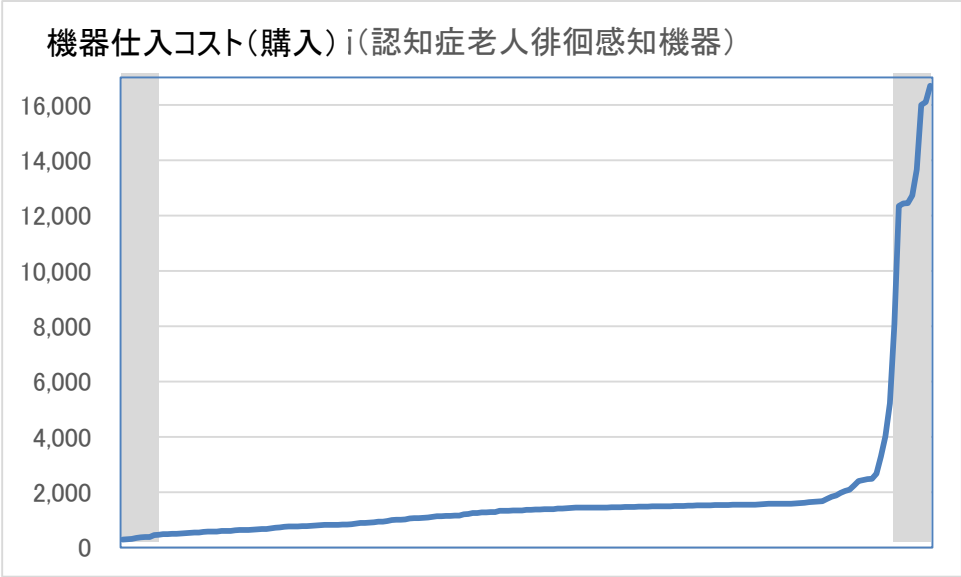


最大	334
(補正後)	24
最小	0
(補正後)	3
平均値	11.8
(補正後)	<u>10.0</u>
中央値	8

(9)認知症老人徘徊感知機器

機器仕入コスト(自社保有の場合)
＝ 前期購入費用÷前期購入台数÷実耐用期間(月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



参考; 機器単価

平均値	40,906.4
(補正後)	39,151.1
中央値	36,294.4

最大	68,508.0
(補正後)	9,519.0
最小	600.0
(補正後)	2,161.0
平均値	5,548.4
(補正後)	<u>6,129.5</u>
中央値	4,476.0

(10)体位変換器

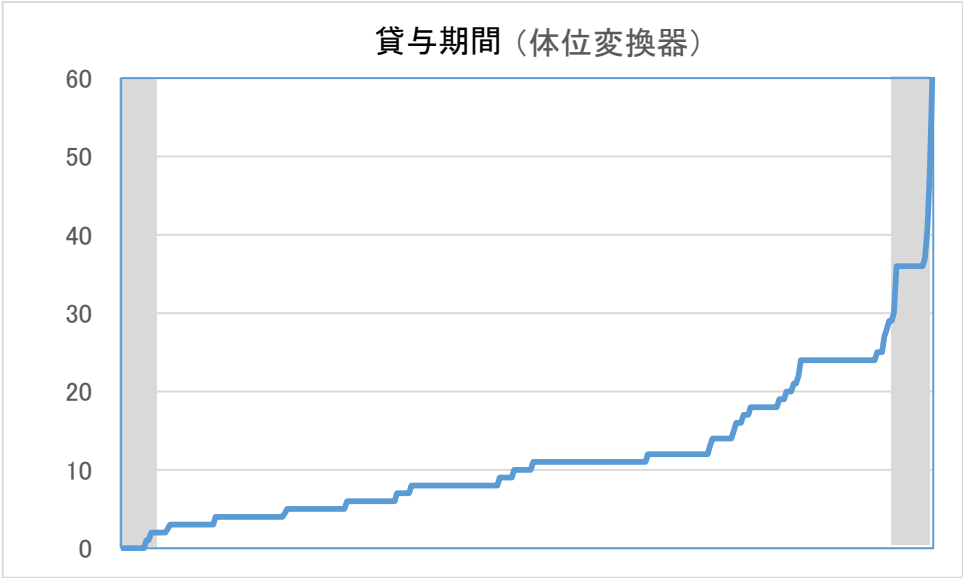
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 11.6件

最大	15,000.0
(補正後)	4,000.0
最小	1.8
(補正後)	928.6
平均値	2,179.7
(補正後)	<u>1,994.7</u>
中央値	1,907.9

貸与期間(月)

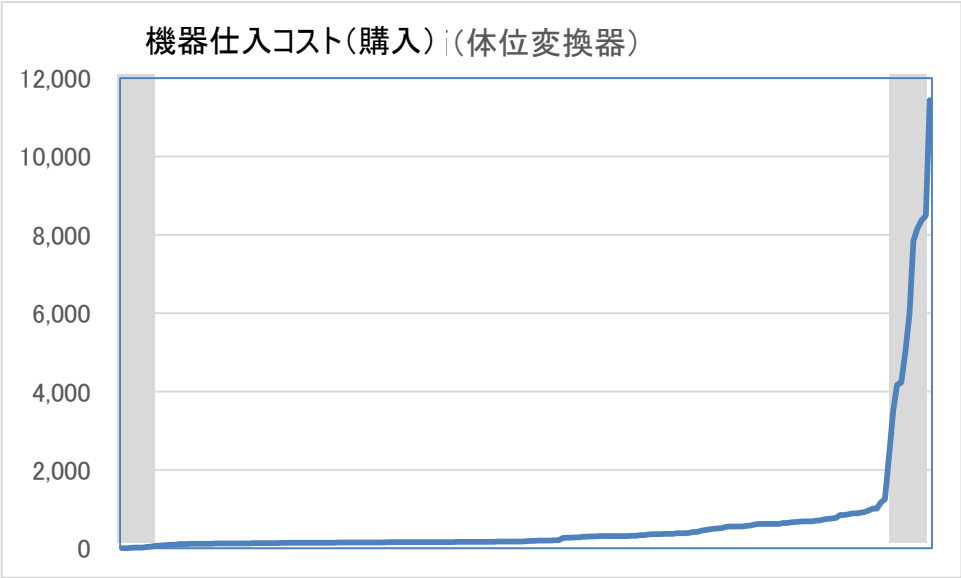


最大	60
(補正後)	29
最小	0
(補正後)	2
平均値	11.8
(補正後)	<u>11.0</u>
中央値	10

(10)体位変換器

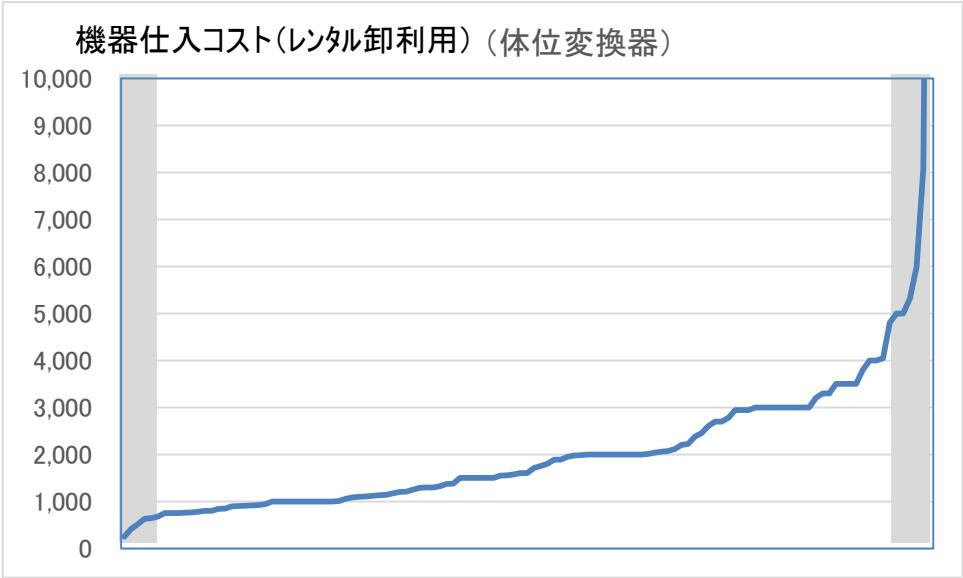
機器仕入コスト(自社保有の場合)
= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	11,436.2 2,366.1
最小 (補正後)	0.0 75.9
平均値 (補正後)	644.1 <u>338.7</u>
中央値	181.3

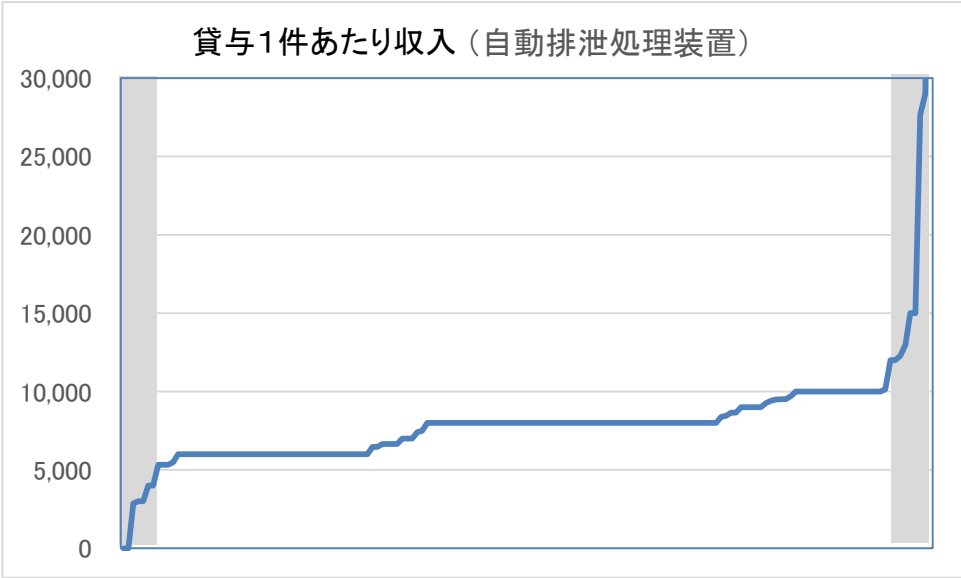
参考; 機器単価	
平均値	11,482.5
(補正後)	10,799.1
中央値	8,402.7



最大 (補正後)	24,391.0 4,803.0
最小 (補正後)	250.0 750.0
平均値 (補正後)	2,167.3 <u>1,883.5</u>
中央値	1,600.0

(11)自動排泄処理装置

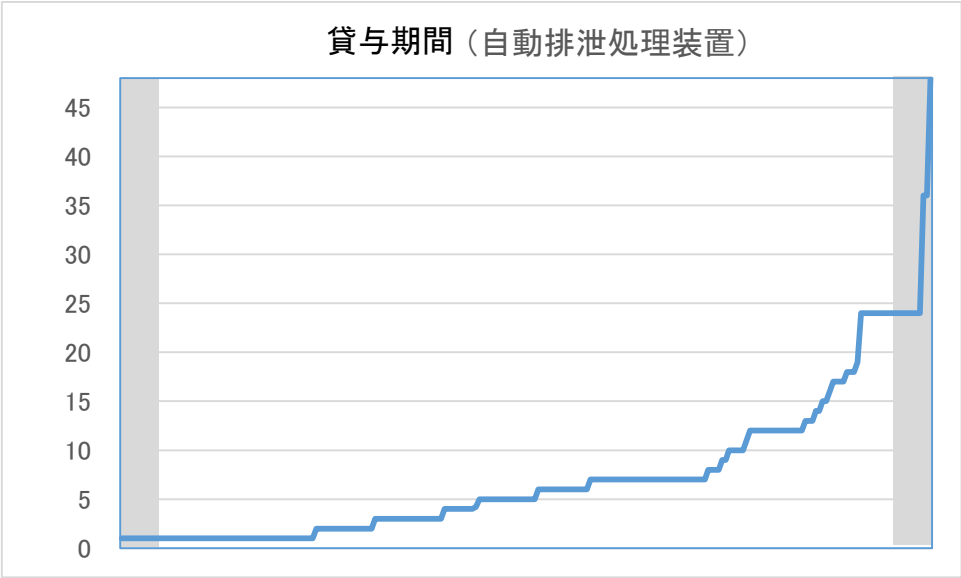
貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 0.7件

最大	50,000.0
(補正後)	12,000.0
最小	6.7
(補正後)	5,333.3
平均値	8,172.6
(補正後)	<u>7,727.6</u>
中央値	8,000.0

貸与期間(月)



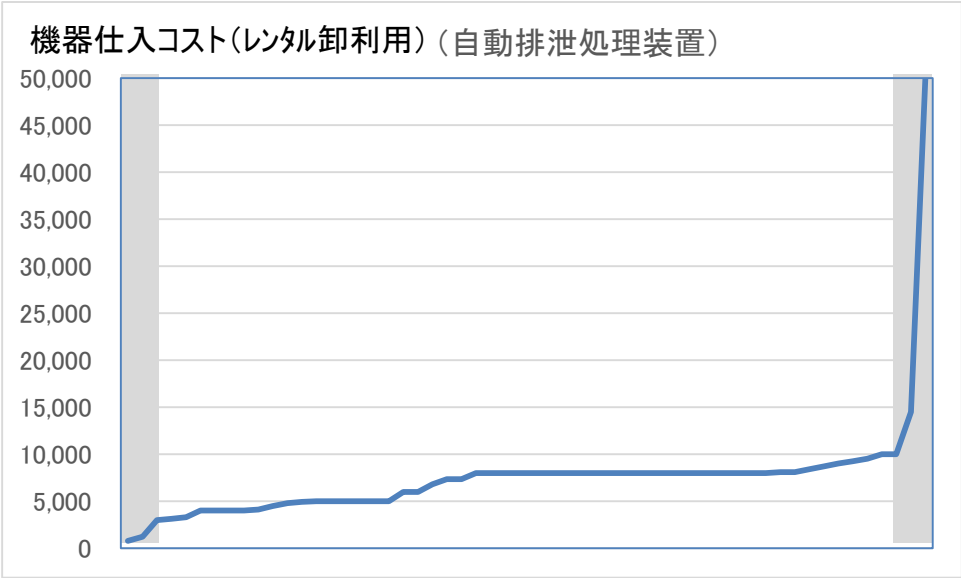
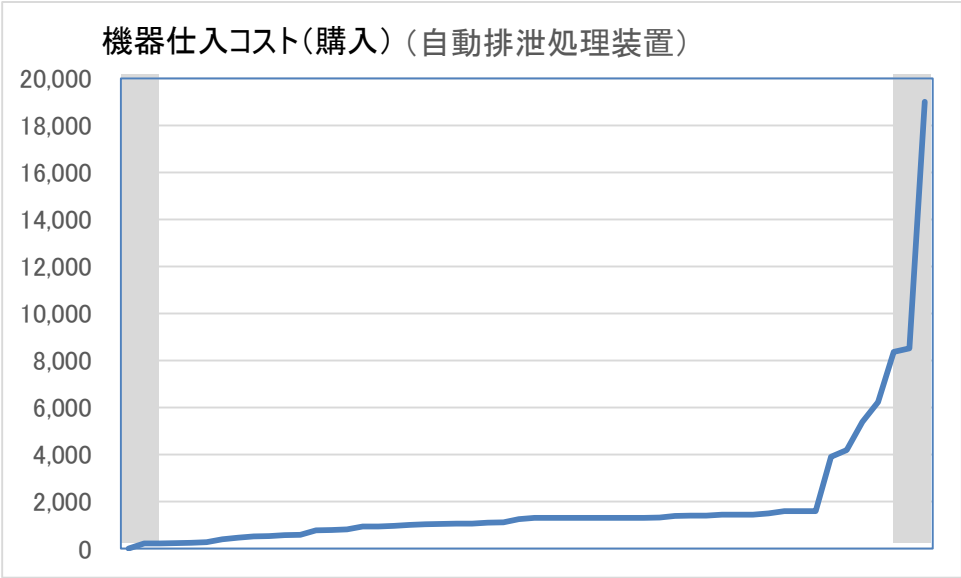
最大	48
(補正後)	24
最小	1
(補正後)	1
平均値	7.3
(補正後)	<u>6.6</u>
中央値	5.0

(11)自動排泄処理装置

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



参考; 機器単価	
平均値	43,785.7
(補正後)	36,506.9
中央値	39,579.0

プロセス毎の所要時間とコスト

1. 特殊寝台

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.6 回	53 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,537.4 円
用具選定・試用	1.4 回	56 分	0.9 時間	40 分	0.7 時間	1,592.6 円
サービス担当者会議等への参加	2.1 回	118 分	2.0 時間	60 分	1.0 時間	3,383.7 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.9 回	51 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,422.2 円
搬入・搬出	1.6 回	124 分	2.1 時間	120 分	2.0 時間	3,106.0 円
契約・計画書説明、同意署名	1.7 回	50 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,407.5 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.6 回	85 分	1.4 時間	45 分	0.8 時間	2,373.9 円
各種記録の作成	2.7 回	59 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,642.3 円
消毒、機器の修理・保守	1.3 回	124 分	2.1 時間	60 分	1.0 時間	2,117.5 円
計	—	720 分	12.0 時間	445 分	7.4 時間	18,583.2 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	472 分	7.9 時間	265 分	4.4 時間	13,359.7 円

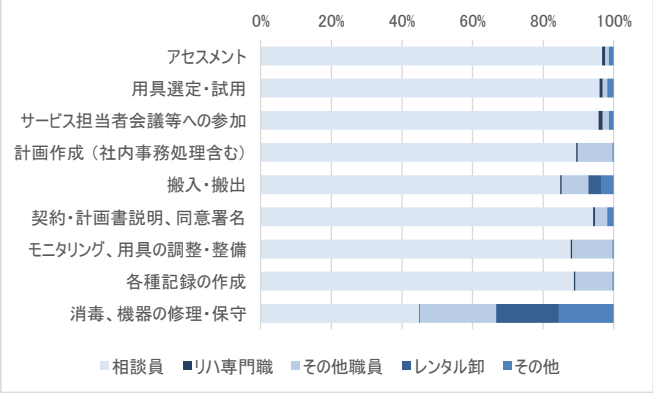
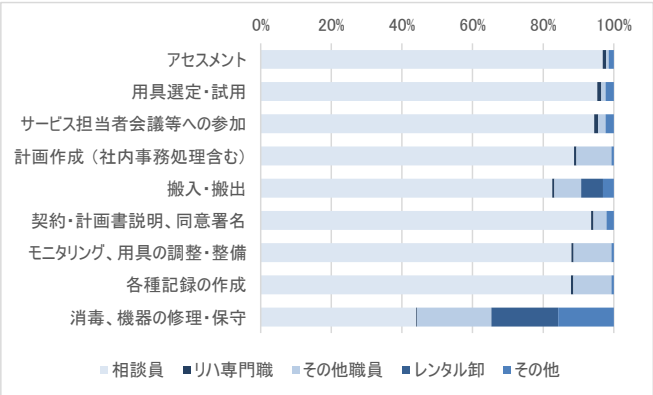
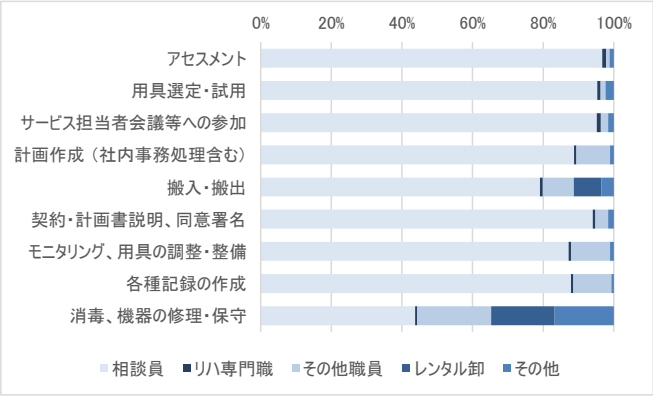
1ケース毎の所要時間とコスト

2. 車いす

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.6 回	53 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,527.1 円
用具選定・試用	1.5 回	60 分	1.0 時間	45 分	0.8 時間	1,714.1 円
サービス担当者会議等への参加	2.1 回	116 分	1.9 時間	60 分	1.0 時間	3,280.2 円
計画作成(社内事務処理含む)	2.0 回	51 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,441.2 円
搬入・搬出	1.7 回	91 分	1.5 時間	60 分	1.0 時間	2,348.0 円
契約・計画書説明、同意署名	1.6 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,346.4 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.6 回	86 分	1.4 時間	45 分	0.8 時間	2,394.9 円
各種記録の作成	2.6 回	55 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,537.9 円
消毒、機器の修理・保守	1.3 回	61 分	1.0 時間	45 分	0.8 時間	1,044.8 円
計	—	621 分	10.3 時間	375 分	6.3 時間	16,634.5 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	469 分	7.8 時間	270 分	4.5 時間	13,241.7 円

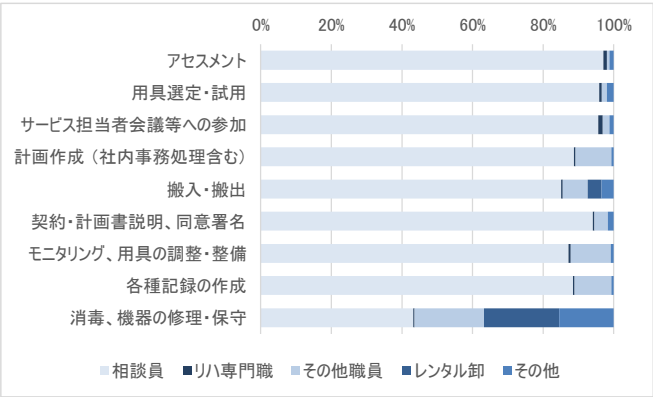
3. 手すり

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.5 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,369.0 円
用具選定・試用	1.5 回	53 分	0.9 時間	40 分	0.7 時間	1,505.4 円
サービス担当者会議等への参加	2.0 回	110 分	1.8 時間	60 分	1.0 時間	3,156.1 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.9 回	47 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,330.7 円
搬入・搬出	1.5 回	80 分	1.3 時間	60 分	1.0 時間	2,114.2 円
契約・計画書説明、同意署名	1.6 回	46 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,305.7 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.5 回	75 分	1.2 時間	40 分	0.7 時間	2,089.2 円
各種記録の作成	2.5 回	53 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,474.1 円
消毒、機器の修理・保守	1.2 回	61 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,067.0 円
計	—	572 分	9.5 時間	350 分	5.8 時間	15,411.4 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	431 分	7.2 時間	260 分	4.3 時間	12,230.2 円



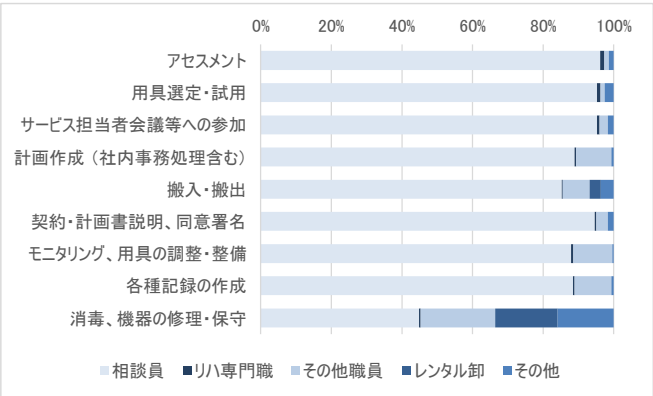
4. 床ずれ防止用具

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.4 回	47 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,344.6 円
用具選定・試用	1.3 回	51 分	0.9 時間	40 分	0.7 時間	1,467.3 円
サービス担当者会議等への参加	1.8 回	96 分	1.6 時間	60 分	1.0 時間	2,751.3 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,189.1 円
搬入・搬出	1.5 回	84 分	1.4 時間	60 分	1.0 時間	2,203.9 円
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,140.4 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.2 回	66 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,834.0 円
各種記録の作成	2.2 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,178.8 円
消毒、機器の修理・保守	1.2 回	76 分	1.3 時間	40 分	0.7 時間	1,265.6 円
計	—	544 分	9.1 時間	380 分	6.3 時間	14,374.9 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	385 分	6.4 時間	280 分	4.7 時間	10,905.4 円



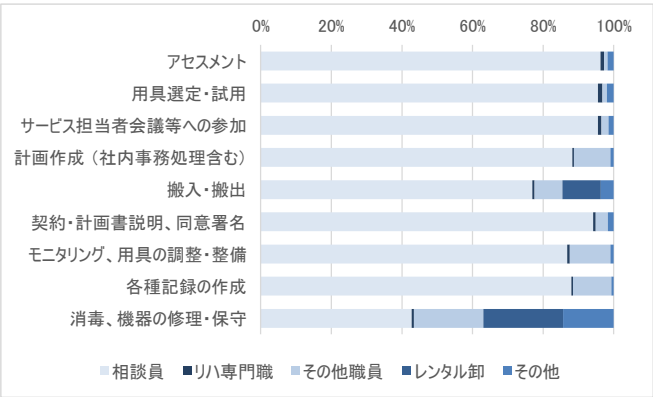
5. 歩行器

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.5 回	47 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,340.5 円
用具選定・試用	1.7 回	61 分	1.0 時間	60 分	1.0 時間	1,735.4 円
サービス担当者会議等への参加	1.9 回	99 分	1.7 時間	60 分	1.0 時間	2,821.8 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.8 回	43 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,215.3 円
搬入・搬出	1.6 回	79 分	1.3 時間	60 分	1.0 時間	2,090.6 円
契約・計画書説明、同意署名	1.6 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,242.5 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.4 回	68 分	1.1 時間	40 分	0.7 時間	1,910.4 円
各種記録の作成	2.4 回	46 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,300.8 円
消毒、機器の修理・保守	1.3 回	68 分	1.1 時間	30 分	0.5 時間	1,175.9 円
計	—	555 分	9.3 時間	370 分	6.2 時間	14,833.2 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	409 分	6.8 時間	280 分	4.7 時間	11,566.7 円



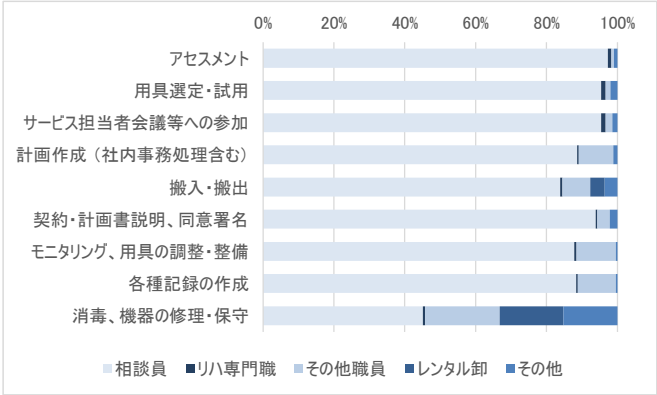
6. 移動用リフト

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.5 回	55 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,574.9 円
用具選定・試用	1.4 回	67 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,899.6 円
サービス担当者会議等への参加	1.9 回	103 分	1.7 時間	60 分	1.0 時間	2,949.0 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,238.4 円
搬入・搬出	1.4 回	99 分	1.7 時間	80 分	1.3 時間	2,406.8 円
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,201.5 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.3 回	74 分	1.2 時間	45 分	0.8 時間	2,070.3 円
各種記録の作成	2.2 回	46 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,272.6 円
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	70 分	1.2 時間	40 分	0.7 時間	1,161.0 円
計	—	601 分	10.0 時間	405 分	6.8 時間	15,774.1 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	431 分	7.2 時間	285 分	4.8 時間	12,206.3 円



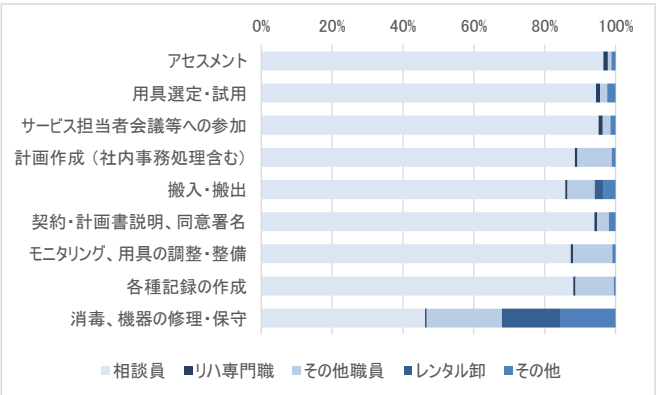
7. スロープ

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.3 回	39 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,137.3 円
用具選定・試用	1.3 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,253.7 円
サービス担当者会議等への参加	1.8 回	95 分	1.6 時間	60 分	1.0 時間	2,718.9 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,134.0 円
搬入・搬出	1.4 回	64 分	1.1 時間	50 分	0.8 時間	1,665.9 円
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,119.4 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.2 回	60 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,680.8 円
各種記録の作成	2.1 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,180.4 円
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	57 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,004.1 円
計	—	481 分	8.0 時間	320 分	5.3 時間	12,894.4 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	361 分	6.0 時間	240 分	4.0 時間	10,224.5 円



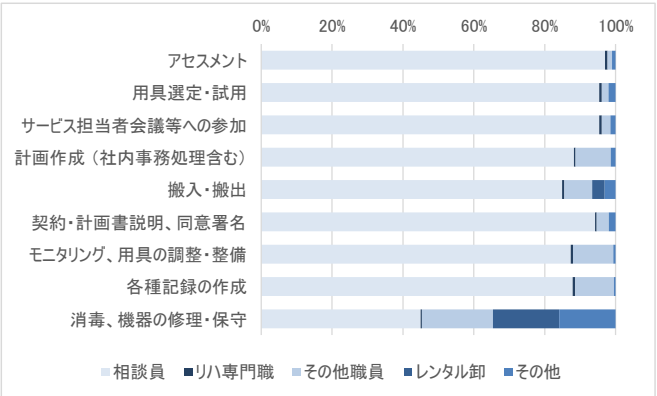
8. 歩行補助つえ

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.4 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,109.2 円
用具選定・試用	1.4 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,180.3 円
サービス担当者会議等への参加	1.9 回	95 分	1.6 時間	60 分	1.0 時間	2,708.5 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,128.6 円
搬入・搬出	1.4 回	61 分	1.0 時間	43 分	0.7 時間	1,625.5 円
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,147.6 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.3 回	60 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,673.7 円
各種記録の作成	2.2 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,243.9 円
消毒、機器の修理・保守	1.2 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	863.7 円
計	—	469 分	7.8 時間	313 分	5.2 時間	12,681.0 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	360 分	6.0 時間	240 分	4.0 時間	10,191.8 円



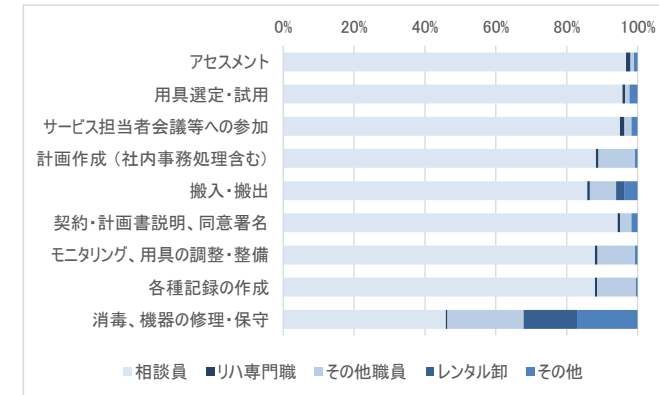
9. 認知症老人徘徊感知機器

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.3 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,207.6 円
用具選定・試用	1.3 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,363.1 円
サービス担当者会議等への参加	1.7 回	87 分	1.4 時間	60 分	1.0 時間	2,479.3 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.6 回	38 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,050.2 円
搬入・搬出	1.4 回	66 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,742.6 円
契約・計画書説明、同意署名	1.4 回	38 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,064.4 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.1 回	56 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,558.5 円
各種記録の作成	2.0 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,092.6 円
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	37 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	633.3 円
計	—	449 分	7.5 時間	330 分	5.5 時間	12,191.7 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	347 分	5.8 時間	240 分	4.0 時間	9,815.8 円



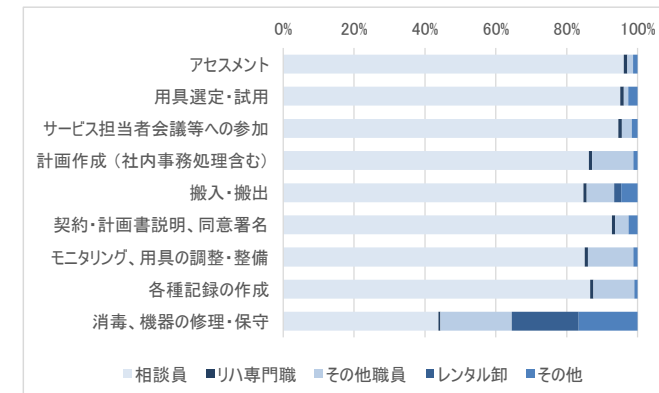
10.体位変換器

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.3 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,193.5 円
用具選定・試用	1.4 回	48 分	0.8 時間	40 分	0.7 時間	1,378.0 円
サービス担当者会議等への参加	1.7 回	87 分	1.4 時間	60 分	1.0 時間	2,481.1 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.6 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,080.8 円
搬入・搬出	1.4 回	69 分	1.2 時間	60 分	1.0 時間	1,846.1 円
契約・計画書説明、同意署名	1.4 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,098.8 円
モニタリング、用具の調整・整備	2.1 回	58 分	1.0 時間	40 分	0.7 時間	1,616.5 円
各種記録の作成	2.1 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,108.9 円
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	63 分	1.1 時間	30 分	0.5 時間	1,125.8 円
計	—	484 分	8.1 時間	350 分	5.8 時間	12,929.5 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	351 分	5.9 時間	260 分	4.3 時間	9,957.7 円



11.自動排泄処理装置

	実施回数(平均値)	サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)	
アセスメント	1.1 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,175.6 円
用具選定・試用	1.3 回	56 分	0.9 時間	60 分	1.0 時間	1,574.5 円
サービス担当者会議等への参加	1.3 回	68 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,950.4 円
計画作成(社内事務処理含む)	1.3 回	27 分	0.4 時間	20 分	0.3 時間	746.7 円
搬入・搬出	1.2 回	63 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,682.9 円
契約・計画書説明、同意署名	1.2 回	30 分	0.5 時間	20 分	0.3 時間	857.8 円
モニタリング、用具の調整・整備	1.7 回	53 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,478.0 円
各種記録の作成	1.6 回	28 分	0.5 時間	30 分	0.5 時間	791.4 円
消毒、機器の修理・保守	0.9 回	58 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	975.9 円
計	—	425 分	7.1 時間	340 分	5.7 時間	11,233.3 円
計(レンタル卸利用の場合)	—	304 分	5.1 時間	250 分	4.2 時間	8,574.5 円



平成26年介護事業経営実態調査結果

厚生労働省老健局老人保健課

調査の概要

○ 調査概要

目 的：介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施。

期 日：平成26年4月

調査客体数：33,339施設・事業所

調査事項：サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況等

抽出方法：層化無作為抽出法により抽出

○ 回収状況

サービス種類	調査客体数 (A)	有効回答数 (B)	有効回答率 (B) / (A)
介護老人福祉施設	1,686	1,051	62.3%
地域密着型介護老人福祉施設	354	174	49.2%
介護老人保健施設	1,086	624	57.5%
介護療養型医療施設	502	217	43.2%
認知症対応型共同生活介護	1,119	578	51.7%
訪問介護	5,324	2,569	48.3%
夜間対応型訪問介護	166	30	18.1%
訪問入浴介護	1,095	483	44.1%
訪問看護ステーション	1,168	598	51.2%
訪問リハビリテーション	1,103	301	27.3%
通所介護	5,589	3,235	57.9%
認知症対応型通所介護	1,699	704	41.4%
通所リハビリテーション	1,412	619	43.8%
短期入所生活介護	1,166	541	46.4%
居宅介護支援	3,171	1,531	48.3%
福祉用具貸与	3,217	1,313	40.8%
小規模多機能型居宅介護	1,571	754	48.0%
特定施設入居者生活介護	1,226	528	43.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	277	153	55.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	310	100	32.3%
複合型サービス	98	42	42.9%
合計	33,339	16,145	48.4%

○ 留意事項

- ・ 計数のない場合は「－」、計数を表章することが不適当な場合は「…」と表記している。
- ・ 数値についてはそれぞれの表章単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。

12. 認知症対応型通所介護	P 40
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
③ 延べ利用者数別集計表	
④ 経営主体別集計表	
13. 通所リハビリテーション	P 44
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
③ 延べ利用者数別集計表	
14. 短期入所生活介護	P 47
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
③ 延べ利用者数別集計表	
15. 居宅介護支援	P 50
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
③ 実利用者数別集計表	
④ 経営主体別集計表	
16. 福祉用具貸与	P 54
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
③ 実利用者数別集計表	
17. 小規模多機能型居宅介護	P 57
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
18. 特定施設入居者生活介護	P 59
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
19. 地域密着型特定施設入居者生活介護	P 61
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
20. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P 63
① 総括表	
② 地域区分別集計表	
21. 複合型サービス	P 65
① 総括表	
② 地域区分別集計表	

16-① 福祉用具貸与(予防を含む)(総括表)

		平成20年調査		平成23年調査		平成26年調査		(参考)平成25年概況調査		
		千円		千円		千円		千円		
1	Ⅰ 介護事業収益	(1)介護料収入	2,789		3,149		4,795		4,278	
2		(2)保険外の利用料	58		238		432		420	
3		(3)補助金収入	1		1		0		1	
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-		-		-		-0	
5		(5)介護報酬査定減	-17		-0		-2		-0	
6		(6)介護職員処遇改善交付金	-		-		-		-	
7		(7)その他	53		-		-		-	
8	Ⅱ 介護事業費用	(1)給与費	1,432	49.6%	1,186	35.0%	1,674	32.0%	1,532	32.6%
9		(2)減価償却費	130	4.5%	117	3.4%	224	4.3%	362	7.7%
10		(3)その他	1,236	42.8%	1,713	50.5%	2,785	53.3%	1,998	42.5%
11		うち委託費	285	9.9%	61	1.8%	95	1.8%	24	0.5%
12	Ⅲ 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0		4		0		1	
13	Ⅳ 介護事業外費用	(1)借入金利息	33		16		14		14	
14	Ⅴ 特別損失	(1)本部費繰入	3		156		357		339	
15	収入 ①＝Ⅰ－Ⅱ(4)＋Ⅲ		2,885		3,392		5,226		4,699	
16	支出 ②＝Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅴ－Ⅰ(4)		2,833		3,187		5,054		4,245	
17	差引 ③＝①－②		51	1.8%	204	6.0%	172	3.3%	454	9.7%
18	法人税等		-	-	-	-	106	2.0%	35	0.8%
19	法人税等差引 ④＝③－法人税等		-	-	-	4.3%	66	1.3%	419	8.9%
20	施設数		517		667		1,313		86	

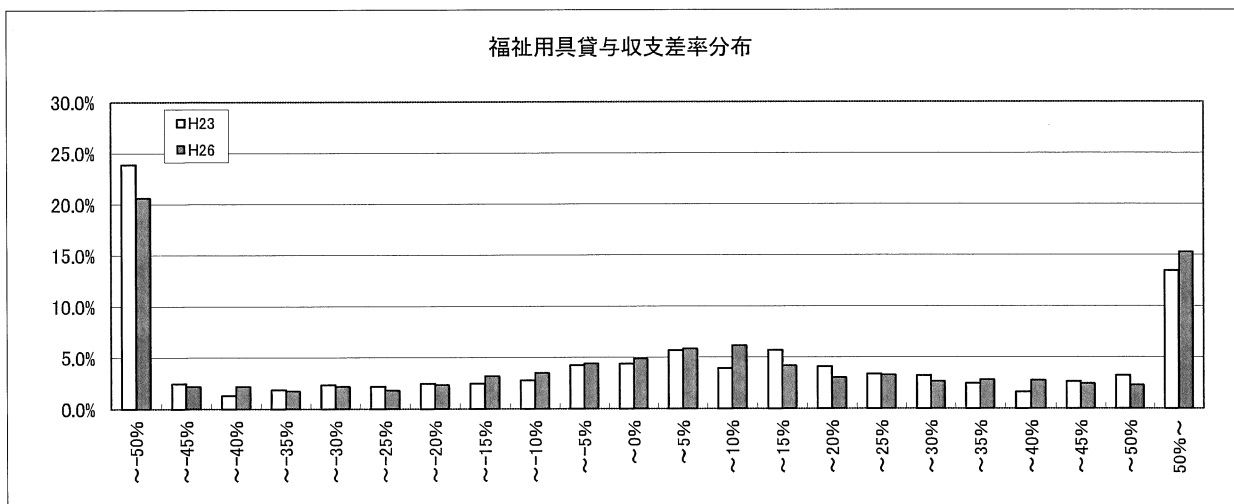
※ 比率は収入に対する割合

21	平均実利用者数	205.2人	193.3人	324.3人	309.7人
22	常勤換算職員数(常勤率)	3.3人 94.3%	4.6人 84.7%	5.1人 92.8%	4.5人 94.0%
23	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	2.4人 92.9%	3.1人 92.3%	3.6人 95.2%	3.5人 95.5%
24	常勤換算1人当たり給与費				
25	常勤 福祉用具専門員	312,072円	281,309円	348,938円	346,211円
26	非常勤 福祉用具専門員	172,996円	160,024円	217,488円	164,414円

27	実利用者1人当たり収入	14,062円	17,546円	16,116円	15,173円
28	実利用者1人当たり支出	13,811円	16,489円	15,585円	13,706円
29	常勤換算職員1人当たり給与費	320,357円	264,025円	335,037円	328,006円
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費	302,245円	272,016円	342,583円	337,996円

31	常勤換算職員1人当たり実利用者数	62.1人	42.0人	63.0人	68.6人
32	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数	86.1人	62.1人	89.0人	88.7人

福祉用具貸与収支差率分布



16-② 福祉用具貸与(予防を含む)(地域区分別集計表)

		1級地		2級地		3級地		4級地		5級地		6級地		その他		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	5,874		2,257		5,387		5,234		6,228		4,981		4,332	
2		(2)保険外の利用料	251		43		774		509		368		477		409	
3		(3)補助金収入	0		-		0		-		-		-		-	
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-		-		-		-		-		-		-	
5		(5)介護報酬査定減	-0		-2		-0		-5		-1		-4		-1	
6	II 介護事業費用	(1)給与費	2,045	33.4%	1,073	46.7%	2,275	36.9%	1,960	34.2%	2,253	34.2%	1,744	32.0%	1,370	28.9%
7		(2)減価償却費	661	10.8%	27	1.2%	128	2.1%	353	6.2%	281	4.3%	226	4.1%	165	3.5%
8		(3)その他	2,335	38.1%	1,235	53.7%	3,151	51.1%	3,145	54.8%	4,409	66.8%	3,212	58.9%	2,315	48.9%
9		うち委託費	133	2.2%	138	6.0%	247	4.0%	31	0.5%	84	1.3%	135	2.5%	54	1.1%
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0		2		0		0		2		1		0	
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	7		8		11		10		18		14		15	
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	348		193		529		384		420		346		331	
13	収入 ①＝Ⅰ－Ⅰ(4)＋Ⅲ		6,124		2,300		6,161		5,738		6,597		5,454		4,740	
14	支出 ②＝Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅴ－Ⅰ(4)		5,395		2,536		6,094		5,853		7,381		5,542		4,196	
15	差引 ③＝①－②		729	11.9%	-237	-10.3%	67	1.1%	-115	-2.0%	-784	-11.9%	-88	-1.6%	544	11.5%
16	法人税等		20	0.3%	29	1.2%	41	0.7%	60	1.1%	138	2.1%	159	2.9%	112	2.4%
17	法人税等差引 ④＝③－法人税等		709	11.6%	-265	-11.5%	26	0.4%	-175	-3.0%	-922	-14.0%	-246	-4.5%	431	9.1%
18	施設数		72		49		111		115		121		299		546	

※ 比率は収入に対する割合

19	平均実利用者数		316.9人		175.8人		354.2人		372.9人		400.8人		357.9人		292.4人	
20	常勤換算職員数(常勤率)		5.0人	94.0%	3.3人	88.9%	6.2人	87.6%	5.5人	93.8%	6.3人	93.7%	5.4人	90.9%	4.7人	94.8%
21	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)		4.0人	95.6%	2.0人	93.1%	4.3人	93.7%	4.0人	95.6%	4.3人	95.7%	3.9人	93.9%	3.3人	96.1%
22	常勤換算1人当たり給与費															
23	常勤 福祉用具専門員		348,957円		376,632円		354,859円		377,593円		378,715円		351,144円		329,869円	
24	非常勤 福祉用具専門員		278,940円		209,049円		251,699円		205,793円		190,068円		204,461円		218,038円	

25	実利用者1人当たり収入		19,327円		13,079円		17,395円		15,389円		16,458円		15,242円		16,212円	
26	実利用者1人当たり支出		17,027円		14,424円		17,206円		15,696円		18,414円		15,487円		14,353円	
27	常勤換算職員1人当たり給与費		341,801円		360,892円		364,587円		357,296円		352,066円		330,010円		318,398円	
28	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費		345,860円		365,079円		348,330円		370,115円		370,560円		342,182円		325,477円	
29	常勤換算職員1人当たり実利用者数		62.8人		54.1人		57.4人		67.7人		63.1人		66.0人		62.1人	
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数		78.8人		88.6人		82.4人		93.3人		93.6人		91.8人		88.3人	

16-③ 福祉用具貸与(予防を含む)(実利用者数別集計表)

		100人以下		101～200人		201～300人		301～400人		401～500人		501人以上		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	880		2,604		4,094		5,250		5,842		13,862	
2		(2)保険外の利用料	53		106		509		297		397		1,426	
3		(3)補助金収入	0		0		-		-		-		-	
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-		-		-		-		-		-	
5		(5)介護報酬査定定減	-2		-1		-0		-1		-2		-3	
6	II 介護事業費用	(1)給与費	544	58.4%	848	31.3%	1,237	26.9%	1,399	25.2%	1,906	30.6%	4,748	31.1%
7		(2)減価償却費	43	4.6%	51	1.9%	93	2.0%	120	2.2%	154	2.5%	830	5.4%
8		(3)その他	376	40.4%	1,332	49.1%	1,764	38.3%	2,250	40.6%	3,109	49.8%	9,146	59.8%
9		うち委託費	29	3.1%	73	2.7%	118	2.6%	90	1.6%	95	1.5%	225	1.5%
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	1		0		1		-		-		0	
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	11		5		12		9		12		30	
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	33		72		452		257		316		1,191	
13	収入 ①＝Ⅰ－Ⅰ(4)＋Ⅲ		931		2,709		4,604		5,546		6,237		15,285	
14	支出 ②＝Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅴ－Ⅰ(4)		1,007		2,308		3,558		4,036		5,497		15,945	
15	差引 ③＝①－②		-76	-8.1%	401	14.8%	1,046	22.7%	1,510	27.2%	741	11.9%	-660	-4.3%
16	法人税等		21	2.3%	43	1.6%	27	0.6%	90	1.6%	58	0.9%	377	2.5%
17	法人税等差引 ④＝③－法人税等		-97	-10.4%	358	13.2%	1,019	22.1%	1,420	25.6%	683	10.9%	-1,037	-6.8%
18	施設数		497		231		150		95		67		273	

※ 比率は収入に対する割合

19	平均実利用者数		43.5人		147.1人		246.8人		349.8人		447.7人		996.7人	
20	常勤換算職員数(常勤率)		2.4人	85.8%	3.2人	87.4%	4.2人	90.4%	4.9人	93.9%	6.3人	95.5%	12.1人	96.7%
21	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)		1.6人	89.0%	2.2人	91.1%	3.0人	92.5%	3.3人	95.9%	4.5人	96.0%	8.9人	98.3%
22	常勤換算1人当たり給与費													
23	常勤	福祉用具専門員	265,639円		290,276円		333,390円		378,602円		335,498円		385,766円	
24	非常勤	福祉用具専門員	207,275円		195,471円		189,459円		205,549円		235,631円		285,642円	
25	実利用者1人当たり収入		21,396円		18,416円		18,657円		15,855円		13,931円		15,336円	
26	実利用者1人当たり支出		23,139円		15,687円		14,419円		11,538円		12,277円		15,998円	
27	常勤換算職員1人当たり給与費		260,407円		276,333円		311,423円		357,484円		323,905円		378,938円	
28	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費		259,212円		281,875円		322,623円		371,514円		331,468円		384,100円	
29	常勤換算職員1人当たり実利用者数		17.8人		45.9人		58.4人		72.0人		71.5人		82.3人	
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数		27.2人		67.2人		83.2人		105.1人		100.0人		111.6人	

補装具費支給制度の概要

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（別紙「補装具種目一覧」を参照）について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200 円、市町村民税世帯非課税者：0 円

2 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※難病患者等については、政令に定める疾病に限る

3 実施主体

市町村

4 申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

5 費用負担

(1) 公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合（国：50／100、都道府県：25／100、市町村：25／100）

(2) 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万 円以上の場合）には補装具費の支給対象外とする。

※ 生活保護への移行防止措置あり

6 予算額

(23年度) (24年度) 差引増▲減額
15,608,790 千円 → 14,857,268 千円 (▲751,522 千円)

・過去の実績等(平均単価、平均支給決定件数)を勘案し、予算額を積算している。

予算額の推移

(単位:千円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
15,647,522	15,414,214	15,608,790	14,857,268

【参考1】

※補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 車椅子

電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)

重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

【参考2】

- 創設年度 平成18年10月施行
※障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費支給制度としたもの。
[身体障害者福祉法] 昭和25年度
[児童福祉法] 昭和26年度
- 支給根拠 障害者総合支援法 第76条第1項
- 国の負担根拠 障害者総合支援法 第95条第1項第2号

(別紙)

補装具種目一覧

種目	名称		H25 購入基準	耐用 年数
義肢（注1，2）			354,000	1～5
装具（注1，2）			84,000	1～3
座位保持装置（注1）			326,000	3
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	5
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	4
	身体支持併用		3,800	4
義眼	普通義眼		17,000	2
	特殊義眼		60,000	
	コンタクト義眼		60,000	
眼鏡	矯正眼鏡	6D未満	17,600	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光眼鏡	前掛式	21,500	
		6D未満	30,000	
		6D以上10D未満	30,000	
		10D以上20D未満	30,000	
		20D以上	30,000	
	コンタクトレンズ		15,400	
	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700	
焦点調整式		17,900		

種目	名称	H25 購入基準	耐用 年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	5
	高度難聴用耳かけ型	43,900	
	重度難聴用ポケット型	55,800	
	重度難聴用耳かけ型	67,300	
	耳あな型(レディ)	87,000	
	耳あな型(オーダー)	137,000	
	骨導式ポケット型	70,100	
	骨導式眼鏡型	120,000	
車いす	普通型	100,000	6
	リクライニング式普通型	120,000	
	ティルト式普通型	148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000	
	手動リフト式普通型	232,000	
	前方大車輪型	100,000	
	リクライニング式前方大車輪型	120,000	
	片手駆動型	117,000	
	リクライニング式片手駆動型	133,600	
	レバー駆動型	160,500	
	手押し型A	82,700	
	手押し型B	81,000	
	リクライニング式手押し型	114,000	
	ティルト式手押し型	128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型	153,000	

種目	名称	H25 購入基準	耐用 年数
電動 車 い す	普通型(4.5km/h)	314,000	6
	普通型(6.0km/h)	329,000	
	簡易型	切替式	
		アシスト式	
	リクライニング式普通型	343,500	
	電動リクライニング式普通型	440,000	
	電動リフト式普通型	701,400	
	電動ティルト式普通型	580,000	
	電動リクライニング・ティルト式普通型	982,000	
座位保持いす(児のみ)		24,300	3
起立保持具(児のみ)		27,400	3
歩 行 器	六輪型	63,100	5
	四輪型(腰掛付)	39,600	
	四輪型(腰掛なし)	39,600	
	三輪型	34,000	
	二輪型	27,000	
	固定型	22,000	
	交互型	30,000	
頭部保持具(児のみ)		7,100	3
排便補助具(児のみ)		10,000	2

種目	名称			H25 購入基準	耐用 年数
歩 行 補 助 つ え	松 葉 づ え	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	4
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ			8,000	
	ロフストランド・クラッチ			8,000	
	多点杖			6,600	
	プラットフォーム杖			24,000	
意重 思度 伝障 達害 装者 置用	文字等走査入力方式			5	
		簡易なもの			143,000
		簡易な環境制御機能が付加されたもの			450,000
		高度な環境制御機能が付加されたもの			450,000
		通信機能が付加されたもの			450,000
	生体現象方式				450,000
(注1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成 23 年度交付実績(購入金額)1 件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成 23 年度社会福祉行政業務報告より。)					
(注2)義肢・装具の耐用年数について、18 歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1 年6ヶ月の使用年数となっている。					

福祉用具貸与事業者 ヒアリング調査結果

○貸与の実態について

- 福祉用具ごとの商品選択ポイント等について

＜1特殊寝台・特殊寝台付属品＞

- 新規契約では、新しい機種が選ばれる傾向にある。今年または昨年出た新商品が主流。
- 使い慣れていく商品であるため、商品の途中変更はないとは言わないが少数で、入院等で利用が中断したタイミングで見直し(入れ替え)が生じるといった使い方。
- ベッド、専用マット、柵の3点をセットで借りる形が大半。マットや柵はベッドによって形等が決まってくる。それ以外の付属品としては、テーブルやキャスターなど、利用者の利用形態や生活スタイルに応じて、となることから、3～4人に1人くらいが借りる程度の出現率。

＜2車いす・車いす付属品＞

- メーカー数が多く、多様な種類の商品があるということが、ケアマネジャーにも利用者やご家族にも浸透している商品で、利用者側のニーズのバラツキも大きく、「主力商品」といったものが存在しない。その分、いつでも多様な商品を提案できるように、カタログ掲載品種程度は各事業所の在庫スペースに保有している。さらに、カタログに載せていないような特殊なニーズに対応したものも、事業所ではないが、別途在庫を保管している。
 - ◇ 介護保険導入当初は、「標準型」と呼べるような商品が確かにあったが、15年間で最も多品種化した機器といえる。
- 誰が主に扱うのか(本人(自走)か介助者(フットレスト等の跳ね上げが必要になる)か)、持ち運びが必要になるか(軽さ)、取り回しに使える広さや段差はどうなっているか(大きさ等)、移動・移乗を想定するか等、身体状況や生活環境などをアセスメントした上で、ニーズの優先順位づけを行い、それに合わせてどの商品がよいのかあたりをつける。その上で、3～4品を候補として選んで、実際に在宅に持ち込んでフィッティングを行い、1品を選ぶ。そこからしばらくはデモ(お試し)として無料で貸与し、使えそうと判断されてから実際のレンタル開始となる。
 - ◇ デモの期間は1週間程度が多いが、退院準備等でお持ちした場合は、ご本人の状態によって退院が延期される等、デモ期間が長引く傾向がある(最長で1ヵ月ほどになるケースあり)。
 - ◇ また、数品持ち込んでもフィットせず、一度持ち帰って違うタイプを再度提案するといったことも起きる。

＜3手すり＞

- 賃貸住宅等で、住宅改修として手すり設置ができない場合、環境的に手すりを設置できる壁面スペースがない場合等に主に利用される。中には、住宅改修で壁面に設置するよりも、天井と床でつっぱって身体に近いところに手すりを設置できた方が力を入れやすく(プッシュアップ時)、安全に使えるものになることもあり、環境と使い方の双方を考慮して選んでいく。
- ベッドの手すりは、立ってしまえば動ける要支援～要介護1の方の利用に向く商品である。

<4床ずれ防止用具>

- 中程度以上の方(既にじょく創のある方)に向く圧切替型のものと、軽度の方・予防用に用いる静止型のものがある。
- 圧切替型のものは、新しい商品ほど、機能的にもよいことから、主力となる傾向にある。
- 静止型は予防効果があるが、制度上、「床ずれ防止用具」を一括りにして要介護2以上という制度的な線引きがなされているため、利用が少ない。要介護認定調査以降、急速に状態が悪くなる方もいて、ある程度予測がつけられるにも関わらず、予め利用という風にならず、じょく創ができてしまってから「急に持ってきてほしい」となりやすい商品である。緊急性が高いため、常時在庫を持つ必要性が高い商品である。
 - ◇ 一方で、一度利用しはじめると、使い慣れたものがよい、となりやすい商品である。(長いものでは、10 年前に上市されて今も利用がある商品もある)

<5歩行器>

- 症状が固定した方の場合にはコンパクトなものが選ばれる。ほどよい抵抗のある車輪が付いたものは、症状に進行が見られる方の場合でも使いやすい。
- 歩行車タイプのものは、どのような目的(買い物、ごみ出し等の生活行為、距離のある外出、身体状況として途中で座る必要があるか否か)に使いたいのかというニーズと、保管場所によって選択(大きさ、重さ、荷物入れの有無、座面の有無等)が変わってくる。利用途中での機種変更も頻繁にある。

<6移動用リフト>

- 電動のものが中心で介護負担を軽くする効果があるが、場所をとるため導入しづらい側面がある。そのため、利用は必ずしも多くない。
 - ◇ 例えば、外出時の段差解消の場合、スロープにするかリフトにするかという選択になることが間々あるが、設置場所がない、大掛かりになるため心理的に抵抗感がある等の理由でスロープの方が選ばれることも多い。
 - ◇ 反面、老々介護や、女性が主な介護者である場合など、力が足りず、スロープでは車いすを押して上げられないということもあり、そういった場合はリフトを選ぶケースがある。
- メーカー数が少なく、種類も多くないことから、環境によって使える商品が限られてくる。中には、60～70cm の段差解消が必要なケースがある等、レアなニーズであっても、必要とする人にとっては重要性が高いといったこともあるため、その場合でもニーズに応えられるように事業所としては商品在庫を持たざるを得ない。
- 立ち上がりを補助するための座いす型リフトは、要介護2以上でなければ利用できないが、本来は要支援～要介護1くらいの人に使った方が、QOL を高める効果を発揮しやすい。
 - ◇ 要介護認定でも、福祉用具導入のアセスメントでも、「現在」何ができる・できないということをも重視した仕組みになっており、室内で転倒したときに立てるか、どうできるか、といった「リスク」を想定した形になっていない。ひとり暮らしの軽度の方の場合、認知症もなく、自分で生活廻りのことができるが、足だけ弱いという方は少なくない。座いす型リフトは、転倒した状態から立ち上がれない人でも、這って座いすまでたどり着ければリフトを使って立てる、連絡して助けを呼べる、ということがあり得る。そのような利用が効果的ではないかと思うが、現状の制度では適用されない対象になってしまっている。

＜7スロープ＞

- 日本の住宅は、床下が 40cm 程度あることが多く、外出のために上がり框の段差を解消するためにスロープを使うという需要はかなりある。住宅改修して常設することに抵抗感がある場合、レンタルで取り外しができるスロープを利用するといった選択がなされることが多い。
- 利用時につけて、それ以外は外すといった利用を想定するため、軽さが重視される傾向にあり、新商品開発も軽量化に力点が置かれている。
 - ☆ 取り外しニーズは、用具の盗難を防ぐといった観点でも出やすい。
- ベッドと異なり、利用法に慣れるのが比較的容易なため、大きなきっかけがなくても、利用途中で商品変更が生じることが多いのも特徴。
 - ☆ 新商品が出たという情報をケアマネジャーに提供しておく、サービス担当者会議等で問題等が出た場合に、新商品に変えてはどうかという話になることがある。
- また、車いすで利用するため、消耗が激しく、廃棄までの期間が短い(1年程度)。

＜8歩行補助つえ＞

- 手で触れる部分が重要であり、握り、重さ等の利用しやすさ、なじみやすさと、環境に合わせた大きさ(多点部分の大きさ。大きいほうが安定しやすい)などから商品を選択する。
- 利用し始めの2～3ヵ月は、使ってみてやはりなじまないということから商品の変更といったことが生じやすいのも特徴。およそ2～3ヵ月のうちに2～3品使ってみて、愛用品が決まっていくな形。
 - ☆ 要介護度が比較的軽い、片麻痺等で、状態が固定している方の場合には長く同じ商品を使える場合も多いが、通常、高齢者の場合は状態が変化(進行)するため、それに合わせて商品を変えていけるというのがレンタルのよいところではないか。

＜9認知症老人徘徊感知機器＞

- 個人の心身状況、環境、ご家族の状況(同居か否か、日中家にいるか否か)によって、商品の選択が変わる。
- マッチングが難しい商品であるが、上手く利用することで介護者の負担を軽減でき、在宅の限界点を上げることに貢献する商品といえる。

＜10体位変換器＞

- 入院していた際に病院で利用していた場合、在宅介護に移行しても同じものをレンタルで導入する、といった使い方が多い。入院していた病院の考え方、方針の影響を受けやすい。
- ボリュームとしては利用が少ない。

＜11自動排泄処理装置＞

- 身体状況等の個別性(できない行為・要因等)と環境面の状態によって選択が変わってくる。ニーズの件数は少ないが、ニーズが深く、上手く利用することで在宅の限界点を上げることに貢献する商品といえる。
 - ☆ 動き出しができず、間に合わない場合、同居者の方がいて音が気になる場合、認知症があっても一人では上手く利用できない場合、など。
- ・ 福祉用具の選定は、ほとんどの場合で福祉用具専門相談員(当社営業職)が担っている。福祉用具に関する知識に乏しいケアマネジャーが多いことから、徐々に当社側で担うようになってきた。形としてはケアマネジャーへの提案という形式をとっている。
- ・ ケアマネジャーはまず通所と訪問の費用を考えてプランニングするため、限度額から考えてそれらのサービスを使用した残りの費用で福祉用具の対応を考えることが多く、必然的に低い予算ありきで考慮せざるを得ない現状がある。

- 実際に利用者にフィットした用具選定をしようとすると、何回かに分けて複数の機器を持って訪問し、利用者にフィッティングをしてもらう期間（お試し期間、デモ期間）を設ける必要があり（頻度としては最低1回。複数回の場合も多々ある）、その期間に代金をいただくわけにはいかない（この部分でも料金をいただかない日にちサービス等で各社暗に競っている面もある）現状がある。
- 最も取り扱いが多い商品に限って言えば、地域・利用者特性にともなう違いは感じない。特定の商品群では、地域特性により違いが見られるケースは存在する。例）市街地では選定されにくい電動車
- 具体的な商品の選定のプロセスは、以下の通り
 - ケアマネジャーからの情報や事前アセスメントでの利用者意向やニーズを把握し、疾病、身体状況、介護環境、住環境を踏まえ、ニーズ解決に期待できる福祉用具をリストアップ。ケアプランとの調整を図りながら、在庫状況を確認し、リストアップした福祉用具が期待される期日に間に合うかどうかの調整の後、選定商品を決定。期日までに手配が難しい場合は、選定候補の中から間に合う商品で決定。
- 利用者等がどのような観点で事業者、商品を選んでいるかについては、ケアマネジャーの紹介・薦め（特定の事業者を紹介する場合と複数の事業者から選択してもらう場合等々）、事業者の認知度・印象、事業者の評判・信頼性・口コミ、福祉用具専門相談員の力量（相性や好き嫌いも少なからず有）、リピート、地元（自宅からの距離感＝緊急対応、親近感）等から選んでいるのではないかと考える。
- 利用者がどのように商品を選んでいるかについては、ケアマネジャーの薦め、福祉用具専門相談員の薦め、デモ機からの選択（実際の使い勝手）、ショールーム見学、カタログからの選択、価格（利用料）、好み、マッチング（身体状況・介護環境・住環境）等から選んでいるのではないかと考える。
 - デモ機はわずかな時間であっても使用済み商品となる為、消毒工程をとす必要があり、その分のコストが発生する。

○福祉用具貸与の価格の設定根拠等

- 商品の償却期間をベースにした機器の価格と、管理等の費用、利用者として必要な利益を加味して設定する。地域によって、他社の価格設定等も勘案し、安く設定せざるを得ない場合もあり、必ずしも全国統一価格にはなっていない。近年、以前よりよい商品が出て、マーケットの状況（ニーズ、競合）によって以前の商品よりも安い値付けが行われるといったことも頻繁に生じている。
- 近年の傾向として、貸与期間が短くなる傾向がある。そうすると、償却期間を短く設定せざるを得ないため、原価が高くなってしまう。
- 適用対象外とされる軽度者の利用の場合等、自費で利用されるケースへの貸与価格は安めの設定にせざるを得ず、かなり持ち出しになっている。
- 福祉用具の価格は、市場原理で決まっている。既に福祉用具貸与の市場は競合が進んでおり（特に関東）、周辺地域の市場（他社価格）を参照しながら、戦略的に（駆け引きを考えながら）設定する。前述のとおり限度額の範囲での検討されることもあり、むやみに高い値付けをできる状況ではなくなっている（ケアマネジャーに選ばれにくくなってしまう）。
- 値付けは単一商品では図れないことがある。車いすのバリエーションが多い会社は車いすの値段が安い、その分ベッド等は他社より高い等のケースが想定される。このような強み弱みは他社にも必ず存在する。

- 原価と商品の維持管理に係るコスト、同品目類似商品のレンタル料金、実勢価格等を考慮して、福祉用具貸与の利用料金を定めている。
- 料金改定の頻度は多くはない。消費税変更のような税制改正や地域的にレンタル料金の実勢価格が低料金であったりする場合などは改定をすることがある。
- これまでの制度改正や報酬改定等の変化に対しては、価格を変更することなく維持をしてきたが、収益構造が著しく変わるような制度改正等があれば、価格を変更（増減）する必要があると考えられる。

○福祉用具の調達及び調達コストについて

- 調達コストについてはメーカーからの仕入れ価格はあまり変わっていない。もしくは、機能が追加されてもメーカー側の企業努力として価格を据え置いているケースが多く、場合によっては安くなるケースすらある。
- 身体状況や環境などの個別性を踏まえて、機能や付加価値などを選ぶ形になっており、そういう面の競争も進んでいるため、多品目・多品種の在庫を常に持つことになり、スケールメリットも働きにくい構造になっている。
- 福祉用具の調達方法については、（自社保有の場合）メーカーもしくはメーカー代理店より購入。（レンタル卸の場合）複数の取引先から入手できるようにしている。
 - 自社保有とレンタル卸利用の比率については、レンタル卸利用が全体の約 20%です。その割合は品目によってかなりの差があり、1%に満たない徘徊感知器から 40%ほどある電動車いすなどがある。購入金額が高額でメンテナンス費用も高くなる商品（電動車いす、段差解消機など）や稼働率が低いと予想される商品は、レンタル卸を利用している。また、納品が急ぎで社内に在庫が無い場合などはレンタル卸を利用する。
- 調達した福祉用具の輸送については、事務所からご利用者様宅まで大型の普通車で運搬をする。距離は地域によってかなりの差があり、都市部では近距離での移動が多いが、地方では走行距離も長くなる（例：片道 2 時間を要する場合もある。離島の場合は、商品を積載して自動車毎船で島に移動したり、港止めにしてレンタカーを借りて運搬したりする）。離島部、山間部では加算対象となる地域もあるが、地元の同業他社との比較になる為、実際には加算を請求していない。地域による機器の品目の大きな違いはないと思われる。
 - 輸送には弊社事務所からご利用者様宅までの輸送と、弊社の拠点間の輸送があり、前者の場合、1 台の配送車両が 1 日に 7~10 件訪問する。訪問先は、ご利用者様宅、施設、居宅など。基本的には朝事務所を出ると、夕方までは戻らないため、その日に必要な福祉用具を積載して出発することになる。緊急対応などの場合は事務所に戻ることもある。配送用車両は約 150 台であり、配送車両を運転するのは、相談員である。後者の場合は、外部委託をしているため委託費用と離島向けの運送費用が発生する。
- 機器の廃棄や購入に関する基準や方針については、商品の使用履歴や今後の使用予測やメンテナンス費用を考慮して判断している。
- 新商品の採用については、拠点の営業担当者が未採用商品の採用申請を行い、拠点長である所長が承認すれば、本部の中で次長、部長と回覧され、最終的に社長が決裁を行う流れとなっている。採用のタイミングは、随時である。

○福祉用具の消毒・メンテナンスについて

- メンテナンス・消毒については、原則、持ち帰って行い、再度利用者の所に持参している。
- メンテナンス・消毒については原則半年に1回のモニタリングで気付いたものや、利用者からの要望や担当者会議で得た情報（雨が降って車いすのマットが濡れた、落として壊れた）等に基づいて行っている。
- メンテナンス・消毒は、商品ごとに担当を決めている。1つの商品でも多様な機種があるため、そうでないと回らない実態がある。
- 消毒・メンテナンスについては、本社と消毒工程（シルバーサービス振興会の消毒工程管理認定をえている）で、消毒、メンテナンスを行っている。商品は品質を第一として、ご利用者様に安全で清潔な商品をご利用いただくことを心がけている。
- 消毒工程においては、専任の品質チェック者を設置して、安全性を含めた品質を担保するようにしている。また、3ヶ月に一度、第三者である専門会社に菌検査を委託し、消毒が問題なく行えているかどうかの確認をしている。消毒工程から清潔庫に移動した商品は、品目によっては出庫前にチェックを行い、ご利用者様宅にお届けをする。納品以降は定期的なモニタリング業務の中で、安全確認を実施している。
- 消毒・メンテナンスに関連してのコストとしては、人件費、設備費、光熱費、消毒液等の消耗品、メンテナンス用工具、レンタル商品の交換用部材、教育費等のコストが発生している。メンテナンス用の部材に係るコストは、物量の増加、部品価格の値上げ等もあり、年々増加傾向にある。また、本社倉庫より拠点に対して、定期的に商品の輸送をしているので、物流コストも発生している。

○利用者に対するサービス提供について

- ケアマネジャーからの依頼については、退院準備や身体状況の変化を想定して緊急性の高い依頼ばかりになっており、価格よりも緊急に対応可能かどうかという点が事業者の競争ポイントになっている。そうすると、合理的なルート・手順を想定して配送するといったこともできないため、配送コストも高くついている。
- 適切な品質で提供する観点から、サービス計画書をきちんと立てそれに沿って提供している。そのために、アセスメント等に関する研修や資格取得費用の助成などを行っている。職員1人当たり年間15~20日（新入社員の場合は1~2ヵ月）の研修を行っており、法人全体の研修費用は数千万円にのぼっている。
- 書類作成等のコスト（サービス計画書作成）のために、専属で入力の特任担当者を常駐させているため、1割増程度のコストが余分にかかっている。（営業担当は必ずしも事務能力が高くなく、文章を書くのは苦手ということが多い。そのため、口頭で内容を報告してもらい、事務担当が作成する方が効率がよい。）
- 営業担当がケアプランを入手したら、紙に出力し、事務スタッフが基礎情報等を入力する。選定理由の欄だけは営業担当が記入する。

- ケアマネジャーがどの福祉用具貸与会社を選ぶかのポイントとして、①商品性の得意領域②価格の高低③対応の迅速性（その日に依頼をされてその日に商品を持参できるか 等）と④対応の丁寧さ の4点があると思われる。
 - ③については、2014 年の医療制度改正以降、平均在院日数短縮化政策の影響を受け、状態が安定していないのに退院される方への福祉用具提供に関する相談が従前の3倍程度に増えており、特に病床報告が始まった 2015 年 10 月からさらにその傾向が加速している。このような場合、退院予定が決まってから退院までの日数が少ないため、往々にして緊急、かつ、ケアマネジャーの都合で限定された時間の中での対応になる。そのため、当社では配送を1日2便とし、急な対応にも2便目で受けられるようにした。その分配達効率が悪くなる（本来ならば1日で回りきるところを、日の途中に入った注文も届けられるよういったん本社に車を戻す手間が生じる）ので余分に経費が掛かっている。
 - ④については、本来であればケアマネジャーがきちんとマネジメント（調整、コーディネーション）するのが理想であるが、ケアマネジャー自体が福祉用具のプランや理由書を作成できないケースが多いため、どのような福祉用具にするのかについての主なアドバイスは相談員で行っている。また、半年に平均1回のスパンで利用者のモニタリングを行い、その状況をケアマネジャーにあげて改善提案（ケアプラン見直しを促す）をしている。改善提案自体は貸与事業者にとってよい営業機会ともなっている。上記のとおり、退院の早期化が進むと、状態が安定する前に退院する方が増えるため、退院後2～3ヵ月で状態が変わる（安定化する）ような利用者が沢山増えてくると考えられる。その場合、退院後2～3ヵ月での福祉用具の見直しが重要になってくる可能性がある。
- ケアマネジャーと貸与事業者の連携が重要である。どのような生活をめざすのかという生活目標を共有し、同じ方向をみてケアプランをたて、福祉用具を選定する必要がある。サービス担当者会議
- 書類が多いことは負担でもあるが、ケアマネジャーにとっては事業者を変えにくい要素にもなっており、営業面ではメリットもないではない。
- プロセスの中でアセスメントと用具選定・試用が概ね同じタイミングで行われるが、直接訪問して住環境・身体状況・介護状況等確認しながら用具を選定するため、最もこの作業が労力を使う。事前にケアマネジャーから情報提供が有る場合と緊急の場合は情報提供が後からになり、後者の場合、帰社後のサービス計画書作成に労力を要することがある。また、選定した用具が実際使用してみて不適合の場合も交換作業に労力を要す。
 - 1 件のサービス計画書の作成にかかる時間については、3 パターンに分けて以下の通りである。
 - ① 新規利用者の場合：白紙の状態から基本情報・利用計画までの作成になるため、平均45分、品目が多いケースでは60分かかることもある。
 - ② 品目追加の場合：基本情報・利用計画ともに前回の情報がシステムにより下書きされた状態からの作成となりますので、平均30分。
 - ③ 認定期間の満了にともなう更新の場合：品目自体に変更がないため、期間や相談日時の更新などの記録の更新となり、で平均15分。
- 各プロセスは、手順については以下の通り。
 - 営業担当者：アセスメント→用具選定→搬入（搬出）→サービス計画書作成→契約・計画書説明、同意署名→モニタリング/サービス担当者会議等への参加（随時）
 - モニタリング担当者：モニタリング（概ね6ヶ月に1回訪問）、サービス担当者会議等への参加、機器の修理
 - 配送担当：搬入・搬出、機器の修理→必要時終日

- サービス提供に付随して発生するコストについては、用具選定時の試用機提供コスト、利用者宅訪問時の有料駐車場料金、モニタリング記録 1 件当たり 20～30 分（残業代）×3～4 件/日、サービス計画書作成 1 件当たり 30～40 分（残業代）用具の準備&積み込み 30～40 分（残業代）
- ご利用者、ご家族によっては月々のレンタル料金を口座振替ではなく直接集金を希望されたり、大きな不具合ではないものの呼び出しを頻繁にされる方もいる。また、有料老人ホームで重度のご利用者は本人ではなく、ご家族が代理で契約をされが、搬入時に不在等のケースがあり、後日、ご家族宅に訪問して契約をする業務もある。ご利用者のご家族の都合で土曜日の訪問を希望される場合は当番体制で対応出来ない場合は担当者が休日に時間出勤しての対応をする場合もある。

○その他について

- 販売管理費は上昇傾向にある。職員を採用するための募集費や人件費、メンテナンスセンターにかかる賃料などは上昇傾向。売上の 5～6 割を占めるに至っている。
- 介護用品は、介護保険以前は治療用品または障害者用品であり、限られた数量の、標準と呼ばれる商品しかなかったが、介護保険の定着とともに生活用品化して、商品自体がよくなってきている。
- 当期損益等について、メーカーから新商品が出ていたら購入せざるを得ないが、販売時期はメーカーによるため、年度によって仕入れ値に差があり、利益だけを見て図る事ができない現状がある。5 年～10 年のスパンで見る必要があるのでは。
- 相談員の研修については、主にチーム等で OJT を通してやっていく。入社 1～2 ヶ月ほど先輩社員につき同行（OJT）の形で勉強、そのあと福祉用具専門相談員指定講習を受講（1W）してもらう。また、OFF-JT として毎月必ず社内研修をやっている。用具自体についてはメーカーの担当者から新商品の説明を受けて勉強するケースが多い。
- 相談員の真価としては数字で計れないところも多いが、利用者の廃用を防止するという効果として、それぞれに適した福祉用具を個別ケースで選定していくところに意義がある。具体的には、合っていない車いすだと 10 分と座っていられないため、寝たきり、廃用につながりやすい。フィッティングで適切に負荷分散できれば座位の維持ができて寝たきりにならないし、筋力維持・強化の効果もある。
- 要支援になる主な要因は、①転ぶ、すべる、②病気、③老衰であるが、②は減らないかもしれないが、①は福祉用具や住宅改修で転ばせない、滑らせないように「予防」することができる。歯科が治療から検診・予防への転換が進んだように、介護も、今後のマンパワーの確保が懸念されるからこそ、上手く福祉用具等を使って予防への転換を進める方が価値が高い。
- 今回のように福祉用具のサービス利用料金を下げる等の一点を見てみると、下げることはできたとしても、用具を使えないために施設入所希望者が増え、かえって全体的な費用がかさむ、という可能性もある。全体的な視点で政策を見ていく必要があるのでは。
- メーカーの商品の傾向として、用具に機能を付けるだけ付けて新商品を販売するというやり方から、機能に特徴のある（機能を引き算した）商品を販売するように流れが変わりつつある。（このため相談員の専門的な力がより必要になってくるか？）
- インターネットの通販では、メーカーの保障機関が切れた商品も含め福祉用具が沢山売られている。どのような経緯でそこにあるのかが分からないような商品が安い値段で消費者に渡っている状態だが、その商品の不良等の苦情はすべて製作元メーカーに来るため、メーカーが苦慮している問題がある。そもそもフィッティングに専門知識が必要な商品がそう簡単に消費者のもとに渡っていて良いのだろうか？

- 仮に全額自己負担化されても、おそらく、事業者としてはやりようがあると思うが、商品を限定したり、フォローを削ったり、サービスの品質は落とさざるを得ない。売り切りとすると、商品選定の失敗リスクを立場のよわい利用者（消費者）の自己責任に転嫁することを意味しており、問題があると考えている。
- 配送費用やメンテナンスは、毎月必ず行うものではないが、現在の仕組みでは平準化して貸与価格に上乗せする形になっている。これを、切り出して別途生じたときだけ受け取るような形にする変更はあっても構わない。配送費等を外出しにすれば、島しょ部等の場合は配送料金だけ高くする等できるため、事業者から見て対応しやすくなる。
- これまで、介護ベッドに関しては、介護ベッドとして借りたいというよりも、ベッドにしたいためにレンタルで導入するという利用形態が多かった。現在の高齢者はベッドを既に持っている方が多いことから、介護ベッドはさほど借りられなくなり、自前のベッドにつけられる手すりを借りたい等、福祉用具の借りられ方が変わってくると予想している。
- コストの抑制のために、以下のような対応を行っている。
 - システムによる業務の効率化等

基幹業務、サービス計画書、モニタリングをシステム化し、省力化している。また、タブレットを導入して利便性を上げ、これまで事務所に戻らなければできなかった業務ができるようになり、時間の有効活用と業務処理速度が向上している。
- 利用者による選択のための工夫については、福祉用具にはどのようなものがあるのかを知って頂き、見て触って頂く機会を増やし身近に感じて頂けるようにしている。
 - 迅速な対応をするために、拠点を増やしている。
 - 福祉用具を紹介するとともに、介護保険に関する理解の一助となるようにオリジナルのレンタルカタログを製作している。
 - 展示会の開催、福祉に関するイベントへの協賛を実施している。
 - 福祉用具専門相談員のスキルアップの為、営業担当者向けの全員研修を年 3 回、店舗担当者向けの全員研修を年 2 回実施。その他社外研修の利用もしくは展示会の参加を推奨し、資格取得も支援している。
- 離島が多く、基本的に離島は、採算がとれない拠点となっている。市場が小さく、物理的に限られてしまっている上、離島以外の拠点と比較してコストがかかる。具体的には、下記のコストが発生している。
 - 塩害による商品の劣化
 - 輸送コストの増大
 - 訪問に係る交通費等の実費
- 離島のなかでも、ある村においては、介護保険居宅介護（介護予防）サービス需給は福祉用具サービスのみに限られている状況下、福祉用具サービス利用者のうち、要介護 2 以下が占める割合は 80%を超えている。いずれの方においても、当該村の基本理念である「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ために必要不可欠な生活の一部となっており、福祉用具を利用しない生活は考えにくく、代替手段（介護保険給付レンタル外、購入等）を検討するにしても、村の所得状況については所得段階別調定集計表上でも第 1 段階が全村民の約半数に達しており、基準額に達しない第 4 段階まで 75%ほどを占める状況から、代替手段への切り替えが難しい現状となっている。

福祉用具レンタル卸事業者 ヒアリング調査結果

○貸与の実態について

- ・ 地域によって差はあるが、福祉用具メーカーから多種多様な商品が販売されてきていることもあり、完全に自社レンタルで事業を運営している福祉用具貸与事業者は年々少なくなっているように思う。
- ・ 福祉用具貸与事業者がレンタル卸を利用するメリットは、多くの商品を自社で購入しない為、商品の「陳腐化リスク」、「劣化リスク」、「不稼働リスク」等を福祉用具貸与事業者が全て負う必要がないことである。レンタル卸事業者側では、すべてのスタッフが全商品（全用具）について把握し、福祉用具貸与事業者への対応を行っている。
- ・ 利用者が①「一時的に入院」する場合、②「要介護認定の結果待ち」である場合において、福祉用具自体は利用者宅にあるにもかかわらず、福祉用具貸与事業者が利用者に費用自体を請求しないことが多い。このため、レンタル卸業者としてもレンタル費用を福祉用具貸与事業所に請求できないケースが多くなっている。同様の状況が、利用者に福祉用具のフィッティングをしてもらう期間（お試し期間、デモ期間）にもあてはまる。
 - ☆ フィッティングについては、通常、数台の福祉用具を持参して利用者にお試しいただくことが多い為、フィッティングした結果使用しなかった福祉用具については持ち帰って全件消毒等メンテナンスを行う必要があり、これらの経費についてもレンタル卸事業者持ちである。
- ・ また同様に、利用者が貸与契約を解約したのち、福祉用具貸与事業者が利用者宅から福祉用具を回収するまでの期間についても、福祉用具貸与事業者としては利用者に費用を請求していない。独居などで用具が容易に回収できず、回収期間が数週間になることもある。このような場合もレンタル卸事業者は、福祉用具貸与事業者にレンタル費用を請求できないという現状がある。
- ・ 福祉用具貸与事業所が自社で購入した商品を、レンタル卸事業者に修理やメンテナンスのみ依頼するというケースは存在しない。

○レンタル卸価格の設定根拠等

- ・ レンタル卸価格については、福祉用具メーカーからの仕入れ価格に、社独自の算出式を設定して決定している。
- ・ レンタル卸価格については、レンタル卸業者同士の競争により過去から比べて大幅に下がっている。
- ・ しかしながらメーカーからの仕入れ値については過去から比べてあまり下がっていないばかりか、用具によっては円安などの影響により値上がりしているものがあるため、状況は厳しい。
- ・ レンタル卸値に含まれているものの詳細については、「減価償却費」「人件費」、「配送費」、「倉庫費用」「消毒費」、「メンテナンス費」、等がある。

○福祉用具貸与事業者への対応等について

- ・ 福祉用具貸与事業者が福祉用具を配送するための社用車等を保持していない場合や貸与事業者のマンパワー不足の問題からレンタル卸事業者が利用者宅までの福祉用具の搬入・搬出、ベッドなどは、組み立てなどを行っているケースがある。
- ・ 契約先の福祉用具貸与事業者に対する支援として、本社主導で福祉用具専門相談員やケアマネジャーに向けての研修を行っている。また、福祉用具事業者の新人向けに、新人研修のお手伝いをすることもある（福祉用具の基礎知識・福祉用具新機種のご説明等）。
- ・ 小規模の貸与事業者に向けて、システム提供（サービス計画書作成ソフト、営業の管理位業務

系ソフト等) や、カタログ作成の支援を行っている。このような貸与事業者への支援については、福祉用具貸与事業への新規参入の参入障壁を低くすることにもつながっている。

住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連資料

○ コリンズ・テクリスについて

- コリンズ・テクリスとは、建設省(現国土交通省)の要請を受けて開始された実績データベースであり、公共発注機関が工事を発注する際に、より公正で客観的な企業選定(各事業の地域性、特殊性、企業の技術的適正を総合的にかつ公正に評価・判断)ができるよう支援することを目的とした、共同で利用できるデータベースである。コリンズ (CORINS) とは、「Construction Records Information System (工事实績情報システム)」の略称であり、テクリス (TECRIS) とは、「Technical Consulting Records Information System (業務実績情報システム)」の略称である。
- 近年、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、総合評価方式による企業の選定、過去の実績等、発注時における、より一層の入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性がもとめられており、コリンズ・テクリスは、技術力に信頼のおける企業選定を行うために活用されている。
- 発注機関から工事や業務を受注した企業は、一定の様式に従ってその内容についてのデータをコリンズ・テクリスセンターに登録し、それを公共機関へ提供する仕組みとなっている。
- コリンズ・テクリスの情報登録の流れ
 - ① 国、独立行政法人等、都道府県、政令市、市区町村等が公共工事・業務を発注
 - ② 受注した企業が、その工事・業務について実績データを作成。
 - 多くの発注機関が、「コリンズ・テクリスへの登録義務付け」を仕様書等で指示している。
 - ③ 受注した企業は、作成した実績データをコリンズ・テクリスセンターのシステムに登録。
 - ④ コリンズ・テクリスセンターが、登録された公共工事・業務の情報をデータベースで管理し、発注機関へ提供。
 - ⑤ 発注機関は、公共工事・業務を発注する際に、公募要件に見合った工事实績・業務実績の確認のために、コリンズ・テクリスを活用。